

令和3年12月15日判決言渡

令和2年（行ケ）第10089号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和3年9月22日

判 決

5

原 告 ジョイー インターナショナル
カンパニー リミテッド

10

同訴訟代理人弁護士 大 野 聖 二
同 大 野 浩 之
同訴訟代理人弁理士 酒 谷 誠 一

15

被 告 サイベックス ゲームベーパー

同訴訟代理人弁理士 伊 東 忠 重
同 伊 東 忠 彦
同 宮 崎 修
同 大 貫 進 介
同 島 村 暁

20

主 文

- 1 特許庁が無効2019-800027号事件について令和2年3月27日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を30日と定める。

25

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

主文同旨

第 2 事案の概要

5 1 特許庁における手続の経緯等

(証拠を掲記した部分以外は、当事者間に争いがない。)

10 (1) 被告は、発明の名称を「車両シートに取り付けるためのチャイルドセーフティシート又はベビーキャリア及びそのようなシートのためのサイドインパクトバー」とする特許第 6 3 2 8 1 0 8 号 (2 0 1 3 年 (平成 2 5 年) 6 月 1 3 日国際出願。パリ条約に基づく優先権主張外国庁受理 2 0 1 2 年 (平成 2 4 年) 6 月 1 8 日, ドイツ国, 同年 7 月 4 日, ドイツ国。平成 3 0 年 4 月 2 7 日設定登録。請求項の数 1 6。以下「本件特許」という。) の特許権者である。

15 (2) 原告は、平成 3 1 年 4 月 3 日, 特許庁に対し, 本件特許を無効にすることを求めて審判の請求をした (無効 2 0 1 9 - 8 0 0 0 2 7 号。以下「本件無効審判」という。)。被告は, 令和元年 7 月 1 6 日付けで訂正請求 (以下「本件訂正」という。) をした (甲 1 1。特許請求の範囲は, 請求項 1 ~ 1 5 につき訂正請求された。)

20 特許庁は, 令和 2 年 3 月 2 7 日, 「特許第 6 3 2 8 1 0 8 号の明細書, 特許請求の範囲を訂正請求書に添付された訂正明細書, 特許請求の範囲のとおり, 訂正後の請求項 [1 - 1 5] について訂正することを認める。本件審判の請求は, 成り立たない。」とする審決 (以下「本件審決」という。本件審決は, 別紙 1 のとおりである。) をし, その謄本は同年 4 月 6 日, 原告に送達された。

原告は, 令和 2 年 7 月 2 7 日, 本件審決の取消しを求めて本訴を提起した。

25 2 特許請求の範囲

本件訂正後の特許請求の範囲 (本件訂正により訂正された請求項 1 ~ 1 6)

は、次のとおりであり（本件審決第3〔本件審決7頁3行目～9頁34行目〕。
以下、請求項の記載は、本件訂正後の記載により、本件訂正により訂正された
請求項1～16に係る発明をそれぞれ「本件発明1」などといい、これらの全
体を包括して「本件発明」という。なお、請求項1の構成要件には1A～1H
5 の符号を付す。）、本件特許の願書に添付した明細書（前記1(2)の訂正後のもの。
以下「本件明細書」という。）は、別紙2-1（訂正明細書）（甲11中の訂正
明細書）記載のとおりであり、図面（以下「本件図面」といい、本件明細書と
併せて「本件明細書等」という。）は別紙2-2（図面）（甲21中の図面）の
とおりである。

10 (1) 請求項1

車両のシートに取り付けるための、子供又は乳児用のチャイルドセーフテ
ィシートであって、(1A)

子供又は乳児を支持する支持部と、(1B)

前記支持部のための構造要素としてのシートシェルと、(1C)

15 前記シートシェルの外側で前記シートシェルに取り付けられる側面衝突保
護部と、(1D)

を有し、

前記支持部は前記シートシェルの内側にあり、(1E)

20 前記側面衝突保護部は、前記シートシェルの前記外側から突出する方向に
前記チャイルドセーフティシートの所定の幅の中に位置する休止位置から、
前記チャイルドセーフティシートの前記所定の幅の外に位置する機能位置に、
及び前記機能位置から前記休止位置に移動可能であり、(1F)

25 前記側面衝突保護部は、前記チャイルドセーフティシートが前記車両の前
記シートに取付けられた状態において、前記車両の側部から前記チャイルド
セーフティシートに伝わる横からの力が前記シートシェルに導かれるように、
配置される、(1G)

チャイルドセーフティシート。(1 H)

(2) 請求項 2

前記側面衝突保護部は側部要素を有し、前記側部要素は、前記休止位置において、前記シートシェルの前記外側の側部領域に平らに置かれる、又は、
5 前記シートシェルの前記外側の側部領域と同じ高さである、
請求項 1 に記載のチャイルドセーフティシート。

(3) 請求項 3

前記側部要素は、前記機能位置での使用のために前記休止位置から展開され得る、旋回して出され得る、あるいは伸縮式に伸ばされ得る、
10 請求項 2 に記載のチャイルドセーフティシート。

(4) 請求項 4

前記側部要素は、長さ及び／又は高さ位置に関して、設定変更可能である、
請求項 2 又は 3 に記載のチャイルドセーフティシート。

(5) 請求項 5

前記側部要素は、前記側部要素を前記機能位置に固定するための、スナップ止め制御（カチッとロックする）機構、スナップ動作機構、折り畳み機構、ラチェット機構、伸縮機構、ねじ山若しくはねじ留め機構又はプーリ機構を有する、
15 請求項 2 乃至 4 のいずれか 1 項に記載のチャイルドセーフティシート。

(6) 請求項 6

前記側部要素は、前記チャイルドセーフティシートの座部領域より上に配置される、
20 請求項 2 乃至 5 のいずれか 1 項に記載のチャイルドセーフティシート。

(7) 請求項 7

前記側部要素は、前記チャイルドセーフティシートの背部に、配置される、
25 請求項 2 乃至 6 のいずれか 1 項に記載のチャイルドセーフティシート。

(8) 請求項 8

前記チャイルドセーフティシートは、前記シートシェルの 2 つの前記側部要素を有する、

請求項 2 乃至 7 のいずれか 1 項に記載のチャイルドセーフティシート。

5 (9) 請求項 9

前記シートシェルの各側部に設けられる前記側部要素は、シートシェル構造内で、互いに接続される、

請求項 2 乃至 8 のいずれか 1 項に記載のチャイルドセーフティシート。

(10) 請求項 1 0

10 前記側部要素は、折り畳み部分として設計され、前記折り畳み部分は、前記休止位置から前記機能位置への及び前記機能位置から前記休止位置への切り替えの目的のために軸周りに回転されることができ、前記折り畳み部分は、前記折り畳み部分が前記機能位置でロックされるように、ロックバーがロックする少なくとも 1 つの停止保持器を有し、前記ロックは、解放ボタン又は解放スライダを作動させるユーザによって解放されることができ、前記解放ボタン又は前記解放スライダの 1 つは前記ロックバーに対して割り当てられる、

15 請求項 2 乃至 9 のいずれか 1 項に記載のチャイルドセーフティシート。

(11) 請求項 1 1

20 前記ロックバーは、前記折り畳み部分が前記休止位置から前記機能位置にされるとき、前記停止保持器が前記折り畳み部分をロックする位置に向かって前記停止保持器及び前記ロックバーを付勢する弾性要素によって、与圧を与えられる、

請求項 1 0 に記載のチャイルドセーフティシート。

25 (12) 請求項 1 2

前記休止位置にあるとき、前記ロックバーは、前記折り畳み部分によって、

前記弾性要素により与圧を与えられる位置に保持される，

請求項 1 1 に記載のチャイルドセーフティシート。

(13) 請求項 1 3

前記折り畳み部分は，前記休止位置と前記機能位置との間の複数の位置の
5 いずれかでロックされるように，前記ロックバーによってつかまれるコギン
グを有する，

請求項 1 0 乃至 1 2 のいずれか 1 項に記載のチャイルドセーフティシート。

(14) 請求項 1 4

前記側部要素は，隣接する他のチャイルドセーフティシートの隣接する側
10 部要素を受容する受容部及び／又は前記隣接する側部要素と接触する接触装
置及び／又は前記隣接する側部要素と接合する接合装置及び／又は前記隣接
する側部要素とロックするロック装置を有する，

請求項 2 乃至 1 3 のいずれか 1 項に記載のチャイルドセーフティシート。

(15) 請求項 1 5

前記側部要素は，折り畳み可能な又はネジ式の又はスリップオン式の，キ
15 ノコ状端部を有する，

請求項 2 乃至 1 4 のいずれか 1 項に記載のチャイルドセーフティシート。

(16) 請求項 1 6

子供又は乳児を支持する支持部と，前記支持部のための構造要素としての
20 シートシェルと，を有し，前記支持部は前記シートシェルの内側にある，子
供又は乳児用のチャイルドセーフティシートに取り付けられるように設計さ
れる側面衝突保護部であって，

前記側面衝突保護部は，前記シートシェルの外側で前記シートシェルに取り
付けられる折り畳み部分として形成され，前記折り畳み部分を休止位置か
25 ら機能位置に及び前記機能位置から前記休止位置に変更するために，前記折
り畳み部分は軸周りに回転されることができ，前記折り畳み部分は，前記折

り畳み部分が前記折り畳み部分の少なくとも一部が前記シートシェルの前記外側から突出する前記機能位置における所定位置でロックされるように、その上でロックバーが前記機能位置でロックする少なくとも1つの停止保持器を有し、さらに前記折り畳み部分の前記機能位置において前記所定位置で
5 ロックすることは、少なくとも1つの前記ロックバーに対して割り当てられる解放ボタン又は解放スライダの作動によって解放され得る、

側面衝突保護部。

3 本件審決の要旨

(1) 無効理由

10 本件無効審判において、原告は、次のような無効理由を主張した（本件審決第4，1〔本件審決10頁9行目～11頁16行目〕）。

ア 無効理由1

15 本件発明1，2，3，6ないし9及び14は、甲1（ヨーロッパ特許出願公報（EUROPEAN PATENT APPLICATION EP2384926A1）。公開日2011年（平成23年）11月9日。以下、甲1に記載された発明を「甲1発明」という。）に基づいて、新規性を有さず、また仮に甲1に対して相違点が存在するとしても些細な微差に過ぎず進歩性を有さないことから、甲1に基づいて無効とされるべきものである（特許法29条1項3号又は2項及び同法123条1項2号）。

20 本件発明4に係る発明は、甲1及び甲2（特表2008-515695公表特許公報。公表日平成20年（2008年）5月15日）に基づいて、進歩性を有さないことから、甲1及び甲2に基づいて無効とされるべきものである（特許法29条2項及び同法123条1項2号）。

25 本件発明5及び15は、甲1に基づいて進歩性を有さないことから、甲1に基づいて無効とされるべきものである（特許法29条2項及び同法123条1項2号）。

本件発明 10 ないし 13 及び 16 は、甲 1 及び甲 3（以下、枝番号をすべて含む。甲 3 の 1 は特開平 11-268565 公開特許公報、公開日平成 11 年（1999 年）10 月 5 日。甲 3 の 2 はアメリカ合衆国特許公報 Patent Number 6,045,183）に基づいて進歩性を有さないことから、甲 1
5 及び甲 3 に基づいて無効とされるべきものである（特許法 29 条 2 項及び同法 123 条 1 項 2 号）。

イ 無効理由 2

本件発明 1 ないし 3, 5, 6, 8, 14 及び 15 は、甲 4（特開平 7-69109 公開特許公報、公開日平成 7 年（1995 年）3 月 14 日。以下、甲 4 に記載された発明を「甲 4 発明」という。）に基づいて、新規性を
10 有さず、また仮に甲 4 発明に対して相違点が存在するとしても些細な微差に過ぎず進歩性を有さないことから、甲 4 に基づいて無効とされるべきものである（特許法 29 条 1 項 3 号又は 2 項及び同法 123 条 1 項 2 号）。

本件発明 4 は、甲 4 及び甲 2 に基づいて、進歩性を有さないことから、
15 甲 4 及び甲 2 に基づいて無効とされるべきものである（特許法 29 条 2 項及び同法 123 条 1 項 2 号）。

本件発明 7 及び 9 は、甲 4 に基づいて進歩性を有さないことから、甲 4
に基づいて無効とされるべきものである（特許法 29 条 2 項及び同法 123 条 1 項 2 号）。

本件発明 10 ないし 13 及び 16 に係る発明は、甲 4 及び甲 3 に基づいて
20 進歩性を有さないことから、甲 4 及び甲 3 に基づいて無効とされるべきものである（特許法 29 条 2 項及び同法 123 条 1 項 2 号）。

ウ 無効理由 3

本件発明 1 ないし 8, 14 及び 15 は、甲 5（アメリカ合衆国特許出願
25 公報（United States Patent Application Publication Pub. No.: US 2011/0012398 A1）。公開日 2011 年（平成 23 年）1 月 20 日。以下、

甲 5 に記載された発明を「甲 5 発明」という。) に対して新規性又は進歩性を有しておらず、又は甲 5 ないし甲 7 に対して進歩性を有しておらず、無効とされるべきものである (特許法 29 条 1 項 3 号又は 2 項及び同法 123 条 1 項 2 号)。

5 本件発明 9 は甲 5 及び甲 6、又は甲 5 ないし甲 7 に対して進歩性を有さず、無効とされるべきものである (特許法 29 条 2 項及び同法 123 条 1 項 2 号)。

10 本件発明 10 ないし 13 及び 16 の各々は甲 5 又は甲 5、甲 3、甲 6 及び甲 7 に対して進歩性を有さず、無効とされるべきものである (特許法 29 条 2 項及び同法 123 条 1 項 2 号)。

エ 無効理由 5

15 本件発明 1 の「チャイルドセーフティシートの所定の幅」とする記載は、権利範囲の外縁を不明確にするため、特許法 36 条 6 項 2 号の明確性要件に違反するものであり、無効とされるべきものである (特許法 123 条 1 項 4 号)。

(なお、無効理由 4 は取り下げられた。)

(2) 引用発明の認定と本件発明との一致点・相違点

ア 甲 1 との関係

(ア) 甲 1 発明

20 本件審決は、甲 1 発明を次のとおり認定した。

a 甲 1 発明 1 (本件審決第 5、1(1)ア [本件審決 18 頁 5～16 行目])

子供用車両シート 1 であって、

子供を支持する部材である、側方支持部 6 を備えた背もたれ 5、座部 4、ヘッドレスト 10、とを備えたシート 3 と、

25 前記シート 3 を取り付けているベース 2 と、

を備え、

両方の側部において、前記背もたれ 5 は枢動軸によって前記背もたれ 5 に枢動可能に連結された前記側方支持部 6 を備え、

前記シート 3 は前記ベース 2 の上側にあり、

前記側方支持部 6 は、前記背もたれ 5 の両方の側部から略外方に突出する方向に内方位置から外に位置する外方位置に、及び、外方位置から内方位置に回転軸 7 を中心に回転する、

子供用車両シート 1。

b 甲 1 発明 1 6 (本件審決第 5, 1(1)イ [本件審決 18 頁 18 ~ 28 行目])

子供を支持する部材である、側方支持部 6 を備えた背もたれ 5, 座部 4, ヘッドレスト 10, とを備えたシート 3 と、

前記シート 3 を取り付けているベース 2 と、を備えた子供用車両シート 1 の前記シート 3 の前記背もたれ 5 に枢動可能に連結されている側方支持部 6 であって、

前記側方支持部 6 は、両方の側部において前記背もたれ 5 に枢動可能に連結され、

前記側方支持部 6 は、前記背もたれ 5 の両方の側部から略外方に突出する方向に内方位置から外に位置する外方位置に、及び、外方位置から内方位置に回転軸 7 を中心に回転する、

側方支持部 6。

(イ) 本件発明 1 と甲 1 発明との一致点・相違点

本件審決は、本件発明 1 と甲 1 発明の一致点・相違点を次のとおり認定した。

a 本件発明 1 と甲 1 発明 1 との一致点・相違点

(a) 一致点 (本件審決第 5, 2(1)(1-1) [本件審決 48 頁 14 ~ 23 行目])

車両のシートに取り付けるための、子供又は乳児用のチャイルド
セーフティシートであって、

シートの部材と、

前記シートの部材の側方で前記シートの部材に取り付けられる側
方の部材と、

を有し、

前記側方の部材は、前記シートの部材の側方に突出する方向に内
方の位置から外方の位置に、及び、前記外方の位置から前記内方の
位置に移動可能である、

チャイルドセーフティシート。

(b) 相違点 1 (本件審決第 5, 2(1)(1-1) [本件審決 48 頁 26 ~
34 行目])

本件発明 1 では、「子供又は乳児を支持する支持部と、前記支持部
のための構造要素としてのシートシェルと、前記シートシェルの外
側で前記シートシェルに取り付けられる側面衝突保護部と、を有し、
前記支持部は前記シートシェルの内側にあ」るのに対して、甲 1 発
明 1 では、「子供を支持する部材である、側方支持部 6 を備えた背も
たれ 5, 座部 4, ヘッドレスト 10, とを備えたシート 3 と、前記
シート 3 を取り付けているベース 2 と、を備え、両方の側部におい
て、前記背もたれ 5 は枢動軸によって前記背もたれ 5 に枢動可能に
連結された側方支持部 6 を備え、前記シート 3 は前記ベース 2 の上
側にあ」る点。

(c) 相違点 2 (本件審決第 5, 2(1)(1-1) [本件審決 48 頁 36 行
目 ~ 49 頁 7 行目])

本件発明 1 では、「前記側面衝突保護部は、前記シートシェルの前
記外側から突出する方向に前記チャイルドセーフティシートの所定

の幅の中に位置する休止位置から、前記チャイルドセーフティシートの前記所定の幅の外に位置する機能位置に、及び前記機能位置から前記休止位置に移動可能であり、前記側面衝突保護部は、前記チャイルドセーフティシートが前記車両の前記シートに取付けられた状態において、前記車両の側部から前記チャイルドセーフティシートに伝わる横からの力が前記シートシェルに導かれるように、配置される」のに対して、甲 1 発明 1 では、「前記側方支持部 6 は、前記背もたれ 5 の両方の側部から略外方に突出する方向に内方位置から外に位置する外方位置に、及び、外方位置から内方位置に旋回軸 7 を中心に旋回する」点。

b 本件発明 1 6 と甲 1 発明 1 6 との一致点・相違点

(a) 一致点 (本件審決第 5, 2(3)(3-1) [本件審決 5 8 頁 4 ~ 1 0 行目])

シートの一部材と、を有し、子供又は乳児用のチャイルドセーフティシートの一部材に取り付けられるように設計される側方の部材であって、

前記側方の部材は、前記シートの一部材の側方で前記シートの一部材に取り付けられた部分として形成され、前記部分は、内方の位置から外方の位置に、及び、前記外方の位置から前記内方の位置に変更するために、前記部分は軸周りに回転されることができる、

側方の部材。

(b) 相違点 1 (本件審決第 5, 2(3)(3-1) [本件審決 5 8 頁 1 3 ~ 2 0 行目])

本件発明 1 6 では、「子供又は乳児を支持する支持部と、前記支持部のための構造要素としてのシートシェルと、を有し、前記支持部は前記シートシェルの内側にある、子供又は乳児用のチャイルドセ

ーフティシートに取り付けられるように設計される側面衝突保護部」であるのに対して、甲1発明16では、「子供を支持する部材である、側方支持部6を備えた背もたれ5、座部4、ヘッドレスト10、とを備えたシート3と、前記シート3を取り付けているベース2と、を備えた子供用車両シート1の前記シート3の前記背もたれ5に枢動可能に連結されている側方支持部6」である点。

(c) 相違点2 (本件審決第5, 2(3)(3-1) [本件審決58頁22~30行目])

本件発明16では、「前記側面衝突保護部は、前記シートシェルの外側で前記シートシェルに取り付けられる折り畳み部分として形成され、前記折り畳み部分を休止位置から機能位置に及び前記機能位置から前記休止位置に変更するために、前記折り畳み部分は軸周りに回転されることができ」るのに対して、甲1発明16では、「前記側方支持部6は、両方の側部において、前記背もたれ5に枢動可能に連結され、前記側方支持部6は、前記背もたれ5の両方の側部から略外方に突出する方向に内方位置から外に位置する外方位置に、及び、外方位置から内方位置に回転軸7を中心に回転する」ものである点。

(d) 相違点3 (本件審決第5, 2(3)(3-1) [本件審決58頁32~39行目])

本件発明16では、「前記折り畳み部分は、前記折り畳み部分が前記折り畳み部分の少なくとも一部が前記シートシェルの前記外側から突出する前記機能位置における所定位置でロックされるように、その上でロックバーが前記機能位置でロックする少なくとも1つの停止保持器を有し、さらに前記折り畳み部分の前記機能位置において前記所定位置でロックすることは、少なくとも1つの前記ロック

バーに対して割り当てられる解放ボタン又は解放スライダの作動によって解放され得る」のに対して、甲1発明16では、そのような特定はされていない点。

イ 甲4との関係

5 (ア) 甲4発明

本件審決は、甲4発明を次のとおり認定した。

a 甲4発明1(本件審決第5,1(5)ア[本件審決29頁3~16行目])

自動車用子供安全シート1であって、

10 子供を支持する座部2及び背もたれ部3、頭部を保護するためのヘッドガード4,5と、

を備え、

前記背もたれ部3、前記ヘッドガード4,5にはベースとなる部材があり、

15 前記背もたれ部3、ヘッドガード4,5のクッション材やカバー材は、前記背もたれ部3、前記ヘッドガード4,5のベースとなる部材の表面側にあり、

前記ヘッドガード4,5は、前記背もたれ部3の両側縁部から前方へ張り出し、背もたれ部3の立ち上がる方向と実質的に平行に延びる軸線のまわりに回動可能とされ、内方位置から外に位置する外方位置に、及び外方位置から内方位置に回動可能である、

20 自動車用子供安全シート1。

b 甲4発明16(本件審決第5,1(5)イ[本件審決29頁18~30行目])

25 子供を支持する座部2及び背もたれ部3、頭部を保護するためのヘッドガード4,5と、を備える、自動車用子供安全シート1の背もたれ部3に回動可能に保持されるヘッドガード4,5であって、

前記背もたれ部 3，前記ヘッドガード 4，5 にはベースとなる部材があり，前記背もたれ部 3 と前記ヘッドガード 4，5 のクッション材やカバー材は前記ベースとなる部材の表面側にあり，

前記ヘッドガード 4，5 は，前記背もたれ部 3 の両側縁部から前方へ張り出して回動可能に保持され，

前記ヘッドガード 4，5 は，内方位置から外方位置に，及び，外方位置から内方位置にヒンジ部 1 4 の軸線回りに回動可能であり，

前記ヘッドガード 4，5 の回動後の固定に，所定の操作により強固に固定するロック手段が用いられる，

ヘッドガード 4，5。

(イ) 本件発明と甲 4 発明との一致点・相違点

本件審決は，本件発明と甲 4 発明の一致点・相違点を次のとおり認定した。

a 本件発明 1 と甲 4 発明 1 との一致点・相違点

(a) 一致点（本件審決第 5，3(1)(1-1)〔本件審決 6 2 頁 2 4～3 3 行目〕）

車両のシートに取り付けるための，子供又は乳児用のチャイルドセーフティシートであって，

子供又は乳児を支持する支持部と，

前記支持部のための構造要素としてのシートの部材と，

前記シートの部材に取り付けられる側方の保護部材と，

を有し，

前記支持部は前記シートの部材の内側にあり，

前記側方の保護部材は，内方の位置から外方の位置に，及び前記外方の位置から前記内方の位置に移動可能である，

チャイルドセーフティシート。

(b) 相違点 1 (本件審決第 5, 3(1)(1-1) [本件審決 6 2 頁 3 6 行目～6 3 頁 5 行目])

5 本件発明 1 では、「前記支持部のための構造要素としてのシートシェルと、前記シートシェルの外側で前記シートシェルに取り付けられる側面衝突保護部と、を有し、前記支持部は前記シートシェルの内側にあ」るのに対して、甲 4 発明 1 では、「背もたれ部 3」の「ベースとなる部材」と、「前記背もたれ部 3 の両側縁部から前方へ張り出し、背もたれ部 3 の立ち上がる方向と実質的に平行に延びる軸線のまわりに回動可能なヘッドガード 4, 5 と、を有し、前記子供を支持する背もたれ部 3, 頭部を保護するためのヘッドガード 4, 5 のクッション材やカバー材は、前記背もたれ部 3, 前記ヘッドガード 4, 5 のベースとなる部材の表面側にある」点。

(c) 相違点 2 (本件審決第 5, 3(1)(1-1) [本件審決 6 3 頁 7～1 8 行目])

15 本件発明 1 では、「前記側面衝突保護部は、前記シートシェルの前記外側から突出する方向に前記チャイルドセーフティシートの所定の幅の中に位置する休止位置から、前記チャイルドセーフティシートの前記所定の幅の外に位置する機能位置に、及び前記機能位置から前記休止位置に移動可能であり、前記側面衝突保護部は、前記チャイルドセーフティシートが前記車両の前記シートに取付けられた状態において、前記車両の側部から前記チャイルドセーフティシートに伝わる横からの力が前記シートシェルに導かれるように、配置される」のに対して、甲 4 発明 1 では、「背もたれ部 3 の立ち上がる方向と実質的に平行に延びる軸線まわりに回動可能なヘッドガード 4, 5」であって、「前記ヘッドガード 4, 5 は、前記背もたれ部 3 の両側縁部から前方へ張り出して内方位置から外に位置する外方位

20

25

置に、及び外方位置から内方位置に回動可能である」点。

b 本件発明 1 6 と甲 4 発明 1 6 との一致点・相違点

(a) 一致点 (本件審決第 5, 3(3)(3-1) [本件審決 6 9 頁 1 6 ~ 2 7 行目])

5 子供又は乳児を支持する支持部と、前記支持部のための構造要素としてのシートの一部材と、を有し、前記支持部は前記シートの一部材の内側にある、子供又は乳児用のチャイルドセーフティシートに取り付けられるように設計される側方の保護部材であって、

10 前記側方の保護部材は前記シートの一部材に取り付けられる部分として形成され、

前記部分を第一の位置から第二の位置に、前記第二の位置から前記第一の位置に変更するために、前記部分は軸周りに回転されることができ、前記部分は、前記部分が前記部分の少なくとも一部を、第二の位置の所定の位置でロックされるように、前記第二の位置で
15 ロックする少なくとも 1 つの停止保持器を有する、

側方の保護部材。

(b) 相違点 1 (本件審決第 5, 3(3)(3-1) [本件審決 6 9 頁 3 0 ~ 3 7 行目])

20 本件発明 1 6 では、前記支持部のための構造要素としての「シートシェル」と、を有し、前記支持部は前記「シートシェル」の内側にある、子供又は乳児用のチャイルドセーフティシートに取り付けられるように設計される「側面衝突保護部」であるのに対して、甲 4 発明 1 6 では、「前記背もたれ部 3, 前記ヘッドガード 4, 5 のためのベースとなる部材と、を有し、前記背もたれ部 3 と前記ヘッド
25 ガード 4, 5 のクッション材やカバー材は前記ベースとなる部材の表面側にある、自動車用子供安全シート 1 の背もたれ部 3 に回動可

能に保持されるヘッドガード4, 5」である点。

(c) 相違点2 (本件審決第5, 3(3)(3-1) [本件審決69頁39行目～70頁15行目])

5 本件発明16では、「前記側面衝突保護部は、前記シートシェルの外側で前記シートシェルに取り付けられる折り畳み部分として形成され、前記折り畳み部分を休止位置から機能位置に及び前記機能位置から前記休止位置に変更するために、前記折り畳み部分は軸周りに回転されることができ、前記折り畳み部分は、前記折り畳み部分が前記折り畳み部分の少なくとも一部が前記シートシェルの前記外側から突出する前記機能位置における所定位置でロックされるように、その上でロックバーが前記機能位置でロックする少なくとも1つの停止保持器を有し、さらに前記折り畳み部分の前記機能位置において前記所定位置でロックすることは、少なくとも1つの前記ロックバーに対して割り当てられる解放ボタン又は解放スライダの作動によって解放され得る」のに対して、甲4発明16では、
10 「前記ヘッドガード4, 5は前記背もたれ部3の両側縁部から前方へ張り出して回動可能に保持され、前記ヘッドガード4, 5は、内方位置から外方位置に、及び、外方位置から内方位置にヒンジ部14の軸線回りに回動可能であり、前記ヘッドガード4, 5の回動後の固定に、所定の操作により強固に固定するロック手段が用いられる」点。

ウ 甲5との関係

(ア) 甲5発明

本件審決は、甲5発明を次のとおり認定した。

25 a 甲5発明1-1 (本件審決第5, 1(6)ア [本件審決40頁17～36行目])

側面衝撃保護付きチャイルド安全シート 1 であって、
パッドで覆われるとともに子供を支持する背もたれ、座部と、からなるシート部分と、

運搬用ハンドル 8 と、

5 前記シート部分の外側（側部）においてチャイルド安全シート 1 の運搬用ハンドル 8 の固定領域 1 1 に取り付けられたエネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 と、

を有し、

10 前記エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2，1 0 1 は、前記シート部分の前記外側（側部）から突出する方向に運搬用ハンドル 8 の固定領域 1 1 を含めた幅内に位置する休止位置から、前記運搬用ハンドル 8 の固定領域 1 1 を含めた幅外に位置する機能位置に、及び、前記機能位置から前記休止位置に移動可能であり、

15 エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は、チャイルド安全シート 1 が前記車両のシート的一方に固定された状態で、チャイルド安全シート 1 に横方向に作用する力を支持要素に導入するか、横方向の動きから支持要素に運動エネルギーを伝達し、伝達されるエネルギーは、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 によってチャイルド安全シート 1 又はベース要素に伝達され、最終的には車体構造に伝達される、

20 チャイルド安全シート 1。

b 甲 5 発明 1 6 - 1（本件審決第 5，1(6)イ〔本件審決 4 0 頁 3 8 行目～4 1 頁 1 8 行目〕）

パッドで覆われるとともに子供を支持する背もたれ、座部と、からなるシート部分と、

25 運搬用ハンドル 8 と、

エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 と、

を有する側面衝撃保護付きチャイルド安全シート 1 の運搬用ハンドル 8 の固定領域 1 1 に取り付けられたエネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 であって、

前記エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2, 1 0 1 は、前記シート部分の前記外側（側部）で運搬用ハンドル 8 の固定領域 1 1 に取り付けられる弧状部分として形成され、

前記エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2, 1 0 1 は、前記弧状部分を休止位置から前記機能位置に、及び、前記機能位置から前記休止位置に移動するために、前記弧状部分は、枢軸周りに回動され、

エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は、チャイルド安全シート 1 が前記車両のシート的一方に固定された状態で、チャイルド安全シート 1 に横方向に作用する力を支持要素に導入するか、横方向の動きから支持要素に運動エネルギーを伝達し、伝達されるエネルギーは、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 によってチャイルド安全シート 1 又はベース要素に伝達され、最終的には車体構造に伝達される、

前記エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2, 1 0 1。

c 甲 5 発明 1 - 2 (本件審決第 5, 1(6)ウ(イ) [本件審決 4 2 頁 2 0 ~ 3 6 行目])

側面衝撃保護付きチャイルド安全シート 1 であって、

パッドで覆われるとともに子供を支持する背もたれ、座部と、からなるシート部分と、

運搬用ハンドル 8 と、

エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 と、

を有し、

エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 としての円筒（シリンダ） 3 0 1 が、運搬用ハンドルの固定領域 1 1 に配置され、突出する方向に、

内側に押し込まれた休止位置から外側の機能位置にシフトされ、

案内ピン 302 が凹部の機能領域 306 に位置づけられることにより、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は、機能位置 4 に固定され、

チャイルド安全シート 1 が車両のシートに固定された状態で、チャイルド安全シート 1 に横方向に作用する力を支持要素に導入するか、横方向の動きから支持要素に運動エネルギーを伝達し、伝達されるエネルギーは、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 によってチャイルド安全シート 1 に伝達される、

チャイルド安全シート 1。

d 甲 5 発明 16-2 (本件審決第 5, 1(6)ウ(エ) [本件審決 43 頁 26 行目～44 頁 13 行目])

パッドで覆われるとともに子供を支持する背もたれ、座部と、からなるシート部分と、

運搬用ハンドル 8 と、

エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 と、

を有する側面衝撃保護付きチャイルド安全シート 1 の運搬用ハンドル 8 の固定領域 11 に配置されたエネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 であって、

エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は案内ピン 302 が配置されている円筒 301 の形状を有し、円筒 (シリンダ) 301 は案内ピン 302 用の接続部材の形態の凹部 304 を含むシリンダガイド 303 内で案内され、前記円筒 (シリンダ) 301 を休止位置 3 から機能位置 4 にシフトするために、前記円筒 (シリンダ) 301 は、シリンダガイド 303 内で軸周りに回転されることができ、前記円筒 (シリンダ) 301 の案内ピン 302 はシリンダガイド 303 の凹部の機能領域 306 に位置付けられ前記エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は

機能位置 4 に固定され、前記エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 が
固定される上記機能位置 4 は前記円筒（シリンダ） 3 0 1 が前記運搬
ハンドル 8 の固定領域 1 1 の外側から突出する位置であり、前記円筒
（シリンダ） 3 0 1 の案内ピン 3 0 2 はシリンダガイド 3 0 3 の凹部
5 の機能領域 3 0 6 に位置付けられエネルギー吸収及び／又は伝達要素
2 が機能位置 4 に固定されることは、凹部グリップ 3 1 0 の操作によ
って開放され得るもので、

エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は、チャイルド安全シート 1
が前記車両のシート的一方に固定された状態で、チャイルド安全シー
10 ト 1 に横方向に作用する力を支持要素に導入するか、横方向の動きか
ら支持要素に運動エネルギーを伝達し、伝達されるエネルギーは、エ
ネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 によってチャイルド安全シート 1
又はベース要素に伝達され、最終的には車体構造に伝達される、

エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2。

15 (イ) 本件発明と甲 5 発明との一致点・相違点

本件審決は、本件発明と甲 5 発明の一致点・相違点を次のとおり認定
した。

a 本件発明 1 と甲 5 発明 1 - 1 との一致点・相違点

20 (a) 一致点（本件審決第 5, 4(1) (1 - 1) [本件審決 7 4 頁 2 ~ 1 8
行目])

車両に取り付けるための、子供又は乳児用のチャイルドセーフテ
ィシートであって、

子供又は乳児を支持する支持部と、

シートの部材と、

25 前記シートの部材の外側で前記シートの一部に取り付けられる力
を吸収・伝達する部材と、

を有し、

前記支持部は前記シートの部材の内側にあり、

前記力を吸収・伝達する部材は、前記シートの部材の前記外側から突出する方向に前記チャイルドセーフティシートの所定の幅の中に位置する休止位置から、前記チャイルドセーフティシートの前記所定の幅の外に位置する機能位置に、及び前記機能位置から前記休止位置に移動可能であり、

前記力を吸収・伝達する部材は、前記チャイルドセーフティシートが前記車両の前記シートに取り付けられた状態において、前記車両の側部から前記チャイルドセーフティシートに伝わる横からの力が前記シートに導かれるように、配置される、

チャイルドセーフティシート。

(b) 相違点 1 (本件審決第 5, 4(1) (1-1) [本件審決 74 頁 21 行目～75 頁 3 行目])

本件発明 1 では、前記支持部のための構造要素としての「シートシェル」と、前記「シートシェル」の外側で前記「シートシェル」に取り付けられる「側面衝突保護部」と、を有し、前記支持部は前記「シートシェル」の内側にあり、前記「側面衝突保護部」は、前記「シートシェル」の前記外側から突出する方向に移動可能であり、前記「側面衝突保護部」は、前記チャイルドセーフティシートが前記車両の前記シートに取り付けられた状態において、前記車両の側部から前記チャイルドセーフティシートに伝わる横からの力が前記「シートシェル」に導かれるように、配置されるものであるのに対して、甲 5 発明 1-1 では、「パッドで覆われるとともに子供を支持する背もたれ、座部と、からなるシート部分と、運搬用ハンドル 8 と、前記シート部分の外側（側部）においてチャイルド安全シー

ト 1 の運搬用ハンドル 8 の固定領域 1 1 に取り付けたエネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 と，を有し，前記エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2，1 0 1 は，前記シート部分の前記外側（側部）から突出する方向に運搬用ハンドル 8 の固定領域 1 1 を含めた幅内に位置する休止位置から，前記運搬用ハンドル 8 の固定領域 1 1 を含めた幅外に位置する機能位置に，及び，前記機能位置から前記休止位置に移動可能であり，エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は，チャイルド安全シート 1 が前記車両のシート的一方に固定された状態で，チャイルド安全シート 1 に横方向に作用する力を支持要素に導入するか，横方向の動きから支持要素に運動エネルギーを伝達し，伝達されるエネルギーは，エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 によってチャイルド安全シート 1 又はベース要素に伝達され，最終的には車体構造に伝達される」ものである点。

b 本件発明 1 と甲 5 発明 1 - 2 との一致点・相違点

(a) 一致点（本件審決第 5，4(1)（1 - 3）〔本件審決 8 0 頁 8 ~ 2 4 行目〕）

車両に取り付けるための，子供又は乳児用のチャイルドセーフティシートであって，
子供又は乳児を支持する支持部と，
シートの部材と，
前記シートの部材の外側で前記シートに取り付けられている力を吸収・伝達する部材と，
を有し，
前記支持部は前記シートの部材の内側にあり，
前記力を吸収・伝達する部材は，前記シートの部材の前記外側に突出する方向に，前記チャイルドセーフティシートの所定の幅の中

に位置する休止位置から、前記チャイルドセーフティシートの前記
所定の幅の外に位置する機能位置に、移動可能であり、

前記力を吸収・伝達する部材は、前記チャイルドセーフティシー
トが車両のシートの取り付けられた状態において、車両の側部から
5 前記チャイルドセーフティシートに伝わる横からの力が前記シート
に導かれるように、配置される、

チャイルドセーフティシート。

(b) 相違点 1' (本件審決第 5, 4(1) (1-3) [本件審決 80 頁 27
行目~81 頁 7 行目])

10 本件発明 1 では、前記支持部のための構造要素としての「シート
シェル」と、前記「シートシェル」の外側で前記「シートシェル」
に取り付けられる「側面衝突保護部」と、を有し、前記支持部は前
記「シートシェル」の内側にあり、前記「側面衝突保護部」は、前
記「シートシェル」の前記外側から突出する方向に移動可能であり、
15 前記「側面衝突保護部」は、前記チャイルドセーフティシートが前
記車両の前記シートに取り付けられた状態において、前記車両の側
部から前記チャイルドセーフティシートに伝わる横からの力が前
記「シートシェル」に導かれるように、配置されるものであるのに
対して、甲 5 発明 1-2 では、「パッドで覆われるとともに子供を支
20 持する背もたれ、座部と、からなるシート部分と、運搬用ハンドル
8 と、エネルギー吸収及び/又は伝達要素 2 と、を有し、エネルギ
ー吸収及び/又は伝達要素 2 としての円筒 (シリンダ) 301 が、
運搬用ハンドルの固定領域 11 に配置され、突出する方向に、内側
に押し込まれた休止位置から外側の機能位置にシフトされ、案内ピ
25 ン 302 が凹部の機能領域 306 に位置づけられることにより、エ
ネルギー吸収及び/又は伝達要素 2 は、機能位置 4 に固定され、チ

5
チャイルド安全シート1が車両のシートに固定された状態で、チャイルド安全シート1に横方向に作用する力を支持要素に導入するか、横方向の動きから支持要素に運動エネルギーを伝達し、伝達されるエネルギーは、エネルギー吸収及び／又は伝達要素2によってチャイルド安全シート1に伝達される」ものである点。

(c) 相違点2' (本件審決第5, 4(1)(1-3) [本件審決81頁9～12行目])

10
力を吸収・伝達する部材に関して、本件発明1では、「前記側面衝突保護部」が「前記機能位置から前記休止位置に」移動可能であるのに対して、甲5発明1-2では、「エネルギー吸収及び／又は伝達要素2」についてそのような特定はなされていない点。

c 本件発明16と甲5発明16-1との一致点・相違点

(a) 一致点 (本件審決第5, 4(3)(3-1) [本件審決84頁9～17行目])

15
子供又は乳児を支持する支持部と、シートの部材と、を有し、前記支持部は前記シートの部材の内側にある、子供又は乳児用のチャイルドセーフティシートに取り付けられるように設計される力を吸収・伝達する部材であって、

20
前記力を吸収・伝達する部材は、前記シートの部材の外側で前記シートの一部に取り付けられる折り畳み部分として形成され、前記折り畳み部分を休止位置から機能位置に及び前記機能位置から前記休止位置に移動するために、前記折り畳み部分は軸周りに回転されることができる、

力を吸収・伝達する部材。

25
(b) 相違点1 (本件審決第5, 4(3)(3-1) [本件審決84頁20～32行目])

5 本件発明 16 では、子供又は乳児を支持する支持部と、前記支持部のための構造要素としての「シートシェル」と、を有し、前記支持部は「前記シートシェルの内側にある」、子供又は乳児用のチャイルドセーフティシートに取り付けられるように設計される「側面衝突保護部」であって、前記「側面衝突保護部」は、前記「シートシェル」の外側で前記「シートシェル」に取り付けられる折り畳み部分として形成されるのに対して、甲5発明16-1では、「パッドで覆われるとともに子供を支持する背もたれ、座部と、からなるシート部分と、運搬用ハンドル8と、エネルギー吸収及び／又は伝達要素2と、を有する側面衝撃保護付きチャイルド安全シート1の運搬用ハンドル8の固定領域11に取り付けたエネルギー吸収及び／又は伝達要素2であって、前記エネルギー吸収及び／又は伝達要素2、101は、前記シート部分の前記外側（側部）で運搬用ハンドル8の固定領域11に取り付けられる弧状部分として形成される点。

10
15 (c) 相違点2（本件審決第5，4(3)(3-1)〔本件審決84頁34行目～85頁5行目〕）

20 本件発明16では、「前記折り畳み部分は、前記折り畳み部分が前記折り畳み部分の少なくとも一部が前記シートシェルの前記外側から突出する前記機能位置における所定位置でロックされるように、その上でロックバーが前記機能位置でロックする少なくとも1つの停止保持器を有し、さらに前記折り畳み部分の前記機能位置において前記所定位置でロックすることは、少なくとも1つの前記ロックバーに対して割り当てられる解放ボタン又は解放スライダの作動によって解放され得る」のに対して、甲5発明16-1では、「前記エネルギー吸収及び／又は伝達要素2、101は、前記弧状部分を休

止位置から前記機能位置に、及び、前記機能位置から前記休止位置に移動するために、前記弧状部分は、枢軸周りに回動される」ものであるものの、前記弧状部分（折り畳み部分）についてそのような特定はなされていない点。

5 d 本件発明 1 6 と甲 5 発明 1 6 - 2 との一致点・相違点

(a) 一致点（本件審決第 5，4(3)(3-3)〔本件審決 8 7 頁 3 5 行目～8 8 頁 7 行目〕）

10 子供又は乳児を支持する支持部と、シートの部材と、を有し、前記支持部は前記シートの部材の内側にある、子供又は乳児用のチャイルドセーフティシートに取り付けられるように設計される力を吸収・伝達する部材であって、

15 前記力を吸収・伝達する部材は、シートの部材の外側でシートに取り付けられる部分として形成され、前記部分を休止位置から機能位置に変更するために、前記部分は軸周りに回転されることができ、前記部分は、前記部分が前記部分の少なくとも一部が前記シートの部材の前記外側から突出する前記機能位置における所定位置でロックされるように、前記機能位置においてロックする少なくとも 1 つの停止保持器を有し、さらに前記部分の前記機能位置でロックすることは、操作具の操作によって開放され得る、力を吸収・伝達する部材。

20

(b) 相違点 1'（本件審決第 5，4(3)(3-3)〔本件審決 8 8 頁 1 0～1 7 行目〕）

25 本件発明 1 6 では、子供又は乳児を支持する支持部と、前記支持部のための構造要素としての「シートシェル」と、を有し、前記支持部は「前記シートシェル」の内側にある、子供又は乳児用のチャイルドセーフティシートに取り付けられるように設計される「側面

衝突保護部」であるのに対して、甲5発明16-2では、「エネルギー吸収及び／又は伝達要素2と、を有する側面衝撃保護付きチャイルド安全シート1の運搬用ハンドル8の固定領域11に配置され」「機能位置4に固定された」「エネルギー吸収及び／又は伝達要素2」である点。

(c) 相違点2' (本件審決第5, 4(3)(3-3) [本件審決88頁19行目～89頁4行目])

本件発明16では、前記「側面衝突保護部」は、前記「シートシェル」の外側で前記「シートシェル」に取り付けられる「折り畳み」部分として形成され、前記「折り畳み」部分を休止位置から機能位置に及び前記機能位置から前記休止位置に変更するために、前記「折り畳み」部分は軸周りに回転されることができ、前記「折り畳み」部分は、前記「折り畳み」部分が前記「折り畳み」部分の少なくとも一部が前記「シートシェル」の前記外側から突出する前記機能位置における所定位置でロックされるように、「その上でロックバーが」前記機能位置でロックする少なくとも1つの停止保持器を有し、さらに前記「折り畳み」部分の前記機能位置において前記所定位置でロックすることは、「少なくとも1つの前記ロックバーに対して割り当てられる解放ボタン又は解放スライダの作動」によって解放され得るのに対して、甲5発明16-2では、「エネルギー吸収及び／又は伝達要素2は案内ピン302が配置されている円筒301の形状を有し、円筒(シリンダ)301は案内ピン302用の接続部材の形態の凹部304を含むシリンダガイド303内で案内され、前記円筒(シリンダ)301を休止位置3から機能位置4にシフトするために、前記円筒(シリンダ)301は、シリンダガイド303内で軸周りに回転されることができ、前記円筒(シリンダ)301の

案内ピン 302 はシリンダガイド 303 の凹部の機能領域 306 に位置付けられ前記エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は機能位置 4 に固定され、前記エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 が固定される上記機能位置 4 は前記円筒（シリンダ） 301 が前記運搬ハンドル 8 の固定領域 11 の外側から突出する位置であり、前記円筒（シリンダ） 301 の案内ピン 302 はシリンダガイド 303 の凹部の機能領域 306 に位置付けられエネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 が機能位置 4 に固定されることは、凹部グリップ 310 の操作によって開放され得る」点。

10 (3) 本件審決の理由の要旨

本件審決の各無効理由に対する判断の要旨は、次のとおりである。

ア 無効理由 1 について

(ア) 本件発明 1 の容易想到性について（本件審決第 5，2(1)（1-2）カ〔本件審決 56 頁 25～34 行目〕）

15 本件発明 1 は、甲 1 に記載された発明（甲 1 発明 1）ではなく、また甲 1 発明 1 及び甲 1 に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

また、本件発明 1 を間接的に引用する本件発明 4 に関して引用された甲 2 に記載された事項や本件発明 1 を間接的に引用する本件発明 10 ないし 13 に関して引用された甲 3 に記載された事項を参照しても、相違点 1，2 に係る本件発明 1 の発明特定事項は、開示されていないから、本件発明 1 は、甲 1 発明 1，甲 1 に記載された事項，甲 2 に記載された事項及び甲 3 に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではない。

25 (イ) 本件発明 2 ないし 15 の容易想到性について（本件審決第 5，2(2)〔本件審決 56 頁 36 行目～57 頁 15 行目〕）

本件発明 2 ないし 15 は、いずれも、本件発明 1 の発明特定事項を全て備え、さらにその発明特定事項を限定するものである。

したがって、本件発明 2, 3, 6 ないし 9, 14 は、甲 1 に記載された発明（甲 1 発明 1）ではなく、また甲 1 発明 1, 甲 1 に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

以上のことから、本件発明 2, 3, 6 ないし 9, 14 について、特許法 29 条 1 項 3 号及び同条 2 項を根拠とする無効理由は、成り立たない。

また、本件発明 4 は、甲 1 発明 1, 甲 1 に記載された事項及び甲 2 に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

本件発明 5 及び 15 は、甲 1 発明 1, 甲 1 に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

本件発明 10 ないし 13 は、甲 1 発明 1, 甲 1 に記載された事項、及び、甲 3 に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

以上のことから、本件発明 4, 5, 10 ないし 13, 15 について、特許法 29 条 2 項を根拠とする無効理由も、成り立たない。

(ウ) 本件発明 16 の容易想到性について（本件審決第 5, 2(3)(3-2)カ〔本件審決 61 頁 17～19 行目〕）

本件発明 16 は、甲 1 発明 16, 甲 1 に記載された事項及び甲 3 に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではない。

イ 無効理由 2 について

(ア) 本件発明 1 の容易想到性について（本件審決第 5, 3(1)(1-2)オ〔本件審決 67 頁 16～25 行目〕）

本件発明 1 は、甲 4 に記載された発明（甲 4 発明 1）ではなく、また、

甲4発明1，甲4に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

また，本件発明1を間接的に引用する本件発明4に関して引用された甲2に記載された事項や本件発明1を間接的に引用する本件発明10ないし13に関して引用された甲3に記載された事項を参照しても，相違点1，2に係る本件発明1の発明特定事項は，開示されていないから，本件発明1は，甲4発明1，甲4に記載された事項，甲2に記載された事項及び甲3に記載された事項に基づいて，当業者が容易に発明をすることができたものではない。

(イ) 本件発明2ないし15の容易想到性について（本件審決第5，3(2)〔本件審決67頁27行目～68頁6行目〕）

本件発明2ないし15は，いずれも，本件発明1の発明特定事項を全て備え，さらにその発明特定事項を限定するものである。

したがって，本件発明2，3，5，6，8，14，15は，甲4に記載された発明（甲4発明1）ではなく，また甲4発明1，甲4に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

以上のことから，本件発明2，3，5，6，8，14及び15について，特許法29条1項3号及び同条2項を根拠とする無効理由は，成り立たない。

また，本件発明4は，甲4発明1，甲4に記載された事項及び甲2に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

本件発明7及び9は，甲4発明1及び甲4に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

本件発明10ないし13は，甲4発明1，甲4に記載された事項及び

甲 3 に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

以上のことから、本件発明 4, 7, 9, 10 ないし 13 について、特許法 29 条 2 項を根拠とする無効理由も、成り立たない。

- 5 (ウ) 本件発明 16 の容易想到性について (本件審決第 5, 3(3)(3-2) オ [本件審決 72 頁 8 ~ 10 行目])

本件発明 16 は、甲 4 発明 16, 甲 4 に記載された事項及び甲 3 に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではない。

- 10 ウ 無効理由 3 について

- (ア) 本件発明 1 の容易想到性について

- a 甲 5 発明 1-1 に基づく容易想到性について (本件審決第 5, 4(1)(1-2) オ [本件審決 78 頁 7 ~ 16 行目])

15 本件発明 1 は、甲 5 に記載された発明 (甲 5 発明 1-1) ではなく、また、甲 5 発明 1-1, 甲 5 に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではない。

20 本件発明 1 を直接的又は間接的に引用する本件発明 2 ないし 15 に対して引用された甲 6 に記載された事項, 甲 7 に記載された事項及び本件発明 1 を直接的又は間接的に引用する本件発明 10 ないし 13 に対して引用された甲 3 に記載された事項を考慮しても、本件発明 1 と甲 5 発明 1-1 の相違点 1 に係る本件発明 1 の発明特定事項は、甲 5 発明 1-1, 甲 5 に記載された事項, 甲 3 に記載された事項, 甲 6 に記載された事項, 及び、甲 7 に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をできたものではない。

- 25 b 甲 5 発明 1-2 に基づく容易想到性について (本件審決第 5, 4(1)(1-4) ウ [本件審決 82 頁 11 ~ 21 行目])

本件発明 1 と甲 5 発明 1 - 2 との相違点 2' を検討するまでもなく、本件発明 1 は、甲 5 に記載された発明（甲 5 発明 1 - 2）ではなく、また、甲 5 発明 1 - 2 及び甲 5 に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではない。

5 本件発明 1 を直接的又は間接的に引用する本件発明 2 ないし 1 5 に対して引用された甲 6 に記載された事項、甲 7 に記載された事項及び本件発明 1 を直接的又は間接的に引用する本件発明 1 0 ないし 1 3 に対して引用された甲 3 に記載された事項を考慮しても、本件発明 1 と
10 甲 5 発明 1 - 2 との相違点 1' に係る本件発明 1 の発明特定事項は、甲 5 発明 1 - 2、甲 5 に記載された事項、甲 6 に記載された事項、甲 7 に記載された事項、及び、甲 3 に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をできたものではない。

(イ) 本件発明 2 ないし 1 5 の容易想到性について（本件審決第 5、4(2) [本件審決 8 2 頁 2 3 行目～8 3 頁 6 行目]

15 本件発明 2 ないし 1 5 は、いずれも、本件発明 1 の発明特定事項を全て備え、さらにその発明特定事項を限定するものである。

本件発明 1 ないし 8、1 4 及び 1 5 は、甲 5 に記載された発明（甲 5 発明 1 - 1 又は甲 5 発明 1 - 2）ではなく又は甲 5 に記載された発明（甲 5 発明 1 - 1 又は甲 5 発明 1 - 2）及び甲 5 に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。又は本件発明
20 1 ないし 8、1 4、1 5 は甲 5 に記載された発明（甲 5 発明 1 - 1 又は甲 5 発明 1 - 2）、甲 5 ないし 7 に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

以上のことから、本件発明 1 ないし 8、1 4、1 5 について、特許法
25 2 9 条 1 項 3 号及び同条 2 項を根拠とする無効理由は、成り立たない。

本件発明 9 は甲 5 に記載された発明（甲 5 発明 1 - 1 又は甲 5 発明 1

－ 2), 甲 5 に記載された事項及び甲 6 に記載された事項, 又は甲 5 に記載された発明 (甲 5 発明 1－1 又は甲 5 発明 1－2), 甲 5 ないし 7 に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

5 本件発明 1 0 ないし 1 3 は甲 5 に記載された発明 (甲 5 発明 1－1 又は甲 5 発明 1－2), 甲 5 に記載された事項, 甲 3 に記載された事項, 甲 6 に記載された事項及び甲 7 に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

10 以上のことから, 本件発明 9, 1 0 ないし 1 3 について, 特許法 2 9 条 2 項を根拠とする無効理由は, 成り立たない。

(ウ) 本件発明 1 6 の容易想到性について

a 甲 5 発明 1 6－1 に基づく容易想到性について (本件審決第 5, 4 (3) (3－2) ウ [本件審決 8 5 頁 3 8 行目～8 6 頁 3 行目])

15 本件発明 1 6 は, 甲 5 発明 1 6－1, 甲 5 に記載された事項に基づいて, 又は, 甲 5 発明 1 6－1, 甲 5 に記載された事項, 甲 3 に記載された事項, 甲 6 に記載された事項, 及び甲 7 に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

b 甲 5 発明 1 6－2 に基づく容易想到性について (本件審決第 5, 4 (3) (3－4) ウ [本件審決 8 9 頁 3 8 行目～9 0 頁 3 行目])

20 本件発明 1 6 は, 甲 5 発明 1 6－2, 甲 5 に記載された事項に基づいて, 又は, 甲 5 発明 1 6－2, 甲 5 に記載された事項, 甲 3 に記載された事項, 甲 6 に記載された事項, 及び甲 7 に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではない。

エ 無効理由 5 について (本件審決第 5, 5 [本件審決 9 0 頁 7～2 2 行目])

25 本件発明 1 の「チャイルドセーフティシートの所定の幅」とする記載は, 明確であり, 特許法 3 6 条 6 項 2 号の明確性要件に違反するものではない。

4 原告の主張する取消事由

(1) 取消事由 1

甲 5 発明に基づく進歩性判断の誤り（無効理由 3 関係）

ア 甲 5 発明 1 - 1 を主引用例とする場合

5 (ア) 甲 5 発明 1 - 1 の認定の誤り（取消事由 1 - 1 - 1）

(イ) 本件発明 1 と甲 5 発明 1 - 1 の一致点・相違点の認定の誤り（取消事由 1 - 1 - 2）

(ウ) 甲 5 発明 1 - 1 に基づく容易想到性の判断の誤り（取消事由 1 - 1 - 3）

10 イ 甲 5 発明 1 - 2 を主引用例とする場合

本件発明 1 と甲 5 発明 1 - 2 の一致点・相違点の認定の誤り及び甲 5 発明 1 - 2 に基づく容易想到性の判断の誤り（取消事由 1 - 2）

ウ 甲 5 発明 1 6 - 1 を主引用例とする場合

15 本件発明 1 6 と甲 5 発明 1 6 - 1 の一致点・相違点の認定の誤り及び甲 5 発明 1 6 - 1 に基づく容易想到性の判断の誤り（取消事由 1 - 3）

エ 甲 5 発明 1 6 - 2 を主引用例とする場合

本件発明 1 6 と甲 5 発明 1 6 - 2 の一致点・相違点の認定の誤り及び甲 5 発明 1 6 - 2 に基づく容易想到性の判断の誤り（取消事由 1 - 4）

(2) 取消事由 2

20 明確性要件違反に関する判断の誤り（無効理由 5 関係）

(3) 取消事由 3

甲 1 発明に基づく進歩性判断の誤り（無効理由 1 関係）

(4) 取消事由 4

甲 4 発明に基づく進歩性判断の誤り（無効理由 2 関係）

25 第 3 当事者の主張

1 取消事由 1〔甲 5 発明に基づく進歩性判断の誤り（無効理由 3 関係）〕につい

て

(1) 本件発明の認定について

ア シートシェルの意義

[原告の主張]

5 シートシェルについて、本件審決は、「『シートシェル』の定義は、『シート
ト』の『シェル』であって、『子供又は乳児を支持する支持部』とは別個の
部材であって、『前記支持部は前記シートシェルの内側にあ』るから、支持
部が内側にある『支持部のための構造要素』である『シェル』とい
10 うことができる。」(本件審決第5, 2(1)(1-2)ア〔本件審決49頁14～1
7行目])と認定する。しかし、甲25の1ないし6の各文献により認めら
れる本件特許の優先日前における技術常識に照らせば、シートシェルの意
味は座部と背部とを備えた単純なシート、又は座部及び背部の他に側部を
備えたシートという意味であり、それ以上に特別な意味はない。

[被告の主張]

15 本件特許の請求項1, 16(本件発明1, 16)の記載からすると、車
両のシートに取り付けるための、子供又は乳児用のチャイルドセーフティ
シートは、子供を安全に座らせることを目的としたものである。そのため、
チャイルドセーフティシートの支持部は、その前部側で子供を支持するこ
とは当然であり、その背部側で子供を支持することはなく、このことから、
20 シートシェルは、支持部の(子供のいない側である)背部側から支持部を
構造的に保持するシェル(外殻)的構造要素である。このようなシートシ
ェルの説明に加え、「シートシェル」という部材名、請求項1, 16の記載、
本件明細書の記載並びに本件図面の図1, 2, 5及び6を併せ考えると、
本件発明におけるシートシェルは、チャイルドセーフティシートを構成す
25 る、支持部とは別個のシェル形状の一構成要素であり、子供を前部側で支
持する支持部の背部側を外側から構造的に保持する、支持部のためのシェ

ル（外殻）的構造要素であって、車両の側部から伝わる横からの力がシートシェルに導かれるように側面衝突保護部を配置したシェルである、と定義できる。

5 また、支持部は、子供を安全に支持するのに必要とされる程度に柔らかい部材であるのに対し、シートシェルは、シートシェルの内側にある支持部の背部側を外側から構造的に保持し、かつ側面衝突保護部を取り付けるのに必要とされる程度に剛性（本件明細書の段落【0022】）を備えるシェル形状部材である。シートシェルはその背部側が露出しており、シェルの名のとおり曲面形状である。

10 本件発明のシートシェルは、チャイルドセーフティシートの一構成要素であり、シート自体ではないので、シートシェルとシートとは区別されるものであり、同一視すべきではない。また、「シートシェル」は、支持部とは別個な要素であり、支持部とも区別される要素であって、支持部と同一視すべきではない。

15 原告がシートシェルの意義に関連して示す各証拠（甲25の1～6）の記載よれば、シートシェルは、「チャイルド（安全）シート」の剛性部材の一つであって、その形状を画定／支持することができる程度に剛性のある「シェル」を意味することは明らかである。そのため、シートシェルについて、「座部と背部とを備えた単純なシート、又は座部及び背部の他に側部を備えたシートという意味であり、それ以上に特別な意味はない。」という
20 原告の主張は失当である。

本件発明のシートシェルは、上記のとおり定義できるものであって、従来技術のシートシェルにはない特徴を備えるものである。

イ 側面衝突保護部の配置

25 [原告の主張]

発明の要旨認定は、特許請求の範囲の記載に基づいてなされるべきであ

る（最高裁昭和62年（行ツ）第3号平成3年3月8日第二小法廷判決・民集45巻3号123頁参照）。本件発明1の特許請求の範囲（請求項1）には、側面衝突保護部の配置を、チャイルドセーフティシートの座部領域より上方であって、チャイルドセーフティシートの背部に配置されるように限定する用語は全く記載されていないから、そのように限定して解釈することはできない。

本件明細書の段落【0004】に特許文献2として記載されている甲22（アメリカ合衆国特許出願公報 US2009/0152913 A1）をもとに被告が作成した図（乙1，9頁左側）においては、力の伝達を示す矢印がシェルに向け得られており、請求項1（本件発明1）の「側面衝突保護部は、・・・横からの力が前記シートシェルに導かれるように、配置される」（構成要件1G）という文言を充たす構成が示されている。

なお、本件発明1の側面衝突保護部が実施されていると被告が主張する被告製品（Pallas Gi-SIZE, Pallas S-Fix）を紹介するサイトにおける側面衝突の実験映像では、座部の内側及び座部に乗った子供の人形に衝撃が加わっていることを確認することができ（甲28，甲29），横からの力がシートシェルに導かれ，更に子供に及んでいることを確認することができる。

[被告の主張]

請求項1（本件発明1）の「側面衝突保護部は、・・・横からの力が前記シートシェルに導かれるように、配置される」（構成要件1G）という文言は、機能的限定であるから、本件明細書に記載された具体的構成に基づいて限定的に解釈し、「側面衝突保護部が、チャイルドセーフティシートの座部領域より上方であって、チャイルドセーフティシートの背部に配置される」ことによって、「横からの力が、支持部（子供）には導かれず、シートシェルにのみ導かれる」ことを意味するものと解釈すべきである。

なお、被告製品（Pallas Gi-SIZE）を紹介するサイトにおける側面衝突の実験映像では、横からの力が支持部（子供）には導かれず、シートシェルにのみ導かれる様子が示されている（乙2の1～4）。

(2) 本件発明1に係る特許の無効について

5 ア 甲5発明1-1を主引用例とする場合

(ア) 甲5発明1-1の認定の誤り（取消事由1-1-1）

〔原告の主張〕

a 甲5におけるシートシェルの開示の有無

10 本件審決は、相違点1を判断するに当たり、「甲5の明細書等には、そもそも『シートシェル』又は『シェル』に関して言及されておらず、請求人が『シートシェル』であると主張する部位が『シートシェル』であることを示す記載もない。」（本件審決第5，4(1)(1-2)イ〔本件審決75頁11～13行目〕）と認定したが、甲5には、「シートシェル」又は「シェル」という用語が存在しないだけであり、本件審決
15 が認定するシートシェルの定義（前記(1)ア）に照らすと、甲5発明1-1における「背もたれ、座部におけるパッドに覆われた部分」や「シート」が本件発明1のシートシェルに対応する部材であるから、甲5の明細書等には、「シートシェル」又は「シェル」に相当する部材が開示されている。

20 b 横からの力がシートシェルに導かれるような配置の有無

本件審決は、相違点1を判断するに当たり、「甲5発明1-1の『チャイルド安全シート1』は、…チャイルド安全シート1に横方向からの力を伝達するといっても、『チャイルド安全シート1』のどの部分に伝達するのか特定できるものではなく、上記の本件発明1の『シート
25 シェル』に対応するとした『背もたれ、座部におけるパッドに覆われた部分』に横からの力を導くように配置することは記載も示唆もされ

ていない。そうすると、仮に、『背もたれ、座部におけるパッドの覆われた部分』が『シートシェル』に対応するとしても、当該部分の具体的構造は不明であり、甲5には、車両の側部から伝わる横からの力が『前記シートシェル』に導かれるように配置することは、開示されていない。」(本件審決第5, 4(1)(1-2)イ〔本件審決75頁29～39行目〕)と認定するが、この認定は技術常識に反する。

甲5発明1-1のエネルギー吸収及び／又は伝達要素2に横方向から力が加われば、当該力は「エネルギー吸収及び／又は伝達要素2」を経て、「背もたれ、座部におけるパッドに覆われた部分」に伝達されることは明らかである。このことは、甲5の段落〔0031〕に、「ベース要素」と「チャイルド安全シート」を併記し、「本発明によれば、伝達されるエネルギーは、エネルギー吸収及び／又は伝達要素によってチャイルド安全シート又はベース要素に伝達され」と記載されている。そのため、「背もたれ、座部におけるパッドに覆われた部分」、すなわちパッドの「芯となる部材」は、本件発明1の「シートシェル」に相当する。

c パッドとの関係

被告は、甲5の「パッド」(クッション)が甲5の「芯となる部材」を外側から覆うことを根拠に、甲5の「芯となる部材」が本件発明1の「シートシェル」と異なると主張するが、甲5の「パッド」は本件発明1の「支持部」に対応する部材であり、甲5の「芯となる部材」とは別部材であるから、「パッド」との関係性を根拠として、甲5の「芯となる部材」が本件発明1の「シートシェル」に相当することが否定されることはない。甲5のチャイルドシートにおいては、横からの力が「芯となる部材」に伝達されているから、甲5の「芯となる部材」は、正に本件発明1の「シートシェル」に相当する部材であり、被告

の上記主張は失当である。

d 本件審決の認定の誤りの有無

したがって、本件審決が相違点1を判断するに当たって行った甲5
発明1-1の認定には誤りがある。

5

[被告の主張]

a 原告の主張a（甲5におけるシートシェルの開示の有無）に対し
甲5には「シートシェル」又は「シェル」という用語が存在せず、
甲5には「シートシェル」という概念も存在しない。

10

原告は、「甲5発明の『パッドに覆われた部分』が本件発明の『シー
トシェル』に相当する」旨主張する。しかし、本件発明の「シートシ
ェル」は、A) 支持部とは別個の部材としてシートシェル20を備え、
A2) 支持部がシートシェルの内側にあり、B) 側面衝突保護部30
が（支持部ではなく）シートシェル20の外側に取り付けられ、かつ
C) チャイルドセーフティシート10に伝わる横からの力がシートシ
ェル20に導かれる、という四つの特徴（以下、これらの特徴を「特
徴A), A2), B), C)」という。）を備えた「シートシェル」である
ところ、甲5発明の「パッドにより覆われている領域」は、本件発明
の上記の四つの特徴を全て備えた「シートシェル」には相当しない。

15

b 同b（横からの力がシートシェルに導かれるような配置の有無）に
対し

20

本件発明には、チャイルドセーフティシートが「支持部」と「シー
トシェル」という別個の二つの部材を備えており、チャイルドセーフ
ティシートに伝わる横からの力が（支持部ではなく）シートシェルに
導かれるという技術思想が示されているが、そのような技術思想は、
甲5には開示されていない。したがって、シートシェル又はシェルに
相当する部材が甲5に開示されているという原告の主張は誤りである。

25

c 同 c (パッドとの関係) に対し

原告が、甲 5 において、本件発明のシートシェルに該当すると主張する「パッドに覆われた部分」は、「芯となる部材」を意味しているとして理解される。甲 5 には明示されていないが、甲 5 の図面や技術常識から、パッドの内側に「芯となる部材」が存在することは推測され、被告は、甲 5 に「芯となる部材」が全く存在しないと主張するわけではなく、甲 5 発明 1-1 では、「芯となる部材」が、チャイルド安全シートの側面上方においてパッドにより覆われていると主張するものである。甲 5 発明のパッドは、「芯となる部材」を外側から覆っているから、そのような「芯となる部材」は、「支持部」が内側にある本件発明のシートシェルに相当しない。甲 5 発明 1-1 の「パッドにより覆われている部分」といわれるものは、文字通りパッドにより覆われていて、パッドの内側にある内骨格的部材であり、シェル構造ではないことから、「シートシェル」には全く対応しない。

本件発明においては、チャイルドセーフティシートと、それを構成する支持部とシートシェルとを明確に区別しているにもかかわらず、原告の主張によれば、チャイルド安全シートと、パッドと、「芯となる部材」は明瞭に区別されないから、「芯となる部材」が本件発明のシートシェルに相当するとはいえない。

d 同 d (本件審決の認定の誤りの有無) に対し

したがって、本件審決が相違点 1 を判断するに当たって行った甲 5 発明 1-1 の認定には誤りはない。

(イ) 本件発明 1 と甲 5 発明 1-1 の一致点・相違点の認定の誤り (取消事由 1-1-2)

[原告の主張]

甲 5 発明 1-1 の「背もたれ、座部におけるパッドに覆われた部分」

は、本件発明 1 のシートシェルに相当するから、本件発明 1 と甲 5 発明 1-1 との間には、本件審決が認定する相違点 1 (前記第 2, 3(2)ウ(イ) a(b)) は存在しない。「シートシェル」と「支持部」とが別部材であるという本件審決の立場 (本件審決第 5, 2(1)(1-2)ア [本件審決 49 頁 10~13 行目]) に立ったとしても、本件発明 1 と甲 5 発明 1-1 の相違点は、「エネルギー吸収及び／又は伝達要素 101」を「運搬用ハンドル 8 の固定領域 11」に設けるのか、「シートシェル」に直接設けるのかという点だけである。

したがって、本件審決が行った本件発明 1 と甲 5 発明 1-1 の一致点・相違点の認定 (前記第 2, 3(2)ウ(イ) a) は誤りである。

[被告の主張]

本件発明 1 の四つの特徴 A), A2), B), C) を全て備えた「シートシェル」は甲 5 には開示されておらず、本件発明 1 と甲 5 発明 1-1 との間には、有意な実質的な相違点が存在しているから、原告の主張は理由がない。

本件審決が行った本件発明 1 と甲 5 発明 1-1 の一致点・相違点の認定 (前記第 2, 3(2)ウ(イ) a) に誤りはない。

(ウ) 甲 5 発明 1-1 に基づく容易想到性の判断の誤り (取消事由 1-1-3)

[原告の主張]

甲 5 では、請求項 17 において、エネルギー吸収及び／又は伝達要素は前記運搬ハンドルに配置されると記載されており、また、請求項 18 において、エネルギー吸収及び／又は伝達要素は前記チャイルド安全シートの下側方領域に配置されると記載されているから、エネルギー吸収及び／又は伝達要素を運搬ハンドルやチャイルド安全シートの下側方領域に設けることが開示されている。

また、甲5の段落〔0051〕では、「図3は、運搬用ハンドル8を備えた幼児運搬具7を示している。破線は、エネルギー吸収及び／又は伝達要素2の取り付けが特に有利であるチャイルド安全シートの領域を示している。」、
5 「パッドで覆われているチャイルド安全シートの領域に、エネルギー吸収及び／又は伝達要素2を位置付けることも基本的には可能である。」と記載され、図3において、破線は、①乳児運搬具11における運搬用ハンドルの固定領域、②運搬用ハンドルのサイドアーム12、
③乳児用運搬具の下側領域13に示されているから、これらの①ないし
③に並べて、「パッドで覆われているチャイルド安全シートの領域」が示
10 されているといえる。

本件明細書における特許文献2である甲22には、背もたれ、座部及び側部を有するシートにおいて、側面衝突保護部が側部の外方側面に設けられることが開示されている。また、甲23、甲6及び甲7においても、側面に側面衝突保護部が設けられる態様が開示されている。このよ
15 うな周知技術の存在も考慮に入れるならば、甲5の「背もたれ、座部におけるパッドに覆われた部分」にエネルギー吸収及び／又は伝達要素2を設けることは、当業者であれば容易に想到することができる。

そうすると、本件発明1は、甲5発明1-1、甲5に記載された事項に周知技術を適用することによって当業者が容易に想到することができたものである。
20

したがって、本件審決が、本件発明1は、「甲5発明1-1、甲第5号証に記載された事項に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものではない。」（本件審決第5、4(1)(1-2)オ〔本件審決78頁7～9行目〕）と判断したのは誤りである。

25 [被告の主張]

甲5の段落〔0051〕の「パッドで覆われているチャイルド安全シ

一トの領域に、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 を位置付けることも基本的には可能である。」という記載は、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 を位置づける場所の表面にパッドが存在していても、特に適しているというわけではないが、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 を位置づけることは可能であるという意味である。そのため、この文章からすると、「パッドにより覆われている領域」にエネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 を位置づける場合には、その領域の表面に存在するパッドに、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 を取り付けることになる。そうすると、甲 5 発明の「芯となる部材」が「シートシェル」に相当すると仮定したとしても、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は、パッドの存在する場所では直接に「芯となる部材」に取り付けることはできないから、直接に「芯となる部材」に取り付けるとすれば、パッドの存在しない運搬用ハンドル 8 の根元付近に取り付けられることになる。

甲 5 発明は、本件発明の「側面衝突保護部は、…前記車両の側部から前記チャイルドセーフティシートに伝わる横からの力が前記シートシェルに導かれるように、配置される」(構成要件 1 G) という特徴、すなわち「側面衝突保護部がチャイルドセーフティシートの座部領域より上方であって、チャイルドセーフティシートの背部に配置される」ことにより、「横からの力が、支持部(子供)には導かれず、シートシェルにのみ導かれる」という特徴を備えていない。仮に、甲 5 発明の「芯となる部材」が「シートシェル」に相当すると仮定したとしても、上記のとおり、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は、パッドの存在しない運搬用ハンドル 8 の根元付近に取り付けられることになるところ、それでは、横からの力は子供に作用するから、「横からの力が、支持部(子供)には導かれず、シートシェルにのみ導かれる」という本件発明の特徴を備えることはできない。

本件発明の「横からの力が、支持部（子供）には導かれず、シートシェルにのみ導かれる」という特徴は、甲5発明から容易に想到することはできない。

5 そうすると、本件発明1は、甲5発明1-1、甲5に記載された事項に周知技術を適用することによって当業者が容易に想到することができなかつたものである。

したがって、本件審決が、本件発明1は、「甲5発明1-1、甲第5号証に記載された事項に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものではない。」（本件審決第5、4(1)(1-2)オ〔本件審決78頁7

10 ～9行目〕）と判断したことに誤りはない。

イ 甲5発明1-2を主引用例とする場合—本件発明1と甲5発明1-2の一致点・相違点の認定の誤り、甲5発明1-2に基づく容易想到性の判断の誤り（取消事由1-2）について

[原告の主張]

15 (ア) 本件発明1と甲5発明1-2の一致点・相違点の認定の誤り

a 本件審決は、本件発明1と甲5発明1-2の相違点として、「力を吸収・伝達する部材に関して、本件発明1では、『前記側面衝突保護部』が『前記機能位置から前記休止位置に』移動可能であるのに対して、甲5発明1-2では、『エネルギー吸収及び／又は伝達要素2』についてそのような特定はなされていない点」（相違点2'）（前記第2、3(2)ウ(イ)b(c)）を認定した。しかし、本件審決の甲5発明1-2と本件発明1との一致点の認定（前記第2、3(2)ウ(イ)b(a)）からすれば、甲5発明1-2と本件発明1のいずれにおいても、力を吸収・伝達する部材は、休止位置から機能位置に移動可能なのであるから、当然、機能位置から休止位置に移動することは可能であり、技術常識として、

20

25 当業者はそのように理解する。そのため、本件審決が認定した上記の

相違点 2' は、相違点として存在しない。仮に相違点 2' が形式的には存在するとしても、休止位置から機能位置に位置づけたエネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 としての円筒（シリンダ）301 を機能位置から休止位置に戻す態様を採用することは実質的な相違点とはならない。

b 甲 5 には、次のような記載がある。

「[0048] 図 10 本件発明のさらに好ましい実施形態の分解図。」

「[0049] 図 11 幼児キャリアの運搬用ハンドルにおける、図 10 の実施形態による概略図。」

「[0058] 本発明のさらなる好ましい実施形態 300 では、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は、実質的に円筒形である。図 10 は、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 の分解

図を示す。エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は案内ピン 302 が配置されている円筒 301 の形状を有する。シリンダは、案内ピン 302 用の接続部材の形態の凹部 304 を含むシリンダガイド 303 内

で案内される。休止位置 3（図示せず）では、案内ピン 302 は凹部 304 の休止領域 305 内に位置決めされる。シリンダ 301 を矢印

307 の方向に回転させることによって、案内ピン 302 がこれらの領域の外に案内され、シリンダをシリンダガイド 303 内で休止位置

3（図示せず）から矢印 308 の方向にシフトさせ、機能位置 4（図示せず）にシフトされる。好ましくは、このシフト 308 はバネによ

って駆動される。シリンダ 301 を矢印 309 の方向にさらに回転させることにより、案内ピン 302 は凹部の機能領域 306 に位置付け

られ、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は機能位置 4 に固定される。」

「[0059] この実施形態 300 では、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は、幼児運搬具 7 の領域 11 に配置されることが好ましい。

この配置は図 11 に示されている。凹部グリップ 310 は、シリンダ

5

301のねじれ及びシフトを容易にする。」「[0060] また、実施形態300では、実施形態100及び200と同様に、運動エネルギーは、シリンダ301の変形によって吸収され、熱に変換され得る。しかしながら、衝撃中にガイドピン302がシリンダ301から切断され、

5 そうすることで運動エネルギーが熱に変換されるように。シリンダ301及びガイドピン302を設計することもまた目的にかなっている。」

「【図10】

【図11】

FIG 10

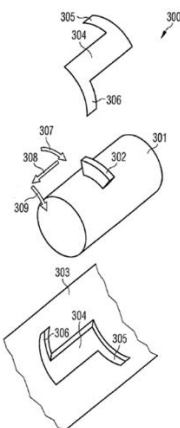
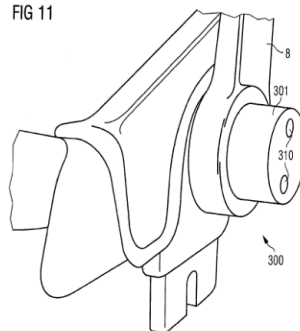


FIG 11



」

10

(上記は、原告提出の甲5の訳文による。以下、「301」の部材は「円筒301」という。)

15

甲5の図10からすると、案内ピン302が円筒301の長手方向の略中心よりも外側に設けられていることを確認できるから、円筒301の長さのうち、案内ピン302の内側の長さの方が外側の長さよりも長いと推認される。他方、甲5の図11では案内ピン302を視認することができないから、案内ピン302は運送用ハンドル8又はシートの側部内に位置しているものである。そのため、円筒301については、運送用ハンドル8から外側に突出している部分の長さより

も長い部分が、運送用ハンドル 8 及びシートの側面部分に存在しているものと認められ、機能位置においても、円筒 301 はシートの側面部分まで物理的に到達している。そのため、円筒 301 はシートの側面部分に設けられており、甲 5 発明 1-2 は、本件発明 1 の構成要件である「シートシェルの外側でシートシェルに取り付けられる側面衝突保護部」を開示している。そうすると、甲 5 発明 1-2 は、実質的に「背もたれ、座部におけるパッドに覆われた部分」(=シート) の外方側面にエネルギー吸収及び／又は伝達要素を設けた態様と変わらず、甲 5 発明 1-2 と本件発明 1 との間には実質的な相違点は存在していない。

(イ) 甲 5 発明 1-2 に基づく容易想到性の判断の誤り

甲 5 発明 1-2 において、甲 5 の段落 [0051] の「パッドで覆われているチャイルド安全シートの領域に、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 を位置付けることも基本的には可能である。」という記載及び周知技術(甲 22, 甲 23, 甲 6 及び甲 7) に基づき、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 をパッドで覆われているチャイルド安全シートの領域に設けることは極めて容易である。

[被告の主張]

(ア) 原告の主張(ア) (本件発明 1 と甲 5 発明 1-2 の一致点・相違点の認定の誤り) に対し

原告の主張は、甲 5 の図面の寸法から都合良く推定したものによらず、甲 5 の開示に基づく主張ではない。甲 5 には、「パッドに覆われた部分」という記載もないし、ましてや、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 が「パッドに覆われた部分」に取り付けられているという記載もない。また、甲 5 には「シリンダ(円筒部)は、・・・シリンダガイド 303 内で案内される」(段落 [0058]) という記載はあるが、原告の主張す

る「円筒 301 がシートの側面部分に設けられている」という記載も示唆もない。むしろ、甲 5 には「[0051] 図 3 は、運搬用ハンドル 8 を備えた幼児運搬具 7 を示している。破線は、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 の取り付けが特に有利であるチャイルド安全シートの領域を示している。これらは、乳児運搬具 11 における運搬用ハンドルの固定領域、
5 運搬用ハンドルのサイドアーム 12 及び乳児用運搬具の下側領域 13 である。領域 13 では、幼児用キャリアのキャリア材料がパッドで覆われていないので、この領域は、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 を組み込むのに特に適している。パッドで覆われているチャイルド安全シート
10 の領域に、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 を位置付けることも基本的には可能である。」と記載され、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 はハンドルの固定領域 11、サイドアーム 12 及び下側領域 13 へ取り付けのが特に有利であることが記載されている。そもそも、特許出願の願書に添付される図面は、発明の構成を理解しやすくするための
15 補助的作用を営むにすぎず、設計図面のような正確性を要求されるものではなく、甲 5 に接する当業者が、明細書には何らの記載も存しないにもかかわらず、図 10 のみに依拠して、円筒 301 がシートの側面部分にまで到達していると考えer ということはできない。したがって、甲 5 は、本件発明 1 の構成要件である「シートシェルの外側でシートシェル
20 に取り付けられる側面衝突保護部」という特徴を開示しておらず、この特徴は相違点である。

(イ) 同(イ) (甲 5 発明 1 - 2 に基づく容易想到性の判断の誤り) に対し

仮に、原告の主張するように、甲 5 発明においてエネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 が「パッドにより覆われている領域」に設けることが
25 できたと仮定しても、甲 5 段落 [0051] の記述に従えば、当業者は、パッドにより覆われている領域 (つまりパッド自体) にエネルギー吸収

及び／又は伝達要素 2 を取り付けることになり、その場合には、横方向からの力がパッド（支持部）に導かれて子供に直接影響を及ぼすことになる。そのため、甲 5 発明の「パッドにより覆われている領域」は、本件発明の「シートシェル」には相当せず、また、本件発明のような「シートシェル」に置き換えることは容易ではない。甲 2 2，甲 2 3，甲 6 及び甲 7 を参酌しても、甲 5 発明の「パッドにより覆われている領域」を、本件発明のような「シートシェル」に置き換えることが周知であったとは認められない。

(3) 本件発明 2 ないし 1 5 に係る特許の無効について

[原告の主張]

本件発明 2 ないし 1 5 は、いずれも、本件発明 1 の発明特定事項を全て備え、さらにその発明特定事項を限定するものであるから、本件発明 1 について述べたのと同様の取消事由（前記(2) [原告の主張]）が存在する。

[被告の主張]

本件発明 1 について原告主張の取消事由は存在せず（前記(2) [被告の主張]）、本件発明 2 ないし 1 5 についても取消事由は存在しない。

(4) 本件発明 1 6 に係る特許の無効について

ア 甲 5 発明 1 6 - 1 を主引用例とする場合—本件発明 1 6 と甲 5 発明 1 6 - 1 の一致点・相違点の認定の誤り、甲 5 発明 1 6 - 1 に基づく容易想到性の判断の誤り（取消事由 1 - 3）について

[原告の主張]

(ア) 本件発明 1 6 と甲 5 発明 1 6 - 1 の一致点・相違点の認定の誤り

本件発明 1 6 と甲 5 発明 1 6 - 1 との相違点 1 については、本件発明 1 と甲 5 発明 1 - 1 との一致点・相違点の認定の誤りについて述べた（前記(2)ア(イ) [原告の主張]）と同様に、甲 5 発明 1 6 - 1 の「パッドで覆われるとともに子供を支持する背もたれ、座部と、からなるシート部

分」は、本件発明16のシートシェルに相当する。また、甲5には、パッドがシート部分の内側にあることが示されているから、支持部がシートシェルの内側にあるという本件発明16の構成も示されている。そのため、本件発明16と甲5発明16-1との間に、本件審決が認定する相違点1（前記第2，3(2)ウ(イ)c(b)）は存在しない。したがって、本件審決は、甲5発明16-1の認定を誤り、その結果として本件発明16と甲5発明16-1との一致点・相違点の認定を誤っている。

(イ) 甲5発明16-1に基づく容易想到性の判断

本件発明16と甲5発明16-1との相違点2について、本件審決は容易想到性を否定しているが（前記第2，3(3)ウ(ウ)a），エネルギー吸収及び／又は伝達要素2，101が回転する態様が開示されている甲5発明16-1（前記第2，3(2)ウ(ア)b）において、本件発明16のようなロックバー，停止保持器及び解放ボタン又は解放スライダを採用することは当業者が適宜なし得る設計事項にすぎず，当業者は容易に想到し得る。そのため，本件審決は，甲5発明16-1に基づく本件発明16の容易想到性の判断を誤っている。

[被告の主張]

(ア) 原告の主張(ア)（本件発明16と甲5発明16-1の一致点・相違点の認定の誤り）に対し

原告が、本件発明16のシートシェルに相当するという、甲5発明16-1の「パッドで覆われるとともに子供を支持する背もたれ，座部と，からなるシート部分」とはどの部分を指すのか不明である。仮に甲5発明16-1の上記「シート部分」が、原告の主張する「パッドに覆われた部分」を意味するものだとしても，この部分は本件発明16のシートシェルには該当しない。また，原告の主張する，パッドがシート部分の内側にあるという点は，甲5には開示されていない。そのため，甲5に

は、本件発明 1 のシートシェルに相当する部分はない。したがって、本件発明 1 6 と甲 5 発明 1 6 - 1 との間には、相違点 1 (前記第 2, 3(2)ウ(イ)c(b)) が存在するものであって、本件審決が行った本件発明 1 6 と甲 5 発明 1 6 - 1 の一致点・相違点の認定に誤りはない。

5 (イ) 同(イ) (甲 5 発明 1 6 - 1 に基づく容易想到性の判断) に対し

甲 5 には、本件発明 1 6 のロックバー、停止保持器及び解放ボタン又は解放スライダは何ら開示されていないから、当業者が甲 5 発明 1 6 - 1 に基づいて本件発明 1 6 を容易に想到することはできなかった。

10 イ 甲 5 発明 1 6 - 2 を主引用例とする場合—本件発明 1 6 と甲 5 発明 1 6 - 2 の一致点・相違点の認定の誤り、甲 5 発明 1 6 - 2 に基づく容易想到性の判断の誤り (取消事由 1 - 4) について

[原告の主張]

(ア) 本件発明 1 6 と甲 5 発明 1 6 - 2 の一致点・相違点の認定の誤り

15 前記ア [原告の主張] (ア)と同様の理由により、本件審決は、甲 5 発明 1 6 - 2 の認定を誤り、その結果として本件発明 1 6 と甲 5 発明 1 6 - 2 との一致点・相違点の認定を誤っている。

(イ) 甲 5 発明 1 6 - 2 に基づく容易想到性の判断

前記ア [原告の主張] (イ)と同様の理由により、本件審決は、甲 5 発明 1 6 - 2 に基づく本件発明 1 6 の容易想到性の判断を誤っている。

20 [被告の主張]

(ア) 原告の主張(ア) (本件発明 1 6 と甲 5 発明 1 6 - 2 の一致点・相違点の認定の誤り) に対し

25 前記ア [被告の主張] (ア)と同様の理由により、本件発明 1 6 と甲 5 発明 1 6 - 2 との間に、相違点 1' (前記第 2, 3(2)ウ(イ)d(b)) が存在するという本件審決の認定に誤りはない。

(イ) 同(イ) (甲 5 発明 1 6 - 2 に基づく容易想到性の判断) に対し

前記ア〔被告の主張〕(イ)と同様の理由により、当業者が甲5発明16-2に基づいて本件発明16を容易に想到することはできなかった。

2 取消事由2〔明確性要件違反に関する判断の誤り(無効理由5関係)〕について

5 [原告の主張]

請求項1(本件発明1)には、「チャイルドセーフティシートの所定の幅」との文言が用いられている。本件審決は、「チャイルドセーフティシートの所定の幅」に関し、「運搬ハンドルを有するチャイルドセーフティシートにあつては、当然その構成要素である運搬ハンドルの部分も含まれるから、後者の『運搬ハンドル8の固定領域11を含めた幅内』は前者の『チャイルドセーフティシートの所定の幅の中』に相当し」(本件審決第5, 4(1)(1-1)〔本件審決73頁9~12行目〕)と認定し、「運搬ハンドルを有するチャイルドセーフティシートにあつては、当然その構成要素である運搬ハンドルの部分も含まれるから、後者の『運搬ハンドル8の固定領域11に配置され』た円筒(シリンダ)301が『内側に押し込まれた休止位置』は前者の『チャイルドセーフティシートの所定の幅の中』に相当し」(本件審決第5, 4(1)(1-3)〔本件審決79頁16~20行目〕)と述べた。他方、被告は、本件無効審判において、「チャイルドセーフティシートの所定の幅」について、「チャイルドセーフティシート本体の背もたれ部の左右両側の外縁間の寸法」と主張していたところ、被告の上記主張によれば「チャイルドセーフティシートの所定の幅」には、甲5の固定領域11の幅は含まれないことになり、本件審決の上記認定に反することとなる。請求項1(本件発明1)においては、「所定」という用語が用いられることにより、「チャイルドセーフティシートの所定の幅」が何を意味するのか、例えば、甲5の運搬用ハンドルの固定領域のようにシートシェルの外方に付属する部材が存在する場合、当該付属する部材の端部間の幅方向の距離を意味するのか否かが不明確になっている。

本件審決は、『チャイルドセーフティシートの所定の幅』という記載は、『幅』
が、『物の横方面の、一端から他の端までの距離。』（広辞苑第六版）を意味する
から、『チャイルドセーフティシートの所定の幅』は『チャイルドセーフティシ
ートの所定の横方面の一端から他の端までの距離。』を意味することになり、明
5 確であるから、特許法第36条第6項第2号の要件を満たすものである。」（本
件審決第5，5〔本件審決90頁11～16行目〕）と判断した。しかし、本件
審決の上記判断は、「所定の」という文言を無視し、「チャイルドセーフティシ
ートの幅」という文言が用いられている場合についての判断を示したにとどま
るから、誤りである。

10 したがって、請求項1（本件発明1）の「チャイルドセーフティシートの所
定の幅」という記載は、権利範囲の外縁を不明確にするから、特許法36条6
項2号の明確性要件に違反するものであり、本件発明1は無効とされるべきも
のである。

[被告の主張]

15 「所定の」という文言は、「定められていること」（大辞林第三版）を意味す
るから、「チャイルドセーフティシートの所定の幅」は、「チャイルドセーフテ
ィシートについて定められている幅」を意味することになる。さらに、本件審
決によっても認定されているとおり、「幅」という語は、「物の横方面の、一端
から他の端までの距離。」（広辞苑第六版）を意味するから、「チャイルドセーフ
20 ティシートの所定の幅」とは、「チャイルドセーフティシートについて定められ
ている横方面の一端から他の端までの距離。」を意味する。したがって、「チャ
イルドセーフティシートの所定の幅」という文言は不明確ではなく、特許法3
6条6項2号の要件を満たすものである。

25 甲5の運搬用ハンドルが、チャイルドセーフティシートの一部であると判断
されるのであれば、「チャイルドセーフティシートの所定の幅」は、運搬用ハン
ドルの固定領域を含む幅ということになる。本件審決は、固定領域を含めた幅

を「チャイルドセーフティシートの所定の幅」と認定し、その認定に基づいて、
本件発明 1 に無効理由がないと判断した。

したがって、請求項 1（本件発明 1）は、その権利範囲の外縁は不明確でなく、
特許法 36 条 6 項 2 号の明確性要件に違反することはない。

5 3 取消事由 3〔甲 1 発明に基づく進歩性判断の誤り（無効理由 1 関係）〕について

(1) 本件発明 1 に係る特許の無効—甲 1 発明 1 の認定、本件発明 1 と甲 1 発明
1 の一致点・相違点の認定の誤り、甲 1 発明 1 に基づく容易想到性の判断の
誤り

10 〔原告の主張〕

本件審決は、本件発明 1 と甲 1 発明 1 との相違点 1 に関し、「『シートシェル』
の定義からみて、甲 1 発明 1 の『側方支持部 6 を備えた背もたれ 5，座部 4，
ヘッドレスト 10』は子供を支持する部材であるから本件発明 1 の『支持部』
に相当するものであり」（本件審決第 5，2(1)(1-2)イ〔本件審決
15 49 頁 19～21 行目〕）と認定するが、甲 1 発明の側方支持部 6 を備えた背
もたれ 5，座部 4，ヘッドレスト 10 を含む部材は、本件発明 1 の「シート
シェル」に該当し、「支持部」には該当しない。技術常識として、甲 1 におけ
る「シート」はむき出しでは利用されず、甲 1 における「シート」にパッド
を設けたり、カバーを設けたり、内側にクッション性の部材を設けたりする
20 ことは当業者であれば容易に思いつく。本件審決のいうとおり、本件発明 1
において「支持部」と「シートシェル」とが別部材であるということを前提
とするならば、甲 1 における「シート」が本件発明 1 の「シートシェル」に
相当し、技術常識として採用することが極めて容易なパッド、カバー、クッ
ションのような部材等が本件発明 1 の「支持部」に相当する。

25 本件発明 1 と甲 1 発明 1 との相違点 2 に関して、甲 1 発明において、側方
から加わる力が側方支持部 6 からシート 3 へと伝わることは、甲 1 の例えば

図 2 C を見ればより明らかであり，側方支持部 6 は当該衝突による力をシート 3 へと伝達する機能を果たす。このため，甲 1 発明 1 においても「前記側面衝突保護部は，前記チャイルドセーフティシートが前記車両の前記シートに取付けられた状態において，前記車両の側部から前記チャイルドセーフティシートに伝わる横からの力が前記シートシェルに導かれるように，配置される」（構成要件 1 G）という本件発明 1 に対応する構成が開示されている。

甲 1 における側方支持部 6 において，図 2 C の状態では，側面衝突保護部としての機能を十分に果たし，本件発明 1 の「機能位置」に位置付けられているのに対して，側方支持部 6 が閉じた状態では，側方からの力をシートに伝達しにくくなることから，本件発明 1 の「休止位置」に位置付けられることになる。そのため，甲 1 発明でも側方支持部 6 が「機能位置」及び「休止位置」に位置付けられることが開示されている。

そうすると，「シートシェル」と「支持部」とが別部材であるという本件審決の立場に立ったとしても，本件発明 1 に対応して示すと，甲 1 発明 1 には次の構成が開示されている。

1 a 1 子供用車両シート（1）であって，

1 c 1 背もたれ（5），座部（4）及びヘッドレスト（10）を備えたシート（3）と，

1 d 1 シート（3）の外側でシート（3）に取り付けられる側方支持部（6）と，

を有し，

1 f 1 側方支持部（6）は，シート（3）の外側から突出する方向に子供用車両シート（1）の所定の幅の中に位置する休止位置である内方位置から，前記所定の幅の外に位置する機能位置である外方位置に，及び機能位置である外方位置から休止位置である内方位置に移動可能であり，

1 g 1 側方支持部（6）は、シート（3）が車両に取付けられた状態において、車両の側部から子供用車両シート（1）に伝わる横からの力がシート（3）に導かれるように、配置される、

1 h 1 子供用車両シート（1）。

5 そして、甲1発明1は、本件発明1の「支持部」を明確には開示していない点で本件発明1と相違するが、「シート」にパッド、カバー、クッション性の部材等を設けることは技術常識であり（甲4及び甲5参照）、また当該パッド、カバー、クッション性の部材等はシートの内側に存在することになるので、本件発明1の「子供又は乳児を支持する支持部と、」、「前記支持部は前記シートシェルの内側にあり、」という構成要件1B、1Eに対応する構成を甲1発明において採用することは容易に想到することができた。

10 したがって、本件審決は、甲1発明1の認定を誤り、その結果として甲1発明1との一致点・相違点の認定を誤り、また本件発明1の容易想到性の判断を誤ったものである。

15 [被告の主張]

 甲1には、側方支持部6を備えた背もたれ5、座部4、ヘッドレスト10の上に追加的に設けられるパッド、カバー又はクッション等は明記されていないから、原告の、甲1の側方支持部6を備えた背もたれ5、座部4、ヘッドレスト10を、本件発明1の「シートシェル」に相当するとの主張は、証拠に基づかない。本件審決も認定するとおり（本件審決第5、2(1)(1-2)イ〔本件審決49頁19～21行目〕）、甲1発明の「背もたれ5、座部4、ヘッドレスト10」からなるシート3は、本件発明1の「支持部」に相当するものであり、「シートシェル」に相当しない。

25 原告は、子供を支持する「支持部」と、支持部のための構造要素としての「シートシェル」とを別個の部材として設け、「側面衝突保護部は、・・・前記車両の側部から前記チャイルドセーフティシートに伝わる横からの力が前

記シートシェルに導かれるように、配置される」(構成要件1G)という本件
発明1の構成を、本件明細書等に基づいて知った上で、甲1及び甲2ないし
甲5のいずれにも記載されていないパッド、カバー又はクッション等を支持
部に相当するとして主張しているにすぎず、これは後知恵の発想による主張
5 に過ぎない。

甲1発明は、そもそも、側方支持部6を密接に接触させて子供を支持する
ことで側方衝突の衝撃から子供を保護しようというものであり、これは、本
件発明1の「チャイルドセーフティシートの子供に直接影響を及ぼすのでは
なく、そのかわりに横からの力が子供の周りに迂回され、支持部ではなくシ
10 ートシェル20に導かれる」ようにする、という課題解決手段とは全く異なる
ものである。

甲1の側方支持部6は「シート3の側部の外側」ではなく、背もたれ5の
横方向の両側端面に設けられている(甲1の図1A~1C参照)。

本件発明1では、「シートシェルの内側」に「支持部」が配置されており、
15 「側面衝突保護部」は「シートシェルの外側」で「シートシェル」に取り付
けられている。

甲1のシート3が本件発明1のシートシェルに相当してもしなくても、い
ずれにせよ、側方支持部6は子供に密接に接触しているので、横方向からの
車両の衝突による力は、側方支持部6によって密接に支持されている子供に
20 直接伝わる。このように、甲1の側方支持部6は、「子供との間の密接な接触
を維持」し、「子供を横方向に支持」するために、背もたれ5に対して枢動す
るものであるので、広がった状態(図1C)であっても狭まった状態(図1
A)であっても、支持面8で子供に密接に接触して子供を支持する。したが
って、甲1発明では、横方向からの車両の衝突による力は、側方支持部6と
25 密接に接触して支持されている子供に伝えられる。

したがって、「側方支持部6を開状態にしている際に車両の衝突が発生した

場合には、甲1の側方支持部6は当該衝突による力をシート3へと伝達する機能を果たす」という原告の主張は失当である。

甲1は、側方支持部6が、子供のサイズに合わせて、子供に密接に接触して支持するという機能を好適に果たすことができる位置に開閉される、という思想を開示しており、甲1には「休止位置」という概念そのものが開示されていない。側方支持部6が閉じた状態は「休止位置」には相当しない。この点は、本件審決（本件審決第5，2(1)(1-2)ウ〔本件審決50頁38行目～51頁8行目〕）にも記載されるとおりである。甲1には複数の「機能位置」が開示されているにすぎない。

したがって、原告が主張する一致点及び相違点は誤っており、本件発明1と甲1発明1の間には、本件審決が認定したとおりの相違点が存在し、これらの相違点に係る本件発明1の構成を容易に想到することはできないから、本審決の判断に誤りはない。

(2) 本件発明2ないし15に係る特許の無効

〔原告の主張〕

本件発明2ないし15は、いずれも、本件発明1の発明特定事項を全て備え、さらにその発明特定事項を限定するものであるから、本件発明1について述べたのと同様の取消事由（前記(1)〔原告の主張〕）が存在する。

〔被告の主張〕

本件発明1について原告主張の取消事由は存在せず（前記(1)〔被告の主張〕），本件発明2ないし15についても取消事由は存在しない。

(3) 本件発明16に係る特許の無効

〔原告の主張〕

本件発明16と甲1発明16との相違点1及び2に関しては、本件発明1と甲1発明1との相違点1及び2について述べた（前記(1)〔原告の主張〕）のと同様であり、相違点に対応する構成を甲1発明16において採用すること

は容易に想到することができた。

本件発明 1 6 と甲 1 発明 1 6 との相違点 3 に関し、本件審決は、甲 3 に記載された事項を適用することによる容易想到性を否定した（本件審決第 5，2(3)(3-2)エ〔本件審決 60 頁 3～35 行目〕）。しかし、甲 1 の側方支持部 6 と甲 3 の形状部 1 8 とは同様の部材であるから、甲 1 の側方支持部 6 において甲 3 のようなロック機構を採用することは当業者であれば容易に想到することができた。

したがって、本件発明 1 6 は、甲 1 及び甲 3 に基づいて容易に想到することができたものであり、本件審決は、本件発明 1 6 の容易想到性の判断を誤ったものである。

〔被告の主張〕

本件発明 1 6 と甲 1 発明 1 6 との相違点 1 及び 2 に関しては、本件発明 1 と甲 1 発明 1 との相違点 1 及び 2 について述べた（前記(1)〔被告の主張〕）と同様であり、相違点に対応する構成を甲 1 発明 1 6 において採用することは容易に想到することはできなかった。

甲 3 に記載されている発明は、自動車のための幼児用シートに関するものであって、シートの両側に設けられた形状部 1 8 を内側に回転させてテーブル 2 3 を形成することができる、というものである（甲 3 の図 1 参照）。甲 3 には本件発明 1 6 の「折り畳み部分は、・・・少なくとも 1 つの停止保持器を有し」という構成は開示されていない。さらに、甲 3 は、形状部 1 8 の「休止位置」は開示されておらず、側面衝突保護を目的としない、異なる複数の「機能位置」が開示されているにすぎない。このように、甲 1 及び甲 3 には、「休止位置」の概念そのものが開示されていないので、仮に甲 1 と甲 3 とを組み合わせたとしても、本件発明 1 6 を容易に想到することはできない。

4 取消事由 4〔甲 4 発明に基づく進歩性判断の誤り（無効理由 2 関係）〕について

(1) 本件発明 1 に係る特許の無効一甲 4 発明 1 の認定，本件発明 1 と甲 4 発明 1 の一致点・相違点の認定の誤り，甲 4 発明 1 に基づく容易想到性の判断の誤り

[原告の主張]

5 本件審決は，本件発明 1 と甲 4 発明 1 との相違点 1 に関し，「ヘッドガード 4，5 は『背もたれ部 3 の両側縁部から前方へ張り出す』ように設けられており，本件発明 1 の『シートシェルの外側でシートシェルに取り付けられる側面衝突保護部』とは異なる。」(本件審決第 5，3(1)(1-2)イ [本件審決 6 3 頁 3 7 行目～6 4 頁 2 行目]) と認定するが，甲 4 発明のヘッドガード 10 4 及び 5 に伝わった横からの衝撃は「シート」に伝わるのであるから，ヘッドガード 4 及び 5 は，本件発明 1 の「側面衝突保護部」に相当する。

本件発明 1 と甲 4 発明 1 との相違点 2 に関し，本件審決は「甲 4 においては，むしろより狭い位置がより好ましい『機能位置』である。これは，『所定の幅の中に位置する休止位置』(即ちより狭い位置) 及び『所定の幅の外に位置する機能位置』(即ちより広い位置) と定義する本件発明 1 の構成とはむしろ逆の概念である。」(本件審決第 5，3(1)(1-2)ウ [本件審決 6 4 頁 1 15 4～1 7 行目]) と認定するが，本件発明 1 と対比するのであれば，ヘッドガードとしての機能位置であるかどうかは関係なく，「側面衝突保護部」として機能位置にあるかどうかで判断されるべきである。そして，ヘッドガードが開いた状態の方が閉じた状態と比較して「側面衝突保護部」としての機能を果たすのであるから，甲 4 のヘッドガード 4 及び 5 についても「機能位置」 20 と「休止位置」は開示されている。また，本件審決は「ヘッドガード 4，5 がチャイルドセーフティシートの所定の幅の外に位置すること自体が開示されていない。」(本件審決第 5，3(1)(1-2)ウ [本件審決 6 4 頁 2 3～2 25 4 行目]) とも認定するが，これは，本件発明 1 の「チャイルドセーフティシートの所定の幅」を，「所定の」という文言を無視して「チャイルドセーフテ

シート幅」と捉える本件審決の誤った解釈を前提とするものであり、誤りである。

本件審決は、「甲4は車両の側方からの力がヘッドガード4及び5を介して、シートシェルではなく、直接子供に導かれる構成を示しているにすぎない。」

5 (本件審決第5, 3(1)(1-2)ウ〔本件審決65頁3~4行目〕)と述べるが、横から加わった衝撃の少なくとも一部はシートに伝達されるのであるから、「ヘッドガードに伝わる横からの力はシートに導かれる」ことになり、甲4には本件発明1に対応する構成が開示されている。

10 そうすると、「シートシェル」と「支持部」とが別部材であるという本件審決の立場に立ったとしても、本件発明1に対応して示すと、甲4には以下の構成が開示されており、本件発明1に相当する構成がすべて示されているから、本件発明1は、甲4発明1に基づいて容易に想到することができたものである。

1 a 2 子供安全シート(1)であって、

15 1 b 2 子供を支持するクッション材又はカバー材と、

1 c 2 クッション材又はカバー材のための構造要素であり、背もたれ部(3)を有するシートと、

1 d 2 シートの外側でシートに取り付けられるヘッドガード(4, 5)と、
を有し、

20 1 e 2 クッション材又はカバー材はシートの内側にあり、

1 f 2 ヘッドガード(4, 5)は、子供安全シート(1)の所定の幅の中に位置する内方位置から、子供安全シート(1)の所定の幅の外に位置する外方位置に、及び外方位置から内方位置に移動可能であり、

25 1 g 2 ヘッドガード(4, 5)は、シートが車両に取付けられた状態において、車両の側部から子供安全シート(1)に伝わる横からの力がシートに導かれるように、配置される、

1 h 2 子供安全シート（1）。

したがって、本件審決は、甲4発明1の認定を誤り、その結果として甲4発明1との一致点・相違点の認定を誤り、また甲4発明1に基づく容易想到性の判断を誤ったものである。

5 [被告の主張]

甲4には、一対のヘッドガード4及び5が開示されているのみであって、本件発明1の、「子供又は乳児を支持する支持部」とは別個の部材であり、支持部を内側に配置させる「支持部のための構造要素」である「シートシェル」は、開示も示唆もされていない。

10 仮に、甲4の背もたれ部3のベースとなる部材が、本件発明1の「シートシェル」に対応するとしても、ヘッドガード4及び5は「背もたれ部3の両側縁部から前方へ張り出す」ように設けられており、本件発明1の「シートシェルの外側でシートシェルに取り付けられる側面衝突保護部」とは異なる。

15 甲4には、一対のヘッドガードをより狭い位置とより広い位置との間で変更可能に配置することが開示されており、ヘッドガード4及び5は、広げられた位置においても、狭められた位置においても、子供の頭部の両側に配置されていることにより、壁を形成して頭部を保護する、という機能を発揮している。つまり、甲4にはヘッドガードの「休止位置」が開示されておらず、複数の「機能位置」しか開示されていない。

20 そもそも、甲4には本件発明1のシートシェルに相当する構成は開示されていないので、チャイルドセーフティシートに伝わる横からの力がシートシェルに導かれるようにすることはできない。さらに、本件審決（本件審決第5，3(1)(1-2)ウ〔本件審決64頁29～36行目〕）にも示されるとおり、仮に、甲4発明1の「背もたれ部3のベースとなる部分」が本件発明1
25 の「シートシェル」に相当し、甲4発明1の「ヘッドガード4，5」が本件発明1の「側面衝突保護部」に相当するとしても、甲4の背もたれ部の両側

縁部から前方へ張り出すように配置されたヘッドガードは、横からの力がシートシェルに導かれるように、配置されているものではない。

したがって、原告が甲4に開示されていると主張する構成は、甲4発明1には開示されておらず、本件発明1と甲4発明1の間には、本件審決が認定したとおりの相違点が存在し、これらの相違点に係る本件発明1の構成を容易に想到することはできないから、本件審決の判断に誤りはない。

(2) 本件発明2ないし15に係る特許の無効

[原告の主張]

本件発明2ないし15は、いずれも、本件発明1の発明特定事項を全て備え、さらにその発明特定事項を限定するものであるから、本件発明1について述べたのと同様の取消事由（前記(1) [原告の主張]）が存在する。

[被告の主張]

本件発明1について原告主張の取消事由は存在せず（前記(1) [被告の主張]）、本件発明2ないし15についても取消事由は存在しない。

(3) 本件発明16に係る特許の無効

[原告の主張]

本件発明16と甲4発明16との相違点1に関しては、本件発明1と甲1発明1との相違点1について述べた（前記3(1) [原告の主張]）のと同様であり、相違点に対応する構成を甲4発明16において採用することは容易に想到することができた。

本件発明16と甲4発明16との相違点2に関し、本件審決は、甲3に記載された事項を適用することによる容易想到性を否定した（本件審決第5, 3(3) (3-2) ウ [本件審決70頁30行目～71頁22行目]）。しかし、回転可能な甲4のヘッドガード4及び5において、甲3のようなロック機構を採用することは当業者であれば容易に想到することができた。

したがって、本件発明16は、甲4及び甲3に基づいて容易に想到するこ

とができたものであり，本件審決は，本件発明 1 6 の容易想到性の判断を誤ったものである。

[被告の主張]

5 本件発明 1 6 と甲 4 発明 1 6 との相違点 1 に関しては，本件発明 1 と甲 1 発明 1 との相違点 1 について述べた（前記 3(1) [被告の主張]）のと同様であり，相違点に対応する構成を甲 4 発明 1 6 において採用することは容易に想到することはできなかつた。

10 甲 3 には本件発明 1 6 の「折り畳み部分は，・・・少なくとも 1 つの停止保持器を有し」という構成は開示されていない。さらに，甲 4 には「休止位置」は開示されていないし（前記(1) [被告の主張]），甲 3 には，形状部 1 8 の「休止位置」は開示されておらず，側面衝突保護を目的としない，異なる複数の「機能位置」が開示されているにすぎない。このように，甲 4 及び甲 3 には，「休止位置」の概念そのものが開示されていないので，仮に甲 4 と甲 3 とを組み合わせたとしても，本件発明 1 6 を容易に想到することはできない。

15 第 4 当裁判所の判断

1 本件発明の意義について

本件明細書等の記載（別紙 2 - 1）によれば，本件発明の意義は，次のとおりと認められる。

(1) 技術分野

20 本件発明は，側面衝突保護部が取り付けられたチャイルドセーフティシート，又は，側面衝突保護部に関するものである（段落【0 0 0 1】及び【0 0 0 2】）。

(2) 背景技術

25 チャイルドセーフティシートは，特に事故が発生した場合に，子供らに保護を提供する。このようなチャイルドセーフティシートを取り付ける手段は，シートの横方向への運動からチャイルドセーフティシートを十分に固定しな

いので、側面衝突において問題があり、従来から、チャイルドセーフティシート
の側部に渡って伸びる、ストラップ又はエアクッションの形態のエネルギー
吸収要素である、側面衝突保護部を備えていた（段落【0003】）。

(3) 発明が解決しようとする課題

5 これら従来の装置は、チャイルドセーフティシートの子供に直接衝撃を与え、
チャイルドセーフティシートは衝撃を十分吸収できない、又は、消散させる
ことができなかつたため、子供に最大の安全を提供することができない
ことが明らかとなっている（段落【0003】）。

10 そこで、本件発明の目的は、前述の欠点を回避するとともに改良された側
面衝突保護部を提供することにある（段落【0005】）。

(4) 課題を解決する手段等（本件発明1～15）

15 本件発明1は、シートシェルの内側に子供又は乳児を支持する支持部を有し、
シートシェルの外側でシートシェルに取り付けられる側面衝突保護部を有し、
側面衝突保護部は、チャイルドセーフティシートの幅に位置する休止位置から、
幅の外側に位置する機能位置に、及びその反対に移動可能であり、
特にシートシェルの側部において、起こり得る横からの力が、シートシェル
に導かれるような方法で、配置される構成を採用したものである（請求項1、
段落【0007】及び【0031】）。

20 そして、本件発明1の重要な態様は、伝達又は力又はエネルギーが子供の体
に直接衝撃を与えないが、代わりに子供の体から離れて及びシートシェルに
導かれるような方法でシートシェルに取り付けられる側面衝突保護部にあり、
これを、チャイルドセーフティシートの座部領域より上や背部に、配置し、
これにより、そのようにすることで、ベースに取り付けられるチャイルドセ
ーフティシートの転倒が、効果的に防止され、また、子供は側面衝突の影響
25 の到達範囲におらず、代わりに、チャイルドセーフティシートの構造要素、
すなわちシートシェルがあり、したがって子供への直接のエネルギー伝達が構

造的に回避されるものである（請求項 6，7，段落【0008】，【0018】，【0019】，【0031】及び【0035】）。

(5) 課題を解決する手段等（本件発明 16）

本件発明 16 は，側面衝突保護部であって，側面衝突保護部は，シートシ
5 ョェルに取り付けられる折り畳み部分として形成され，前記折り畳み部分を休
止位置から機能位置に及びその逆に変更するために，前記折り畳み部分は軸
周りに回転されることができ，折り畳み部分は，シートシェルの外側から突
出する機能位置における所定位置でロックされるように，ロックバーが前記
機能位置でロックする停止保持器を有し，また，ロックバーに対して割り当
10 てられる解放ボタン又は解放スライダの作動によって解放されるものである
（請求項 16，段落【0010】）。

2 各引用文献に記載された技術事項

(1) 甲 5 について

ア 甲 5 の記載

15 甲 5 は，名称を「CHILD SAFETY SEAT WITH SIDE IMPACT
PROTECTION（側面衝撃保護を備えたチャイルド安全シート）」とする特
許出願に係るもので，「発明の詳細な説明」及び「図面」として別紙 3（甲
5 の記載）のとおり記載されている。

イ 甲 5 が開示する技術的事項

20 甲 5 の記載（別紙 3）によれば，甲 5 には，次のような技術的事項の開
示があると認められる。

(ア) 技術分野

側面衝撃保護を備えたチャイルド安全シートに関する（段落 [000
25 2]）。

(イ) 背景技術・発明が解決しようとする課題

チャイルド安全シートは，車両のサイドシートの一つに配置され，車

両の内側との横方向の距離はわずかであるため、チャイルド安全シートが車両の内側に衝突する前に、シート固定手段によってチャイルド安全シートの相対的な動きを十分に減速させるのに十分ではない。したがって、チャイルド安全シートを備える車両で側面の衝突が起こった場合、
5 チャイルド安全シートの横方向の動きが非常に短時間で停止し、強い減速に対応することになり、この減速により、チャイルド安全シート内の子供に実質的な力がかかり、子供が重傷を負う可能性があるという問題があったところ、このような問題を解決し、側面衝突における保護効果を改善するチャイルド安全シートを提供することを目的とする(段落[0
10 003]～[0011])。

(ウ) 課題を解決する手段等

チャイルド安全シートは、エネルギー吸収及び／又は伝達要素を備え(段落[0013])、チャイルド安全シートは、運搬用ハンドルを備えた幼児用キャリアの形で設計されてもよく、エネルギー吸収及び／又は
15 伝達要素は、ハンドル又はチャイルド安全シートの他の領域に配置され得るものであり(段落[0014])、エネルギー吸収及び／又は伝達要素は、休止位置から機能位置に、またその逆に移動されるものであり(段落[0015])、チャイルド安全シートの側面衝突保護には、エネルギー吸収及び／又は伝達要素の設計及び配置が決定的であり(段落[00
20 29])、エネルギー吸収及び／又は伝達要素により伝達されるエネルギーは、支持要素、チャイルド安全シート又はベース要素に伝達され、最終的には車体に伝達される構成を採用した(段落[0031]～[00
34])。

(エ) 実施の形態1(段落[0050]～[0052]及び図1～6)

25 チャイルド安全シートは、運搬ハンドル8を備えた幼児用キャリア7として設計され、エネルギー吸収及び／又は伝達要素2の取り付けが特

に有利であるチャイルド安全シート（幼児用キャリア）の領域は、運搬用ハンドルの固定領域、運搬用ハンドルのサイドアーム 1 2 及び幼児用キャリアの下側領域 1 3 であり、また、当該領域 1 3 では、幼児用キャリアのキャリア材料がパッドで覆われていないので、この領域は、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 を組み込むのに特に適していること、さらに、パッドで覆われているチャイルド安全シート（幼児用キャリア）の領域に、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 を位置付けることも基本的には可能であり（段落 [0 0 5 1]）、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 1 0 1 は、弧状に設計されて、旋回可能に取り付けられ、休止位置 3 では、運搬用ハンドル 8 にぴったり合い、機能位置 4 では横方向に弧状に突出する（段落 [0 0 5 2]）。

(オ) 実施の形態 2（段落 [0 0 5 8] ～ [0 0 6 0] 及び図 1 0 ～ 1 1）

チャイルド安全シートは、運搬ハンドル 8 を備えた幼児用キャリア 7 として設計され、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は案内ピン 3 0 2 が配置されている円筒 3 0 1 の形状を有し、シリンダは、案内ピン 3 0 2 用の接続部材の形態の凹部 3 0 4 を含むシリンダガイド 3 0 3 内で案内され、休止位置 3 では、案内ピン 3 0 2 は凹部 3 0 4 の休止領域 3 0 5 内に位置決めされ、シリンダ 3 0 1 を回転させることによって、案内ピン 3 0 2 が外に案内され、シリンダをシリンダガイド 3 0 3 内で休止位置 3 から機能位置 4 にシフトされて、固定され（段落 [0 0 5 8]）、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は、領域 1 1 に配置されることが好ましい（段落 [0 0 5 9]）。

(2) 甲 1 について

ア 甲 1 の記載

甲 1 は、名称を「A child vehicle seat（子供用車両シート）」とする特許出願に係るもので、「発明の詳細な説明」及び「図面」として、別紙 4（甲

1の記載)のとおり記載されている。

イ 甲1が開示する技術的事項

甲1の記載(別紙4)によれば、甲1には、次のような技術的事項の開示があると認められる。

5 (ア) 少なくとも座部と、座部に接続された背もたれと、回転軸の周りで
回転可能な側方支持部と、を備え、背もたれと座部との間の移行部から
離れる方向にスライド要素を移動させるときに側方支持部が互いに離れ
るように回転し、その逆も同様である、子供用車両シートがすでに知ら
10 れているところ、甲1は、改善された回転可能な側方支持部を有する子
供用車両シートを提供することを目的とする(段落[0001]～[0
003])。

(イ) 上記目的を達成するために、子供用車両シートにおいて、接続要素
が各々、対応するスロット内にスライド可能に配置された案内要素によ
15 ってスライド要素に対して移動可能となり、2つのスロットの第一端部
とスロットの第二端部の配置(段落[0004]及び[0005])や側
方支持部の回転軸の配置(段落[0018])により、側面衝突時に肩同
士の密着が保たれ、子供の動きの自由と側部衝突時の安全の間で最適に
する構成を採用する(段落[0019])。

(ウ) 特に、実施形態として、子供用車両シート1は、シート3を備え、シ
20 ート3は、座部4と、座部4に接続された背もたれ5とを備え、背もた
れ5は、両側部において、枢動軸によって背もたれ5に枢動可能に連結
された側方支持部6を備え、各側方支持部6は、子供を横方向に支持す
るための支持面8を備え(段落[0023])、シート3は、二つの側方
25 支持部6の間に配置され、背もたれ5にスライド可能に接続され、子供
用車両シート1を使用する子供のサイズまでヘッドレスト10を調節す
るために、座席部分4から離れる又は座席部分4に向かって移動可能と

なっており（段落【0024】）、ヘッドレスト10は、二つの細長いス
ロット12を有する板状要素11を備え、スロット12は互いに角度を
成しており（段落【0025】）、シート3は、二つの接続要素13も備
え、各接続要素13は、第一端部付近で、側方支持部6のうちの一つの
5 フランジ9に回転軸14によって旋回可能に接続され、第二端部付近で、
接続要素13は、ヘッドレスト10のスロット12のうちの一つにスラ
イド可能に配置されている案内要素15を備えている（段落【0026】）
構成を採用し、ヘッドレスト10が最も低い位置にあると、側方支持部
6の支持面8間の距離も小さくなり、この位置では、子供用車両用シー
10 ト1は比較的小さい子供に適しており、ヘッドレスト10を上方に動か
すと、側方支持部6の支持面8は、互いに離れるように旋回し、より大
きな子供により適するよう、互いのより大きな距離に配置されるように
機能する（段落【0023】～【0031】及び図1～4）。

(3) 甲4について

15 ア 甲4の記載

甲4は、発明の名称を「子供用座席装置」とする特許出願に係るもので、
「発明の詳細な説明」及び「図面」として、別紙5（甲4の記載）のとおり
記載されている。

イ 甲4が開示する技術的事項

20 甲4の記載（別紙5）によれば、甲4には、次のような技術的事項の開
示があると認められる。

(ア) 座部と、この座部の後端から立ち上がる背もたれ部とを備え、子供の
頭部を側方から保護するため、背もたれ部の両側縁部からそれぞれ前方
へ張り出すようにヘッドガードが設けられる自動車用子供安全シートは
25 知られている（段落【0001】～【0003】）ところ、子供の安全の
観点からは、一対のヘッドガード間の間隔が狭い方が好ましく（段落【0

004】), 他方, ヘッドガード間の間隔が狭すぎると, 子供に対して圧迫感を与えるので好ましくない(段落【0005】)という, 相反する二つの要望を満足させることができる子供用座席装置を提供しようとすることを目的とする(段落【0008】)。

5 (イ) 上記目的を達成するために, 子供用座席装置において, 座部と, 前記座部の後端から立ち上がる背もたれ部と, 前記背もたれ部の両側縁部から前方へ張り出す一対のヘッドガードとを備え, 一対のヘッドガード間
の間隔を変更可能とする構成を採用する(段落【0009】)。

10 (ウ) 特に, 実施例として, 子供安全シート1は, 座部2と, 座部2の後端から立ち上がる背もたれ部3と, 背もたれ部3の両側縁部から前方へ張り出す一対のヘッドガード4及び5とを備え, 座部2と, 背もたれ部3及びヘッドガード4及び5は, ベースとなる部材がクッション材やカバー材で覆われて構成されてり, ヘッドガード4及び5の各々は, 背もたれ部3に対して, この背もたれ部3の立ち上がる方向と実質的に平行に
15 延びる軸線のまわりに回動可能とされ(段落【0016】~【0018】), 図1~3), ヘッドガード4及び5をそれぞれ所望の角度に変更した状態を固定するため, 係合突起17と係合部18との組合せやロック手段が
用いられる(段落【0024】)構成を採用し, ヘッドガード4及び5の各々の回動によって, 一対のヘッドガード4及び5間の間隔が変更されるように機能する(段落【0018】)。
20

3 争点に対する判断

(1) 取消事由1〔甲5発明に基づく進歩性判断の誤り(無効理由3関係)]について

ア 本件発明の認定

25 (ア) シートシェルの意義について

a 要旨認定の手法

発明の要旨認定は、特許請求の範囲の記載に基づいて行うべきであり、発明が属する技術分野における優先日前の技術常識を考慮した通常の意味内容により特許請求の範囲の記載を解釈するのが相当である。もつとも、特許請求の範囲の記載の意味内容が、明細書又は図面において、通常の意味内容とは異なるものとして定義又は説明されていれば、通常の意味内容とは異なるものとして解される余地はあるものの、そのような定義又は説明がない場合には、上記のとおり解釈するのが相当である。

b 請求項 1（本件発明 1）の記載

「シートシェル」に関連して、請求項 1（本件発明 1）には、以下の記載がある。

(a) 「子供又は乳児を支持する支持部と、前記支持部のための構成要素としてのシートシェル」（構成要件 1 B, 1 C）

(b) 「前記シートシェルの外側で前記シートシェルに取り付けられる側面衝突保護部」（構成要件 1 D）

(c) 「前記支持部は前記シートシェルの内側にあり」（構成要件 1 E）

c 技術常識

本件発明 1 は、「チャイルドセーフティシート」という物の発明であるところ、チャイルドセーフティシートが属する技術分野における本件特許の優先日（平成 24 年 6 月 18 日）前の技術常識において、「シートシェル」という語がどのような意味を有していたかについて検討する。

本件特許の優先日前に頒布された刊行物である甲 25 の 1 ないし 6 の各文献には、別紙 6（甲 25 の 1～6 の記載）のとおり記載がある。

甲 25 の 1 ないし 6 の記載（別紙 6）によれば、チャイルドセーフ

ティシートが属する技術分野において、「シートシェル」又は「シェル」という用語やその構造は、次のとおりに理解されていたものと認められる。

(a) シートシェルは、剛性のある素材からなるチャイルドセーフティシートの基本構造体である（甲 2 5 の 1 ～ 4， 6）。

(b) シートシェルは、座部と背もたれを備える形状であり（甲 2 5 の 1 ～ 6），さらに側面を有し，子供を載置する側を包み込むような形状をとることがある（甲 2 5 の 2 ～ 6）。

(c) 子供を支える柔軟性のある素材をシートシェルの子供が座る側（内側）に載置又は子供が座る側からシートシェルの外側にわたって被せるように配置する（甲 2 5 の 2 ～ 4， 6）。

(d) シートシェルにおける，座部と背もたれ部とは，一体成型のこともあれば，二部品成型のこともある（甲 2 5 の 1）。

（以下，上記(a)ないし(d)を「シートシェルに係る技術常識」という。）

d 本件発明 1 の「シートシェル」及び「支持部」の意味

本件発明 1 の「シートシェル」は，構成要件 1 C（前記 b (a)）において，「支持部のための構造要素」であることが規定され，また，構成要件 1 D（前記 b (b)）において，「外側で側面衝突保護部が取り付けられる」こと，すなわち，側面を備えることが規定されているから，シートシェルに係る技術常識の(a)，(b)（前記 c (a)，(b)）を踏まえると，本件発明 1 の「シートシェル」は，「座部，背もたれと側面を備え，子供を載置する側を包み込むような形状である剛性のある素材から成るチャイルドセーフティシートの基本構造体」と解される。

また，本件発明 1 の「支持部」は，構成要件 1 B（前記 b (a)）において，「子供又は乳児を支持する」ものであることが規定され，構成要件 1 E（前記 b (c)）において，「前記支持部が前記シートシェルの内側

にある」という位置関係が規定されていることから、シートシェルに係る技術常識の(c) (前記 c(c)) を踏まえると、本件発明 1 の「支持部」は、子供を支える柔軟性のある素材からなり、シートシェルの子供が座る側（内側）に載置又は子供が座る側からシートシェルの外側にわたって被せるように配置されるものであると解される。

なお、本件発明では、支持部材が、シートシェルの内側のみにあるとか、シートシェルの側面や背面を覆っていないという特定はないし、支持部材がシートシェルと別の骨格構造体を備えるとの特定はなく、また、本件明細書の段落【0031】にもそのような記載はない。

本件明細書において、「シートシェル」という用語は、段落【0007】～【0012】、【0014】、【0016】、【0019】、【0020】、【0022】、【0031】、【0035】、【0040】、【0042】、【0044】及び【0047】に記載されており、また、「支持部」という用語は、段落【0031】にのみ記載されている。しかし、「シートシェル」又は「支持部」という用語を通常とは異なる意味内容とする定義又は説明に相当する記載は、本件明細書等には見出すことができないから、請求項 1（本件発明 1）の「シートシェル」及び「支持部」という用語は、上記のとおり、本件発明が属する技術分野における優先日前の技術常識を考慮した通常の意味内容により解すべきである。

e 本件発明 16 の「シートシェル」及び「支持部」の意味

本件発明 16 は、「側面衝突保護部」という「物」の発明であって、本件発明 1 と同様に、「子供又は乳児を支持する支持部と、前記支持部のための構造要素としてのシートシェル」を有すること（前記 b(a)に対応）、側面衝突保護部材は、「前記シートシェルの外側で前記シートシェルに取り付けられる」こと（前記 b(b)に対応）、「前記支持部は前

記シートシェルの内側にあ」ること（前記b(c)に対応）をその構成要件として備えるから、本件発明16における「シートシェル」及び「支持部」についても、本件発明1と同様の意味内容であると解すべきである。

5 f 本件審決の解釈の適否

(a) 本件審決の説示

本件審決は、シートシェルについて次のように説示する。

10 (i) 「ア．本件発明1の『シートシェル』で特定される事項」において「本件発明1の『シートシェル』は、・・・『支持部』とは別個の部材であると解するのが相当である。そうすると、『シートシェル』の定義は、『シート』の『シェル』であって、『子供又は乳児を支持する支持部』とは別個の部材であって、『前記支持部は前記シートシェルの内側にあ』るから、支持部が内側にある『支持部のための構造要素』である『シェル』とい

15 うことができる。」とする（本件審決第5，2(1)(1-2)ア〔本件審決49頁9～17行目〕）。

(ii) 前記(i)の「『シートシェル』の定義からみて、甲1発明1の『側方支持部6を備えた背もたれ5，座部4，ヘッドレスト10』は子供を支持する部材であるから本件発明1の『支持部』に相当するものであり」とする（本件審決第5，2(1)(1-2)イ〔本件審決49頁19～21行目〕）。

20

(iii) 「シートシェルが、従来技術とは異なり、子供を支持する支持部材とは別な部材であることは、以下の明細書の記載からも明白である。」（本件審決第5，2(1)(1-2)オ(ア)〔本件審決53頁20～21行目〕）として、本件明細書の段落【0008】及び【0019】を挙げる。

25

(b) 本件審決の解釈

前記(a)の本件審決の説示を総合すると、本件審決は、本件発明の「支持部」が、シートシェルに係る技術常識の(a)ないし(c)（前記 c (a)ないし(c)）により理解される「シートシェル」及び「子供を支える柔軟性のある素材」に相当し、本件発明の「シートシェル」は、
5 「支持部」を内側に配置する、従来技術（技術常識）における「シートシェル」及び「子供を支える柔軟性のある素材」とは別異の、それらに更に追加される構造要素と解釈しているものと認められる。

(c) 本件審決の解釈の適否

本件審決は、本件発明の「シートシェルが、従来技術とは異なり、子供を支持する支持部材とは別な部材である」と解する根拠として、本件明細書の段落【0008】や【0019】を引用するが（前記 (a) (iii)）、これらの段落は、「側面衝突保護部」の配置とその作用又は効果についての説明にとどまるものであって、「シートシェル」が従来技術とは別異なるものであるとの記載はないし、支持部については何らの記載もないことからすると、上記段落が本件審決の上記解釈を裏付けるものとはいえない。そして、本件発明の特許請求の範囲の記載や本件明細書の発明の詳細な説明の記載において、前記(b)
15 の本件審決の解釈を採用すべき根拠を見出すことはできない。したがって、前記(b)の本件審決の解釈を採用することはできない。

(d) 被告の主張の検討

被告は、本件発明の「シートシェル」の解釈について、「背部側から支持部を構造的に保持するシェル（外殻）的構造要素である」、「支持部とは別個のシェル形状の一構成要素であり、子供を前部側で支持する支持部の背部側を外側から構造的に保持する、支持部のため
25

のシェル（外殻）的構造要素であって、車両の側部から伝わる横からの力がシートシェルに導かれるように側面衝突保護部を配置したシェルである」、**「シートシェルは、シートシェルの内側にある支持部の背部側を外側から構造的に保持し、かつ側面衝突保護部を取り付けるのに必要とされる程度に剛性（段落【0022】）を備えるシェル形状部材である」**、**「シートシェルはその背部側が露出しており、シェルの名のとおり曲面形状である」**などと主張する（前記第3、1(1)ア〔被告の主張〕）。確かに、本件図面の図2、5及び6に、シートの背部に曲面形状の構造が示されているようにも見え、実施例において、それがシートシェルに該当するとされている。しかし、本件明細書には、本件発明のシートシェルを、被告が主張するような外殻的構造の意味に限定して解釈すべき根拠となるような記載はなく、シートシェルという用語の解釈に当たって、本件発明が属する技術分野における優先日前の技術常識を考慮した通常の意味内容とは異なるように解釈すべきことを裏付ける根拠もないから、被告の上記主張は採用することができない。

(イ) 側面衝突保護部の配置について

a 請求項1（本件発明1）により示される側面衝突保護部の配置

本件発明1は「前記シートシェルの外側で前記シートシェルに取り付けられる側面衝突保護部」(構成要件1D)という構成を備えるから、本件発明1の側面衝突保護部は、シートシェルの外側でシートシェルに取り付けられるものである。そして、前記(ア)dのとおり、「シートシェル」は、剛性のある素材から成るチャイルドセーフティシートの基本構造体であると解されることからすると、このような基本構造体である「シートシェル」の側面の外側に取り付けられた「側面衝突保護部」が受けた力は、自ずと「シートシェル」に伝達されることにな

る。

本件発明 1 は、「前記側面衝突保護部は、前記チャイルドセーフティシートが前記車両の前記シートに取り付けられた状態において、前記車両の側部から前記チャイルドセーフティシートに伝わる横からの力が前記シートシェルに導かれるように、配置される」（構成要件 1 G）という構成を備えるところ、上記のとおり、側面衝突保護部がシートシェルの外側で前記シートシェルに取り付けられること（構成要件 1 D）、シートシェルは剛性のある素材から成るチャイルドセーフティシートの基本構造体であり（前記(ア) d）、側面衝突保護部が受けた力は自ずとシートシェルに伝達されることに照らすと、上記の構成（構成要件 1 G）は、シートシェルの外側に取り付けた側面衝突保護部の配置（換言すれば「取付位置」）が、シートシェルの側面の外側であることを示すのみであり、その配置について、それ以上に何ら具体的な特定をするものではないと認められる。

b 被告の主張の検討

被告は、請求項 1（本件発明 1）の「側面衝突保護部は、・・・横からの力が前記シートシェルに導かれるように、配置される」（構成要件 1 G）という文言は、機能的限定であるから、本件明細書に記載された具体的構成に基づいて限定的に解釈し、「側面衝突保護部が、チャイルドセーフティシートの座部領域より上方であって、チャイルドセーフティシートの背部に配置される」ことによって、「横からの力が、支持部（子供）には導かれず、シートシェルにのみ導かれる」ことを意味するものと解釈すべきであると主張する（前記第 3、1(1)イ〔被告の主張〕）。

しかし、発明の要旨認定は、特許請求の範囲の記載に基づいて行われるべきであり、それは、特許請求の範囲の記載の中に作用又は機能

を用いて物を特定しようとする記載がある場合であっても同様である。本件発明1の「前記側面衝突保護部は、前記チャイルドセーフティシートが前記車両の前記シートに取付けられた状態において、前記車両の側部から前記チャイルドセーフティシートに伝わる横からの力が前記シートシェルに導かれるように、配置される」（構成要件1G）という構成には、「車両の側部からチャイルドセーフティシートに伝わる横からの力がシートシェルに導かれる」ということしか記載されておらず、「横からの力が、支持部（子供）には導かれず、シートシェルにのみ導かれる」とは記載されていないから、被告主張のような限定的な解釈をとることはできない。請求項6（本件発明6）には、側面衝突保護部の側部要素がチャイルドセーフティシートの座部領域より上に配置されるチャイルドセーフティシートが記載され、請求項7（本件発明7）には、側部要素がチャイルドセーフティシートの背部に配置されるチャイルドセーフティシートが記載されており、また、本件明細書の段落【0008】及び【0019】には、衝突による横からの力が子供の体に直接伝わらず、子供の体を迂回してシートシェルに導かれるように取り付けられる側面衝突保護部材に関する記載があるが、請求項1（本件発明1）の文言を、従属請求項である請求項6及び7の記載並びに本件明細書の発明の詳細な説明の段落【0008】及び【0019】の記載によって限定して解釈する理由はないから、被告の上記主張は採用することができない。

イ 本件発明1に係る特許の無効について

(ア) 本件発明1と甲5発明1-1の一致点・相違点の認定の誤り（取消事由1-1-2）について

本件発明1と甲5発明1-1の一致点・相違点の認定の誤り（取消事由1-1-2）について検討する。

a 支持部に関する認定

「子供を支える柔軟性のある素材をシートシェルの子供が座る側（内側）に載置又は子供が座る側からシートシェルの外側にわたって被せるように配置すること」（シートシェルに係る技術常識(c), 前記ア(ア)c(c)）は、本件優先日当時、技術常識であったものであり、甲5発
5 明1-1の「パッド」は、その上に子供を乗せるから、上記の技術常識にいう「子供を支える柔軟性のある素材」に該当し、本件発明1の「子供又は乳児を支持する支持部」に相当するものと認められる。

b シートシェルに関する認定

前記2(1)イ(エ)のとおり、甲5発明1-1に係る実施形態1のチャイルド安全シートは、運搬ハンドル付き幼児用キャリア7として設計されてお
10 り、その幼児用キャリアはキャリア材料から成るものとして記載されており、「シートシェルは、剛性のある素材からなるチャイルドセーフティシートの基本構造体である」（シートシェルに係る技術常識(a), 前記ア(ア)c(a)）という技術常識を踏まえると、当業者は、上記のキャリア材料は、骨格構造を構成するのに適した剛性を有する素材を意味すると理解するものと認められる。なお、パッドで覆われた部分
15 が、剛性を有する骨格構造（両当事者のいう「芯なる部材」）であることは、両当事者間に争いはない。そうすると、当業者は、甲5の記載から「背もたれ、座部におけるパッドに覆われた部分」の具体的な構造を把握できるものと認められる。この点につき、本件審決は、
20 「甲5の明細書等には、そもそも『シートシェル』又は『シェル』に関して言及されておらず」（本件審決第5, 4(1)(1-2)イ〔本件審決75頁11～12行目〕）、「『背もたれ、座部におけるパッドの覆われた部分』が『シートシェル』に対応するとしても、当該部分の具体的な構造は不明であり」（本件審決第5, 4(1)(1-2)イ〔本件審決7
25

5 頁 3 6 ～ 3 7 行目]) と述べるが、上記に検討したところによれば、これらの本件審決の判断は誤りである。

5 本件発明 1 の「シートシェル」は、「座部、背もたれと側面を備え、子供を載置する側を包み込むような形状である剛性のある素材から成るチャイルドセーフティシートの基本構造体」であるという解釈（前記ア(ア) d) 並びに甲 5 発明 1 - 1 及び甲 5 の記載事項を踏まえて、本件発明 1 と甲 5 発明 1 - 1 を対比すると、甲 5 発明 1 - 1 における「パッドで覆われるとともに子供を支持する背もたれ、座部と、からなるシート部分」及び「シート部分の外側（側部）」は、本件発明 1 における「シートシェル」に相当するというべきである。

10 c 側面衝突保護部に関する認定

15 甲 5 発明 1 - 1 において、「エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2」は、「シート部分の外側（側部）において・・・運搬用ハンドル 8 の固定領域 1 1 に取り付けた」ものであり、「伝達されるエネルギーは、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 によってチャイルド安全シート 1」に伝達されるのであるから、チャイルド安全シートを構成する、「パッドで覆われるとともに子供を支持する背もたれ、座部と、からなるシート部分」及び「シート部分の外側（側部）」（前記 b において「シートシェル」と認定された部分）にもエネルギーが伝達されることは明らかである。

20 そのため、甲 5 発明 1 - 1 における「エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2」は、本件発明 1 の「側面衝突保護部」に相当し、その配置は、本件発明 1 の「前記側面衝突保護部は、・・・前記車両の側部から前記チャイルドセーフティシートに伝わる横からの力が前記シートシェルに導かれるように、配置される」（構成要件 1 G）という構成に相当する。

d 本件発明 1 と甲 5 発明 1 - 1 の一致点・相違点

そうすると、本件発明 1 と甲 5 発明 1 - 1 との相違点は、本件発明 1 では、側面衝突保護部は、シートシェルの外側でシートシェルに取り付けられるのに対して、甲 5 発明 1 - 1 では、エネルギー吸収及び
5 /又は伝達要素は、運搬ハンドルの固定領域に取り付けられている点
(以下、「相違点 A」という。) で相違し、その余の点では一致していると認められる。

被告は、本件発明 1 と甲 5 発明 1 - 1 との間には、有意な実質的な相違点が存在しており、本件審決が行った本件発明 1 と甲 5 発明 1 -
10 1 の一致点・相違点の認定に誤りはないと主張するが(前記第 3, 1
(2)ア(イ) [被告の主張]), 被告の主張は、甲 5 には、本件発明 1 のシートシェルに相当する部分がないという主張を前提とするものであるから、上記 b のとおりその前提が誤りであり、採用することはできない。

e 本件審決の認定の誤りの有無(取消事由 1 - 1 - 2 の成否)

15 本件発明 1 と甲 5 発明 1 - 1 との一致点・相違点は、前記 d で述べたとおりであり、これと異なる本件審決の一致点・相違点の認定(前記第 2, 3(2)ウ(イ)a) は誤りである。したがって、取消事由 1 - 1 - 2 は理由がある。

(イ) 甲 5 発明 1 - 1 に基づく容易想到性の判断の誤り(取消事由 1 - 1 - 3) について

20 甲 5 発明 1 - 1 に基づく容易想到性の判断の誤り(取消事由 1 - 1 - 3) について検討する。

a 本件審決の説示事項の検討

(a) 本件審決は、本件発明 1 の「シートシェル」についての本件審決の解釈を前提として、甲 5 の明細書等には「シートシェル」又は「シェル」
25 に関して言及されていないとした上で(本件審決第 5, 4(1)

5 (1-2) ア, イ [本件審決 75 頁 5 ~ 13 行目]), 本件発明 1 について, 甲 5 発明 1-1 に基づく容易想到性を否定する (本件審決 第 5, 4(1) (1-2) オ [本件審決 78 頁 7 ~ 9 行目])。しかし, 本件発明 1 の「シートシェル」について, 本件審決の解釈を採用す
ることができないことは前記ア(ア) f(c)のとおりであるから, 本件
審決の上記判断は, その前提において採用することができない。

10 (b) 本件審決は, 仮に, 甲 5 の「背もたれ, 座部におけるパッドに覆
われた部分」が本件発明 1 の「シートシェル」に対応するとしても,
甲 5 は, 本件発明 1 の構成要件である「シートシェルの外側でシー
トシェルに取り付けられる側面衝突保護部」を開示していないとし
た上で (本件審決 第 5, 4(1) (1-2) イ [本件審決 75 頁 16 ~
20 行目]), 本件発明 1 について, 甲 5 発明 1-1 に基づく容易想
到性を否定する (本件審決 第 5, 4(1) (1-2) オ [本件審決 78
頁 7 ~ 9 行目])。

15 本件審決が, 甲 5 は, 本件発明 1 の構成要件である「シートシェ
ルの外側でシートシェルに取り付けられる側面衝突保護部」を開示
していないとする点は, 前記(ア) d の相違点 A, すなわち, 本件発明
1 では, 側面衝突保護部は, シートシェルの外側でシートシェルに
取り付けられるのに対して, 甲 5 発明 1-1 では, エネルギー吸収
20 及び/又は伝達要素は, 運搬ハンドルの固定領域に取り付けられて
いる点に相当する。しかし, 前記 2(1)イ(エ)のとおり, 甲 5 の段落
[0051] において, エネルギー吸収及び/又は伝達要素 2 は,
ハンドル又はチャイルド安全シートの他の領域に配置され得るもの
であり, エネルギー吸収及び/又は伝達要素 2 の取り付けが特に有
25 利であるチャイルド安全シート (幼児用キャリア) の領域として,
運搬用ハンドルの固定領域 1 1 及び運搬用ハンドルのサイドアーム

1 2 と併記して、幼児用キャリアのキャリア材料がパッドで覆われていない下側領域 1 3 を記載しているのみならず、パッドで覆われているチャイルド安全シート（幼児用キャリア）の領域も具体的に示唆されている。そして、幼児用キャリアのキャリア材料がパッドで覆われていない下側領域 1 3 やパッドで覆われているチャイルド安全シート（幼児用キャリア）の領域は、甲 5 発明 1-1 における「パッドで覆われるとともに子供を支持する背もたれ、座部と、からなるシート部分」及び「シート部分の外側（側部）」を構成する一部であるから、前記(ア) b のとおり、これらの領域は本件発明 1 の「シートシェル」に相当し、当業者であれば、甲 5 発明 1-1 において、上記の具体的な示唆を踏まえて、運搬用ハンドルの固定領域 1 1 に換えて、キャリア材料がパッドで覆われていない下側領域 1 3 やパッドで覆われているチャイルド安全シート（幼児用キャリア）の領域、すなわち、「シートシェル」の外側にエネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 を設けることにより、相違点 A に係る本件発明 1 のような構成と成すことは容易に想到し得るものと認められる。

この点に関して被告は、甲 5 の段落 [0 0 5 1] の記載に基づいて、「パッドにより覆われている領域」にエネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 を位置づける場合には、その領域の表面に存在するパッドにエネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 を取り付けることになり、直接に「芯となる部材」に取り付けることはできないとし、「芯となる部材」に直接取り付けるためには、パッドの存在しない運搬用ハンドル 8 の根本付近に取り付けられることになると主張する（前記第 3, 1(2)ア(ウ) [被告の主張]）。しかし、甲 5 の段落 [0 0 5 1] の記載は、あくまでも取付けのための領域を示唆するものにすぎないのであって、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 の取付け領域

として、パッドが存在する領域を具体的に選択した場合に、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 をパッドそのもののみ取り付けると、必要な取付け強度が確保できない等の不具合が生じることは自明であるから、当該取付け領域に存在するパッドの形状を変更する等により、当該領域にはパッドが存在しないようにし、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 を幼児用キャリアのキャリア材料（シートシェル）に直接取り付けて、不具合を解消することは、技術上当然に求められる微調整と呼ぶべき設計的事項にすぎない。したがって、被告の上記主張は採用することができない。

10 (c) 本件審決は、仮に、甲 5 の「背もたれ、座部におけるパッドに覆われた部分」が「シートシェル」に対応するとしても、当該部分の具体的構成は不明であり、甲 5 には、車両の側部から伝わる力が「前記シートシェル」に導かれるように配置することは開示されていないとした上で（本件審決第 5，4(1)(1-2)イ〔本件審決 75 頁
15 36～39 行目〕），本件発明 1 について、甲 5 発明 1-1 に基づく容易想到性を否定する。

しかし、前記(ア)cのとおり、甲 5 発明 1-1 における「エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2」は、本件発明 1 の「側面衝突保護部」に相当し、その配置は、本件発明 1 の「前記側面衝突保護部は、・・・
20 前記車両の側部から前記チャイルドセーフティシートに伝わる横からの力が前記シートシェルに導かれるように、配置される」（構成要件 1 G）という構成に相当するから、本件審決の上記判断は誤りである。

25 b 本件審決の判断の誤りの有無

前記 a (b)のとおり、本件発明 1 と甲 5 発明 1-1 の相違点 A に係る本件発明 1 の構成は容易に想到することができたから、本件発明 1 は、

甲5発明1-1, 甲5に記載された事項に基づいて, 当業者が容易に発明をすることができたものであり, 本件審決が, 本件発明1は, 「甲5発明1-1, 甲第5号証に記載された事項に基づいて, 当業者が容易に発明をすることができたものではない。」(本件審決第5, 4(1)(1-2)オ[本件審決78頁8~9行目])と判断したことは誤りである。したがって, 取消事由1-1-3は理由がある。

ウ 本件発明2ないし15に係る特許の無効について

本件発明2ないし15は, いずれも, 本件発明1の発明特定事項を全て備え, さらにその発明特定事項を限定するものであるから, 本件発明1について述べたのと同様の取消事由(本件発明と甲5発明1-1の一致点・相違点の認定の誤り(取消事由1-1-2)(前記イ(ア)e), 甲5発明1-1に基づく容易想到性の判断の誤り(取消事由1-1-3)(前記イ(イ)b))が存在する。したがって, 本件審決が, 本件発明2ないし15について, 無効理由は成り立たないとした(本件審決第5, 4(2)[本件審決82頁23行目~83頁6行目])判断は誤りである。

エ 本件発明16に係る特許の無効(取消事由1-3)について

本件発明16と甲5発明16-1の一致点・相違点の認定の誤り, 甲5発明16-1に基づく容易想到性の判断の誤り(取消事由1-3)について検討する。

(ア) 本件発明16と甲5発明16-1の一致点・相違点の認定の誤りに
ついて

a シートシェルに関する認定

前記イ(ア)bと同様に, 本件発明1の「シートシェル」は, 「座部, 背もたれと側面を備え, 子供を載置する側を包み込むような形状である剛性のある素材から成るチャイルドセーフティシートの基本構造体」であるという解釈並びに甲5発明16-1及び甲5の記載事項を踏ま

えて、本件発明 1 6 と甲 5 発明 1 6 - 1 を対比すると、甲 5 発明 1 6 - 1 における「パッドで覆われるとともに子供を支持する背もたれ、座部と、からなるシート部分」及び「シート部分の外側（側部）」は、本件発明 1 6 における「シートシェル」に相当するというべきである。

5 b 側面衝突保護部に関する認定

 甲 5 発明 1 6 - 1 において、「エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2, 1 0 1」は、「シート部分の外側（側部）で運搬用ハンドル 8 の固定領域 1 1 に取り付けられる弧状部分」であり、「伝達されるエネルギーは、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2, 1 0 1 によってチャイルド安全シート 1」に伝達されるのであるから、甲 5 発明 1 6 - 1 における「エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2」は、本件発明 1 6 の「側面衝突保護部」に相当するものと認められる。

 本件審決は、「仮に甲 5 の『背もたれ、座部におけるパッドに覆われた部分』が本件発明 1 6 の『シートシェル』に対応するとしても、前記『側面衝突保護部』は、前記『シートシェル』の外側で前記『シートシェル』に取り付けられる折り畳み部分として形成されることは、甲 5 に開示されていない。」（本件審決第 5, 4(3)(3-2)イ〔本件審決 8 5 頁 1 3～1 7 行目〕）と判断する。しかし、甲 5 発明 1 6 - 1 において、「エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2, 1 0 1」は、シート部分の外側（側部）で運搬用ハンドル 8 の固定領域 1 1 に取り付けられる弧状部分として形成され、休止位置から機能位置に、及び機能位置から休止位置に移動するために、弧状部分は枢軸周りに回動され、他方、本件発明 1 6 の側面衝突保護部は、「前記シートシェルの外側で前記シートシェルに取り付けられる折り畳み部分として形成され、前記折り畳み部分を休止位置から機能位置に及び前記機能位置から前記休止位置に変更するために、前記折り畳み部分は軸周りに回転される

ことができ」るものであるから、甲5発明16-1の「エネルギー吸収及び／又は伝達要素2, 101」は、本件発明16の側面衝突保護部と同じように、前記シートシェルの外側で前記シートシェルに取り付けられる折り畳み部分として形成されていると認められる。

5 c 本件発明16と甲5発明16-1の一致点・相違点

そうすると、本件発明16と甲5発明16-1との相違点は、本件発明16では、側面衝突保護部は、シートシェルの外側でシートシェルに取り付けられるのに対して、甲5発明16-1では、エネルギー吸収及び／又は伝達要素は、運搬ハンドルの固定領域に取り付けられている点（以下、「相違点B」という。なお、相違点Bは、相違点Aと同じである。）、及び本件審決が認定した相違点2（前記第2, 3(2)ウ(イ)c(c)）で相違し、その余の点では一致しているといわざるを得ない。

10

被告は、本件審決が行った本件発明16と甲5発明16-1の一致点・相違点の認定に誤りはないと主張するが（前記第3, 1(4)ア〔被告の主張〕(ア)）、被告の主張は、甲5には、本件発明1のシートシェルに相当する部分がないという主張を前提とするものであり、その前提において採用することはできない。

15

d 本件審決の認定の誤りの有無

本件発明16と甲5発明16-1との一致点・相違点は、前記cで述べたとおりであり、これと異なる本件審決の一致点・相違点の認定は誤りである。

20

(イ) 甲5発明16-1に基づく容易想到性の判断の誤りについて

a 相違点Bについて

本件発明16と甲5発明16-1との相違点B（前記(ア)c）は、本件発明1と甲5発明1-1との相違点A（前記イ(ア)d）と同じであ

25

る。前記イ(イ) a (b)のとおり、相違点Aに係る本件発明1の構成は、甲5発明1-1と甲5に記載された事項に基づいて容易に想到することができたから、同様の理由により、本件発明16と甲5発明16-1との相違点Bは容易に想到することができたものと認められる。

5 b 相違点2について

チャイルドセーフティシート分野において、ある部材について複数の位置を選択し得る機構に関しては、本件特許の優先日前に頒布された文献に、別紙7(甲2~4の記載)のような記載があり、これによれば、複数の位置を選択し得る機構において、それぞれの位置において、不用意に位置がずれることがないように係合手段又はロック手段を採用し、さらに、その開放手段を備えることは、チャイルドセーフティシート分野において、周知の技術的事項であったものと認められる。

そして、甲5発明16-1において、このような周知の技術的事項を採用することは、休止位置や機能位置において側面衝突保護部を休止又は機能させるための技術の具体的適用に伴う設計的事項の採用にすぎないから、甲5発明16-1において、相違点2に係る構成を採用することは、当業者の通常の創作能力の発揮であって、当業者が容易に想到し得ることであると認められる。

相違点2(前記第2, 3(2)ウ(イ)c(c))に関し、本件発明16の停止保持器、解放ボタン又は解放スライダに相当する構成は、甲5発明16-1において開示されていないところ、本件審決は、これらの構成の容易想到性について、甲5発明16-1と甲3, 甲6及び甲7の記載事項との組み合わせを検討し、当業者が容易に想到することができないと判断する(本件審決第5, 4(3)(3-2)イ〔本件審決85頁13~36行目〕)。しかし、上記のとおり、相違点2に係る本件発明

16の構成は、一定の課題を解決するための技術の具体的適用に伴う設計的事項の採用の範疇のものである。

したがって、相違点2に係る本件発明16の構成は、甲5発明16-1と周知技術により、容易に想到することができたと認められる。

5 c 本件審決の判断の誤りの有無

前記aのとおり、本件発明16と甲5発明16-1の相違点Bに係る本件発明16の構成は、甲5発明16-1と甲5に記載された事項に基づいて容易に想到することができたものであり、前記bのとおり、本件発明16と甲5発明16-1の相違点2に係る本件発明16の構成は、甲5発明16-1と周知技術により容易に想到することができたから、本件発明16は、甲5発明16-1、甲5に記載された事項、周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、本件審決が、本件発明16は、甲5発明16-1、甲5、甲3、甲6及び甲7に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではない（本件審決第5、4(3)(3-2)ウ〔本件審決85頁38行目～86頁3行目〕）と判断したことは誤りである。

10

15

(ウ) 取消事由1-3の成否

前記(ア)dのとおり、本件審決による本件発明16と甲5発明16-1の一致点・相違点の認定には誤りがあり、前記(イ)cのとおり、本件審決による甲5発明16-1に基づく容易想到性の判断には誤りがあるから、取消事由1-3は理由がある。

20

(2) 取消事由2〔明確性要件違反に関する判断の誤り（無効理由5関係）〕について

特許請求の範囲の記載が明確性要件（特許法36条6項2号）に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載に加え、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、出願当時における当業者の技術常識を基礎として、特許請求

25

の範囲の記載が、発明の内容を明らかにするとともに、法的安定性を害することがないようにその範囲を明らかにするに足りるものであるか否かという観点から判断されるべきものである。

請求項1（本件発明1）には、「チャイルドセーフティシートの所定の幅」という文言がある。「所定」という語は、「定まっていること。定めてあること」（広辞苑第七版）を意味し、また、「幅」という語は、「物の横方面の、一端から他の端までの距離。」（広辞苑第七版）を意味するから、「チャイルドセーフティシートの所定の幅」という文言は、「チャイルドセーフティシートについて定められている横方面の一端から他の端までの距離。」と解することができる。そして、チャイルドセーフティシートにあつては、それが通常有する形態や形状からみて、横方面の一端から他の端までの距離を観念することができ、それは、そのチャイルドセーフティシートについて定まっているということが出来るから、請求項1における「チャイルドセーフティシートの所定の幅」との記載は、発明の内容を明らかにしており、法的安定性を害することがないようにその範囲を明らかにするに足りるものであると認められる。

この点に関して原告は、請求項1（本件発明1）においては、「所定」という用語が用いられることにより、「チャイルドセーフティシートの所定の幅」が何を意味するのか、例えば、甲5の運搬用ハンドルの固定領域のようにシートシェルの外方に付属する部材が存在する場合、当該付属する部材の端部間の幅方向の距離を意味するのか否かが不明確になっていると主張する（前記第3，2〔原告の主張〕）。しかし、仮にシートシェルの外方に付属する部材があり、シートシェルに相当するとされる部分とその部材を含めてその全体をチャイルドセーフティシートとすることができるのであれば、その部材の端部間の幅方向の距離が「チャイルドセーフティシートの所定の幅」に該当すると認められるものであり、そのような理解を前提として、請求項1（本

件発明 1) の「側面衝突保護部は、・・・チャイルドセーフティシートの前記
所定の幅の中に位置する休止位置から、前記チャイルドセーフティシート前
記所定の幅の外に位置する機能位置に、・・・移動可能であり」(構成要件 1
F) という構成を理解することができるから、原告の上記主張は採用するこ
とができない。

また、原告は、本件審決の判断は、「所定の」という文言を無視し、「チャ
イルドセーフティシートの幅」という文言が用いられている場合の判断を示
したにとどまると主張するが(前記第 3, 2 [原告の主張])、本件審決は、
『チャイルドセーフティシートの所定の幅』は『チャイルドセーフティシー
トの所定の横方面の一端から他の端までの距離。』を意味することになり」
(本件審決第 5, 5 [本件審決 90 頁 13 ~ 15 行目]) と説示しており、「所
定」という文言を踏まえて判断しているといえるから、本件審決の判断に誤
りがあるとはいえない。

以上によれば、請求項 1 (本件発明 1) の「チャイルドセーフティシート
の所定の幅」という記載は、権利範囲の外縁を不明確にするものではなく、
特許法 36 条 6 項 2 号の明確性要件に違反するものではない。

したがって、取消事由 2 は理由がない。

(3) 取消事由 3 [甲 1 発明に基づく進歩性判断の誤り(無効理由 1 関係)] につ
いて

ア 本件発明 1 に係る特許の無効について

(ア) 本件発明 1 と甲 1 発明 1 の一致点・相違点の認定の誤りについて

a 相違点 1 について

(i) 本件審決は、本件発明 1 と甲 1 発明 1 との相違点 1 に関し、『シ
ートシェル』の定義からみて、甲 1 発明 1 の『側方支持部 6 を備え
た背もたれ 5, 座部 4, ヘッドレスト 10』は子供を支持する部材
であるから本件発明 1 の『支持部』に相当するものであり」(本件審

5 決第5, 2(1)(1-2)イ〔本件審決49頁19～21行目〕と認定し, 甲1発明1にはシートシェルに相当するものはないと認定する(本件審決第5, 2(1)(1-2)イ〔本件審決49頁19～29行目〕)。しかし, 本件発明1の「シートシェル」は, 「座部, 背もたれと側面を備え, 子供を載置する側を包み込むような形状である剛性のある素材から成るチャイルドセーフティシートの基本構造体」であるという解釈(前記(1)ア(ア)d)からすると, 甲1発明の「側方支持部6を備えた背もたれ5, 座部4, ヘッドレスト10」は, 本件発明1の「シートシェル」に相当すると解するのが相当であるから, 本件審決の上記認定は適切ではない。

10 (ii) 他方, 本件発明1では, 側面衝突保護部は, シートシェルの外側でシートシェルに取り付けられる(構成要件1D)。これに対し, 甲1発明の「側方支持部6」は, 甲1の記載に照らせば, 子供を横方向に支持するもの(甲1段落[0023])で, 比較的小さい子供に適している第1の位置(甲1段落[0029])と, より大きな子供により適するよう, 互いのより大きな距離に配置されている(甲1段落[0030])ものであるから, チャイルドシートの基本骨格構造を構成するものであり, シートシェルを構成する一要素に相当する部材である。そうすると, 甲1発明の「側方支持部6」は, 本件発明1の側面衝突保護部に相当するとはいえず, この点は, 本件発明1と甲1発明1の相違点(以下「相違点C」という。)である。この点について, 本件審決が, 「相違点1における本件発明1の発明特定事項における『前記シートシェルの外側で, 前記シートシェルに取り付けられる側面衝突保護部』は, シートシェルの外側にシートシェルとは別個の側面衝突保護部を備えるものであるのに対して,

15
20
25

チャイルドシートを子供のサイズに適合させるために側方支持部

を駆動させて移動させることができる（甲1の明細書段落〔0002〕,〔0007〕等）甲1発明1の『側方支持部6』とは機能に係る構成が明らかに異なるものである。」（本件審決第5,2(1)(1-2)イ〔本件審決49頁30～36行目〕）として、相違点Cの存在を

5

を実質的に認めたのは相当である。

b 相違点2について

甲1発明1における側方支持部6は、前記2(2)イ(ウ)の甲1の開示事項に照らせば、支持面8間の距離が小さくなる位置では、子供用車両シート1は比較的小さい子供に適しており、また、支持面8が互いに離れるように旋回した位置では、より大きな子供により適しているものであり、いずれの位置においても、側方支持部6として機能するものであるから、本件発明1における「休止位置」を観念することはできない。そうすると、本件審決が、相違点2（前記第2,3(2)ア(イ)a(c)）を認定し、「甲1には『休止位置』という概念そのものが開示されておらず、また、機能的により側面衝突の際により安全な（有利な）位置として、本件発明1と逆の態様（より狭い位置）が示されている。」（本件審決第5,2(1)(1-2)ウ〔本件審決51頁6～8行目〕）としたことに誤りはない。

10

15

(イ) 甲1発明1に基づく容易想到性の判断の誤りについて

前記(ア)で述べたとおり、本件発明1と甲1発明1の間には相違点Cが存在し、甲1発明1における側方支持部6は、チャイルドシートの基本骨格構造を構成するものであるから、「シートシェル」の外側に設けられる「側面衝突保護部」には相当せず（前記(ア)a(ii)）、また、本件発明1と甲1発明1の間には相違点2が存在し、甲1発明1における側方支持部6は、チャイルドシートの基本骨格構造の横幅を子供の体格に応じて調整ができるというものにすぎず、子供の体格に応じた複数の機能位

20

25

置を有するものであって、側方支持部6が閉じた状態は、比較的小さい
子供に適した機能位置であるから、甲1発明における側方支持部6は、
本件発明1における側面衝突保護部の「休止位置」という概念そのもの
が開示されているということとはできない（前記(ア) b）。そうすると、相
違点C及び相違点2が存在することにより、本件発明1の側面衝突保護
部と甲1発明1の側方支持部6は、その構成及び機能の点で相違するも
のであるから、甲1発明1の側方支持部6に基づいて、本件発明1の側
面衝突保護部を当業者が容易に想到することはできないというべきであ
る。

この点に関して原告は、甲1における側方支持部6においても図2C
の状態では、側面衝突保護部としての機能を十分に果たし、本件発明1
の「機能位置」に位置付けられているのに対して、側方支持部6が閉じ
た状態では、側方からの力をシートに伝達しにくくなることから、本件
発明1の「休止位置」に位置付けられることになると主張する（前記第
3, 3(1) [原告の主張]）。しかし、甲1発明1の側方支持部6は、上記
のとおり、本件発明1の側面衝突保護部とその構成及び機能の点で相違
するものであるし、側方支持部6は、閉じた状態でも、開いた状態と同
じような機能を果たすから、原告の上記主張は採用することができない。

したがって、本件発明1は、甲1発明1及び甲1に記載された事項に
基づいて容易に想到することはできなかった。

(ウ) 本件審決の判断の誤りの有無

以上によれば、本件審決が、本件発明1は、甲1発明1ではなく、ま
た、甲1発明1に基づいて容易に発明できたものではない（本件審決第
5, 2(1) (1-2) カ [本件審決56頁25~27行目]）とした判断に
誤りはない。

イ 本件発明2ないし15に係る特許の無効について

本件発明 2 ないし 1 5 は、いずれも、本件発明 1 の発明特定事項を全て備え、さらにその発明特定事項を限定するものであるところ、本件発明 1 は、甲 1 発明 1 ではなく、また、甲 1 発明 1 に基づいて容易に発明できたものではないから（前記ア(ウ)）、本件発明 2 ないし 1 5 も、甲 1 発明 1 ではなく、また、甲 1 発明 1 に基づいて容易に発明できたものではなく、これと同旨の本件審決の判断（本件審決第 5、2(2)〔本件審決 5 6 頁 3 6 行目～5 7 頁 1 5 行目〕）に誤りはない。

ウ 本件発明 1 6 に係る特許の無効について

(ア) 本件発明 1 6 と甲 1 発明 1 6 の一致点・相違点の認定の誤りについて

本件発明 1 6 と甲 1 発明 1 6 との間には、本件発明 1 と甲 1 発明 1 との間に相違点 C（前記ア(ア) a (ii)）、相違点 2（前記第 2、3(2)ア(イ) a (c)）が認められたのと同様の理由により、相違点 C 及び相違点 2（前記第 2、3(2)ア(イ) b (c)）が認められ、また、相違点 3（前記第 2、3(2)ア(イ) b (d)）が認められる。

(イ) 甲 1 発明 1 6 に基づく容易想到性の判断の誤りについて

前記ア(イ)と同様に、本件発明 1 6 と甲 1 発明 1 6 との間に相違点 C 及び相違点 2 が存在することにより、本件発明 1 6 の側面衝突保護部と甲 1 発明 1 6 の側方支持部 6 は、その構成及び機能の点で相違するものであるから、甲 1 発明 1 6 の側方支持部 6 に基づいて、本件発明 1 6 の側面衝突保護部を当業者が容易に想到することはできないというべきである。

また、甲 1 発明 1 6 に甲 3 に記載された事項を組み合わせたとしても、相違点 3 に係る本件発明 1 6 の構成に至るとはいえない。

したがって、本件発明 1 6 は、甲 1 発明 1 6、甲 1 に記載された事項及び甲 3 に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすること

ができたものではない。

(ウ) 本件審決の判断の誤りの有無

そうすると、本件審決が、本件発明16は、甲1発明16、甲1に記載された事項及び甲3に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではない（本件審決第5、2(3)(3-2)カ
5 [本件審決61頁17～19行目])とした判断に誤りはない。

エ 取消事由3の成否

本件審決が行った本件発明1と甲1発明1の一致点・相違点の認定について、本件審決が、甲1発明1の「側方支持部6を備えた背もたれ5、座部4、ヘッドレスト10」を本件発明の「シートシェル」ではなく「支持部」に相当する点として適切でないものの、本件審決が相違点1として相違点Cの存在を実質的に認めている点は相当である。また、本件発明16と甲1発明16の一致点・相違点の認定についても同様である（前記ウ(ア)）。そして、本件審決の甲1発明1に基づく本件発明1の容易想到性の判断（前記ア(ウ)）、甲1発明1に基づく本件発明2ないし15の容易想到性の判断（前記イ）、甲1発明16に基づく本件発明16の容易想到性の判断（前記ウ(ウ)）には誤りはなく、上記のシートシェルに関する不適切な解釈は、本件審決の結論に影響を及ぼすことはない。したがって、取消事由3は理由がない。

(4) 取消事由4〔甲4発明に基づく進歩性判断の誤り（無効理由2関係）〕について

ア 本件発明1に係る特許の無効について

(ア) 本件発明1と甲4発明1の一致点・相違点の認定の誤りについて

a 相違点1について

(i) 本件審決は、本件発明1と甲4発明1との相違点1に関し、甲4発明1は、「シートシェルの定義からして、本件発明1の構成要件で

ある『子供を支持する支持部が内側に設けられたシートシェル』を開示しておらず」と認定する（本件審決第5，3(1)(1-2)ア〔本件審決63頁26～28行目〕）。しかし，本件審決の上記認定は，本件審決が認定する「シートシェル」の定義に基づくとところ，前記
5 (1)ア(ア)f(c)のとおり，本件審決の「シートシェル」の解釈は採用することができないから，本件審決の上記認定も採用することはできない。

(ii) 他方，本件発明1では，側面衝突保護部は，シートシェルの外側でシートシェルに取り付けられる（構成要件1D）。これに対し，甲
10 4発明1は，前記2(3)イ(ア)，(イ)の甲4の開示事項に照らせば，要するに，子供の頭部を側方から保護するため，背もたれ部の両側縁部からそれぞれ前方へ張り出すように設けられた一対のヘッドガードとを備え，子供の安全と圧迫感という，相反する二つの要望を満足させるために，一対のヘッドガードの間隔が変更されるものである。そのため，甲4発明1におけるヘッドガードは，チャイルドシート
15 の基本骨格構造を構成するものであり，シートシェルを構成する一要素に相当する部材である。そうすると，甲4発明1の「ヘッドガード4，5」は，本件発明1の側面衝突保護部に相当するとはいえず，この点は，本件発明1と甲4発明1の相違点（以下「相違点D」という。）である。この点について，本件審決が，甲4発明1
20 について，「仮に，背もたれ部3のベースとなる部材が，当該ベースとなる部材の表面側（内側）に支持部としてのクッション材やカバー材を有することから，本件発明1の『シートシェル』に対応するとしても，ヘッドガード4，5は『背もたれ部3の両側縁部から前方へ張り出す』ように設けられており，本件発明1の『シートシェル
25 の外側でシートシェルに取り付けられる側面衝突保護部』とは異

なる。」(本件審決第5, 3(1)(1-2)ア〔本件審決63頁35行
目～64頁2行目〕)として、相違点Dの存在を認めたのは相当であ
る。

b 相違点2について

5 甲4発明1におけるヘッドガード4及び5は、前記2(3)イ(ア), (イ)
の前記の甲4の開示事項に照らせば、子供の安全の観点と子供に対し
て圧迫感を与えないという、相反する二つの要望を満足させるために、
ヘッドガード4及び5をそれぞれ所望の角度に変更し、ヘッドガード
4及び5の各々の回動によって、一対のヘッドガード4及び5間の間
10 隔が変更されるように機能し、特に、安全の観点からは、狭い間隔が
より好ましいが、いずれの位置においても、ヘッドガード4及び5と
して機能するものであるから、本件発明1における「休止位置」を観
念することはできない。そうすると、本件審決が、相違点2(前記第
2, 3(2)イ(イ)a(c))を認定し、「甲4においては、むしろより狭い位
15 置がより好ましい『機能位置』である。これは、『所定の幅の中に位置
する休止位置』(即ちより狭い位置)及び『所定の幅の外に位置する機
能位置』(即ちより広い位置)と定義する本件発明1の構成とはむしろ
逆の概念である。」(本件審決第5, 3(1)(1-2)ウ〔本件審決64
頁14～17行目〕)としたことに誤りはない。

20 (イ) 甲4発明1に基づく容易想到性の判断の誤りについて

前記(ア)で述べたとおり、本件発明1と甲4発明1の間には相違点
Dが存在し、甲4発明におけるヘッドガード4及び5は、チャイルドシ
ートの基本骨格構造を構成するものであるから、「シートシェル」の外側
に設けられる「側面衝突保護部」には相当せず(前記(ア)a(ii)), また、
25 本件発明1と甲4発明1の間には相違点2が存在し、甲4発明1にお
けるヘッドガード4及び5は、チャイルドシートの基本骨格構造の横幅

を子供の体格に応じて調整ができるというものにすぎず、位置によって機能の程度に差異が生ずるものではないから、甲4発明1のヘッドガード4及び5については、本件発明1の側面衝突保護部の「休止位置」という概念そのものが開示されているということとはできない（前記(ア)b）。
5 そうすると、相違点D及び相違点2が存在することにより、本件発明1の側面衝突保護部と甲4発明1のヘッドガード4及び5は、その構成及び機能の点で相違するものであるから、甲4発明1のヘッドガード4及び5に基づいて、本件発明1の側面衝突保護部を当業者が容易に想到することはできないというべきである。

10 この点に関して原告は、甲4発明1のヘッドガード4及び5に伝わった横からの衝撃は「シート」に伝わるのであるから、ヘッドガード4及び5は、本件発明1の「側面衝突保護部」に相当するとし、また、ヘッドガードが開いた状態の方が閉じた状態と比較して「側面衝突保護部」としての機能を果たすのであるから、甲4のヘッドガード4及び5について
15 「機能位置」と「休止位置」は開示されていると主張する（前記第3，4(1)〔原告の主張〕）。しかし、甲4発明1のヘッドガード4及び5は、上記のとおり、本件発明1の側面衝突保護部とその構成及び機能の点で相違するものであるし、ヘッドガード4及び5は、閉じた状態でも、開いた状態と同じような機能を果たすから、原告の上記主張は採用
20 することができない。

したがって、本件発明1は、甲4発明1及び甲4に記載された事項に基づいて容易に想到することはできなかつたと認められる。

(ウ) 本件審決の判断の誤りの有無

25 以上によれば、本件審決が、本件発明1は、甲4発明1ではなく、また、甲4発明1及び甲4に記載された事項に基づいて容易に発明できたものではない（本件審決第5，3(1)(1-2)オ〔本件審決67頁16

～18行目])とした判断に誤りはない。

イ 本件発明2ないし15に係る特許の無効について

本件発明2ないし15は、いずれも、本件発明1の発明特定事項を全て備え、さらにその発明特定事項を限定するものであるところ、本件発明1は、甲4発明1ではなく、また、甲4発明1及び甲4に記載された事項に基づいて容易に発明できたものではないから(前記ア(ウ))、本件発明2ないし15も、甲4発明1ではなく、また、甲4発明1及び甲4に記載された事項に基づいて容易に発明できたものではなく、これと同旨の本件審決の判断(本件審決第5, 3(2)[本件審決67頁27行目～68頁6行目])に誤りはない。

ウ 本件発明16に係る特許の無効について

(ア) 本件発明16と甲4発明16の一致点・相違点の認定の誤りについて

本件発明16と甲4発明16との間には、本件発明1と甲4発明1との間に相違点D(前記ア(ア)(ii))、相違点2(前記第2, 3(2)イ(イ)a(c))が認められたのと同様の理由により、相違点D及び相違点2(前記第2, 3(2)イ(イ)b(c))が認められる。

(イ) 甲4発明16に基づく容易想到性

前記ア(イ)と同様に、本件発明16と甲4発明16との間に相違点D及び相違点2が存在することにより、本件発明16の側面衝突保護部と甲4発明16のヘッドガード4及び5は、その構成及び機能の点で相違するものであるから、甲4発明16のヘッドガード4及び5と、甲4に記載された事項に基づいて、本件発明16の側面衝突保護部を当業者が容易に想到することはできないというべきである。甲4発明16に甲3に記載された事項を適用したとしても、本件発明16の側面衝突保護部を当業者が容易に想到することはできない。

したがって、本件発明 1 6 は、甲 4 発明 1 6、甲 4 に記載された事項及び甲 3 に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではない。

(ウ) 本件審決の判断の誤りの有無

5 そうすると、本件審決が、本件発明 1 6 は、甲 4 発明 1 6、甲 4 に記載された事項及び甲 3 に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではない（本件審決第 5、3(3)(3-2)オ〔本件審決 7 2 頁 8～10 行目〕）とした判断に誤りはない。

エ 取消事由 4 の成否

10 本件審決が行った本件発明 1 と甲 4 発明 1 の一致点・相違点の認定について、本件審決による本件発明の「シートシェル」の解釈は適切ではないが、本件審決が相違点 1 として相違点 D の存在を実質的に認めている点は相当である。また、本件発明 1 6 と甲 1 発明 1 6 の一致点・相違点の認定についても同様である（前記ウ(ア)）。そして、本件審決の甲 4 発明 1 に基づく本件発明 1 の容易想到性の判断（前記ア(ウ)）、甲 4 発明 1 6 に基づく
15 本件発明 2 ないし 1 5 の容易想到性の判断（前記イ）、甲 4 発明 1 6 に基づく本件発明 1 6 の容易想到性の判断（前記ウ(ウ)）には誤りはなく、上記の相違点の認定の誤りは、本件審決の結論に影響を及ぼすことはない。

したがって、取消事由 4 は理由がない。

20 4 結論

 以上によれば、本件審決には、本件発明 1 と甲 5 発明 1-1 の一致点・相違点の認定に誤りがあり（取消事由 1-1-2）（前記 3(1)イ(ア)e）、本件審決が、本件発明 1 は甲 5 発明 1-1、甲 5 に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではないとした判断には誤りがあり（取消
25 事由 1-1-3）（前記 3(1)イ(イ)b）、また、本件発明 2 ないし 1 5 は、いずれも、本件発明 1 の発明特定事項を全て備え、さらにその発明特定事項を限定す

るものであり、上記と同様の取消事由があるから、本件審決が、本件発明 2 ないし 1 5 について、無効理由は成り立たないとした判断には誤りがあり（前記 3(1)ウ）、さらに、本件審決には、本件発明 1 6 と甲 5 発明 1 6 - 1 の一致点・相違点の認定に誤りがあり、本件審決が、本件発明 1 6 は甲 5 発明 1 - 1、甲 5、甲 3、甲 6 及び甲 7 に記載された事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではないとした判断には誤りがある（取消事由 1 - 3）（前記 3(1)エ(ウ)）。

したがって、その余の点（取消事由 1 - 2 及び 1 - 4）について判断するまでもなく、取消事由 1 には理由がある。

よって、審決には取り消すべき違法があるから、原告の請求を認容することとし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第 3 部

裁判長裁判官

東 海 林 保

裁判官

上 田 卓 哉

裁判官

中 平 健

5 (別紙 1 省略)

【書類名】明細書

【発明の名称】車両シートに取り付けるためのチャイルドセーフティシート又はベビーキヤリア及びそのようなシートのためのサイドインパクトバー

【技術分野】

【0001】

本発明は、請求項1の前段による車両シートに取り付けられるチャイルドセーフティシート、又は乳児用カーシート、並びにこのようなシート又はこのような乳児用カーシートに取り付けられ得る側面衝突保護部に関する。

【0002】

それに関連して、本発明の範囲において、用語「チャイルドセーフティシート」は、チャイルドセーフティシート及び乳児用カーシートの総称として理解されるべきであることが留意されるべきである。したがって、本発明の範囲内のチャイルドセーフティシートに対して提供される特徴は、そうでないことが記載される場合を除いて、乳児用カーシートにも概して適用できるとともに、逆の場合も同じである。同じことが用語「チャイルド」にも当てはまり、これもまた、子供、並びに乳児に対する総称として理解されるべきである。

【背景技術】

【0003】

車両シートに取り付けられ得る、チャイルドセーフティシート及び乳児用カーシートは、長いが前から知られている。このようなチャイルドセーフティシート又は乳児用カーシートは、乳児、幼児及び児童のためのシートとして機能を果たし、特に事故が発生した場合に、彼らに増大した保護を提供する。このようなチャイルドセーフティシートの取り付けは、一般的に、車のシートベルトシステムの使用によって又はISOFIXラッチを介して生じる。事故が発生した場合、このタイプの取り付けは、チャイルドセーフティシートを車両シートに固定するので、チャイルドセーフティシートは、車両シートの上に留まり、特に、追突の場合、前方に放り出されない。しかし、ベルトの取り付けとISOFIXラッチのどちらも、シートの横方向への運動からチャイルドセーフティシート又は乳児用カーシートを十分固定しないので、これらのシートは、側面衝突において問題を明らかにした。しかし、これは、チャイルドセーフティシートの子供の安全にとって重要である。したがって、従来から、既存のチャイルドセーフティシートは、特許文献1又は特許文献2に記載されるように、側面衝突保護部を備えていた。それらに開示される装置は、ストラップ又はエアクッションの形態のエネルギー吸収要素であり、チャイルドセーフティシートの側部に渡って伸びる。しかし、従来から、特許文献1又は特許文献2に記載されるような装置は、力の変換がチャイルドセーフティシートの子供に直接衝撃を与え、チャイルドセーフティシートは衝撃を十分吸収することができない及び/又はそれを消散させることができないという開示による事実のために、チャイルドセーフティシートの子供に最大の安全を提供することができないということが明らかになっている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】DE 20 2009 010 536 U1

【特許文献2】US 2009/0152913 A1

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

本発明は、車両シートに取り付けるためのチャイルドセーフティシートを提供することを目的とし、このチャイルドセーフティシートは前述の欠点を回避するとともに改良された側面衝突保護部を提供し、この改良された側面衝突保護部は、チャイルドセーフティシートの子供への運動の衝撃を減少させる。

【課題を解決するための手段】

【0006】

この問題は、請求項1によるチャイルドセーフティシートによって解決される。

【0007】

特に、この課題は、車両のシート、特に車両側シートに取り付けられることになる、シートシェルとシートシェルに取り付けられる側面衝突保護部とを有する、チャイルドセーフティシートによって解決され、側面衝突保護部は例えば、チャイルドセーフティシートの AGREEMENT CONCERNING THE ADOPTION OF UNIFORM TECHNICAL PRESCRIPTIONS FOR WHEELED VEHICLES, EQUIPMENT AND PARTS WHICH CAN BE FITTED AND/OR BE USED ON WHEELED VEHICLES AND THE CONDITIONS FOR RECIPROCAL RECOGNITION OF APPROVALS GRANTED ON THE BASIS OF THESE PRESCRIPTIONS (改訂2、1995年10月16日施行の改正を含む)、E/ECE/324, E/BCE/TRANS/505, Rev. 1/Add. 15/Rev. 6 on 19 May 2009, Annex 17 - Appendix 2による440mmの、チャイルドセーフティシートの標準的な幅に位置する休止位置から、例えば標準的な幅の外側に位置する機能位置に、及びその反対に移動可能であり、側面衝突保護部は、特にシートシェルの両側部において、起こり得る横からの力が、チャイルドセーフティシートに置かれた子供の背の後ろに及びシートシェルに導かれるような方法で、配置される。

【0008】

これに関連して、本発明の重要な態様は、伝達又は力又はエネルギーが子供の体に直接衝撃を与えないが、代わりに子供の体から離れて及びシートシェルに導かれるような方法でシートシェルに取り付けられる側面衝突保護部にある。このように、側面衝突保護部は、一例として、クラッシュゾーンとして、また力伝達装置としても働き、衝突の場合、発生し得る横からの力を子供の側部から直線的に離れて、子供の体に入る代わりに、導き且つ減衰させる特徴を示す。非常に有利には、これは、チャイルドセーフティシートの子供に衝撃を与えるエネルギーを減少させるのに役立つので、子供の怪我のリスクは、現在知られているチャイルドセーフティシートに比べて大幅に減少する。

【0009】

本発明の1つの実施形態によれば、側面衝突保護部は、側部要素を有し、この側部要素は、休止位置において、特に均一な方法で、シートシェルの側面と接触する、又はシートシェルの側面の中若しくは同側面に実質的に挿入される、又はシートシェルの側面の中若しくは同側面の上に格納される。そうすることで、本発明によるチャイルドセーフティシートは、所定の幅、特に標準的な幅より遠くに延びない、又はチャイルドセーフティシートのシェルがその休止位置において曲げられ、本発明によるチャイルドセーフティシートの取り回しを追加的に向上させる、取り付けられた又は挿入された側部要素の場合のチャイルドセーフティシートの共通の幅を超えないことを確実にすることができる。

【0010】

さらに、機能位置での使用のために、又は代替的には、チャイルドセーフティシートが実質的に接合され、側部要素の休止位置から取り外し可能及びチャイルドセーフティシートの側部要素のための調和する受容部に取り付け可能、すなわち、特にチャイルドセーフティシートのシートシェルに取り付け可能であるとともに特に装着可能である実施形態に対して、側部要素は、折り畳んだものを延ばされ得る、格納可能、伸長可能若しくは引き出し且つ押し入れ得る。ここで、本発明によれば、側部要素をチャイルドセーフティシートに単に取り付けることも可能であるだけでなく、チャイルドセーフティシートは、このような、例えば折り畳み部分として設計され得る、側部要素を持つ側面衝突保護部を、所定の位置に取り付けることによって、本発明によるチャイルドセーフティシートにアップグレードされることができ、側面衝突保護部は、例えば、接着結合、クリンチング又は螺着によって、チャイルドセーフティシートのシートシェルに結合され得る、ことも可能であることが留意されるべきである。このために、側面衝突保護部は、休止位置から機能位置に又はその逆に移行する目的のために軸の周りに回転され得る折り畳み部分として形成される側部要素を特徴とし、折り畳み部分は少なくとも1つの停止保持器を有し、折り畳み部分はその機能位置でロックされるように、ロックバーがこの停止保持器をつかみ、連

動は、それぞれの場合において1又は2又はそれより多くのロックバーに割り当てられる、ロック解除ボタン又はロック解除スライダを用いてユーザにより解放され得る。このような側面衝突保護部は有利には、ベースプレート又は取付プレートを有し、このベースプレート又は取付プレートを介して、側面衝突保護部は、チャイルドセーフティシートシートシェルと接触し、並びにそれと結合される。折り畳み部分、軸、停止保持器及びロックバーからなる上述のシステムは、このベースプレート又は取付プレートに取り付けられる。

【0011】

本発明のさらなる実施形態によれば、側面衝突保護部はまた、チャイルドセーフティシートシートシェルに構造的に組込まれてもよく、例えば、チャイルドセーフティシートシートシェルのこのような側面衝突保護部のための特別な受容部が好ましい。

【0012】

本発明によれば、側部要素の伸縮式スライダのバージョンが意図され、これは好ましくは、キノコ状又は円盤状端部を特徴とし、このキノコ状又は円盤状端部は、その休止位置において、直接、且つ実質的に均一にシートシェルの側部領域と接触し、その機能位置において、シートシェルに押し込まれる位置から、シートシェルの外に引っ張られる又は押し出される位置にされ得る。この機能位置において、側部要素のキノコ状又は円盤状端部は次に、車両接触面と、又は隣接するチャイルドセーフティシート若しくは他のチャイルドセーフティシートとの隣接する側部要素と接触する。

【0013】

本発明によれば、側部要素の長さ及び/又は高さは、設定変更可能である。設定変更可能な側部要素長さは、異なる種類の車が通常、車両のドアからのチャイルドセーフティシート用取り付け装置の距離に関して異なる距離を特徴とするという事実のために、発明されたアイテムを異なる種類の車両に使用することに関するチャイルドセーフティシートの使用に特に有利である。このような距離の違いは、長さに関して調整可能である、本発明によって意図されるような、側部要素によって容易に改善され得る。このような長さの形態及び好ましくは所望の長さでの固定の目的のために、本発明によれば、スナップ止め（スナップイン）制御（カチッとロックする）機構、パチンと締める（スナッピング）機構、折り畳み機構、ラチェット機構、伸縮機構、ねじ山若しくはねじ留め機構又はプリー機構が意図され、前述の機構はまた、例えば、最初に側部要素の所望の長さに構成し、次にそれを所望の位置にロックするよう、互いの組み合わせで、実行されることもでき、固定は、チャイルドセーフティシートを使用した後、側部要素をその休止位置にするために、機能位置から再び解放され得る。好ましくは、伸縮機構がこれに関連して使用され、この伸縮機構によって、例えば、管状に設計された側部要素が、所望の長さに構成される。所望の長さでのその後の固定は、その後、例えば、スナッピング機構を使用することにより達成され得る。

【0014】

本発明のさらなる実施形態によれば、前述のように、側部要素は、折り畳み部分としても設計され得る。この折り畳み部分は、閉じた休止位置から開いた機能位置にされ得る、或いは、本発明の他の有利な実施形態にしたがって、折り畳み部分をチャイルドセーフティシートシートシェルに対して90度より小さい角度に開くことによる、休止位置と完全に開いた機能位置との間の傾斜した位置も取り得る。この場合、折り畳み部分は、例えば、コギング（歯を付けること）を特徴とし、このコギングによって、折り畳み部分の所定位置でのロック及び固定のプロセス中、多数の停止保持器が定められ、このコギングは、対応するロックバー（1つ又は2つあり得る）によってつかまれる。それによって、側部要素の横方向の到達範囲は、その長さに対して変更されることができ、折り畳み部分は、所定位置に確実にロックされるとともに、停止保持器をつかむロックバーによって支持される。したがって、本発明によれば、チャイルドセーフティシートと横方向の車両接触面との間の距離に関して補償することが可能であり、この横方向の車両接触面は各車両の種類で異なり得る。このために、折り畳み部分は、ラチェット機構を特徴とし得る。

【0015】

このことに関して、キノコ状又は円盤状端部の側面衝突保護部側の接触部は、通常、閉じられた車のドアによって安定にされることが留意されるべきであり、側部要素は、チャイルドセーフティシートが正しく配置されるとともに、例えば、ISOFIXストラップを用いて、取り付けられる場合、側部要素のキノコ状又は円盤状端部が他の固体部分又は隣接するチャイルドセーフティシートに寄りかかるまで、伸ばされ得る又は広げられ得る。それに関連して、折り畳み及びスライド機構の組み合わせもまた、例えば、側部要素が最初に広げられ、次に端部の車両側部領域への適切な接触が確保されるまで伸縮式に引き出されることによって、側部要素に対して考えられることが留意される。これに関して、前述のように、端部は、キノコ状又は円盤状に設計され得ることがさらに留意されるべきである。本発明のさらなる実施形態によれば、しかし、このような端部を側部要素の端部に、好ましくは元に戻せる方法で、差し込む、ねじで留める又は別の方法で取り付けることも可能である。キノコ状又は円盤状端部はまた、この目的のために設けられる端部の適切な展開によっても実現され得る。これに関連して、本発明にしたがって、接続要素を隣接するチャイルドセーフティシートの側部要素の端部に取り付けることも意図される。このような接続要素は、例えば、適切な側部要素の端部の上にスライドされ得るとともに、クランプ、ボルト又は他の既知の取り付け機構の使用により所定の位置でロックされ得る。2つの異なるチャイルドセーフティシートに取り付けられる、側部要素の直接装着もまた、本発明により可能である。そうすることで、最適な保護が、車両接触面に最も近くに座っている子供に対してだけでなく、車両の後部中央席に取り付けられるチャイルドセーフティシートに座る又は乳児カーシートに横になる子供に対しても、確保される。このような方法で取り付けられるチャイルドセーフティシート、又はこのような方法で取り付けられる乳児カーシートは、それぞれ、したがって、隣接するチャイルドセーフティシート又は乳児カーシートそれぞれを介して、車両接触面に支持され得る。

【0016】

さらに、本発明によれば、側部要素は、任意選択で、その高さに関して調整され得る。このような高さの調整は、例えば、シートシェルの長手方向スロットで行われることができ、固定の手段がそれぞれの高さ位置に対して設けられ、それによって側部要素は、それぞれの高さで所定の位置で堅固に且つ確実に保持される。

【0017】

側部要素の横方向の到達範囲に関して、それは、車両接触面とチャイルドセーフティシートとの間に実質的に伸びることがさらに留意されるべきである。したがって、エネルギーの最適な伝達及び方向変更が可能である。

【0018】

さらに、本発明によれば、側部要素は、チャイルドセーフティシートのシート領域の上に置かれる。それによって、そのベースに取り付けられるチャイルドセーフティシートの転倒が、効果的に防止され得る。したがって、その通常の機能位置におけるチャイルドセーフティシートの安定化が完全に達成可能である。

【0019】

さらに、本発明によれば、起こり得る横からの力が、従来技術のチャイルドセーフティシートの場合のように側面衝突の場合にチャイルドセーフティシートの子供に直接影響を及ぼす、のではなく、そのかわりにその周りに迂回されシートシェルに導かれることを確実にするために、側部要素が、背部、特にチャイルドセーフティシートの背部接触領域の後方に、又は代替的に、チャイルドセーフティシート背部の後部周辺に沿って、配置されることが提供される。そのようにすることで、子供は側面衝突の影響の到達範囲におらず、代わりに、チャイルドセーフティシートの構造要素、すなわちシートシェルがあり、したがって子供への直接のエネルギー伝達が構造的に回避されるので、本発明による側面衝突保護部による最適な迂回が可能である。

【0020】

本発明のさらなる実施形態によれば、チャイルドセーフティシートは、特に互いに独立

して使用可能及び構成可能な、シートシェルの各側部の側部要素を特徴とする。これらの側部要素は、例えば、異なる高さで車両の接触面と接触することができ、それによって、1つには、衝撃吸収領域が作られるが、側面衝突の場合のエネルギーの迂回もまた向上され得る。それぞれの場合において、好ましくは側部要素のキノコ状又は円盤状端部の車両への均一な接触が確保されるように、側面衝突保護部が、できる限り車両の接触面に向かって、伸ばされる、展開される又は押し広げられる又は引き開けられることが重要である。

【0021】

幾つかの側部要素がチャイルドセーフティシートの側部に設けられる場合、これらは、実質的に水平に又は互いにある角度で伸び得る。

【0022】

さらに、シートシェルのそれぞれの側部に設けられる側部要素は、特にシートシェル構造内で、互いに結合され得る。このような構造は、一方では、シートシェルの剛性を向上させ、他方では、特にシンプル且つ正確取付を可能にする。このような実施形態は、伸縮式に伸長可能な側部要素に対して最も適している。

【0023】

さらに、本発明による側部要素は、隣接する側部要素、特に隣接するチャイルドセーフティシートをつかむ又はロックするための受容部及び／又は接触及び／又は接合及び／又はロック装置を特徴とし得る。このような実施形態が望まれる場合、側部要素のキノコ状又は円盤状端部は、それに基づいて、受容部及び／又は接触及び／又は結合及び／又はロック装置を備え得るので、本発明による適切な側面衝突保護部を持つ2つのチャイルドセーフティシートは、それらを介して互いに接続され得るとともに、前述のように実質的に互いを支持し得る。

【0024】

同様に前述のように、側部要素は、折り畳み部分として設計されることができ、この折り畳み部分は、休止位置から機能位置に及びその逆にされることになるように軸の周りに回転されることができ、折り畳み部分は、少なくとも1つのロックバーを特徴とし、機能位置にある折り畳み部分が所定の位置に特区されるように、このロックバーの上で停止保持器がその機能位置にロックし、固定は、ロック解除ボタン又はスライダを使用することによってユーザにより解放され、このロック解除ボタン又はスライダの1つは好ましくはロックバーに対して割り当てられる。

【0025】

さらに、本発明によれば、その休止位置にあるロックバーは、特にバネ要素によって、休止位置から機能位置への変化の間に、ロックバーが自動的に所定の弛緩した位置になり、したがって、ロック位置において停止保持器とともに移動し、それによって機能位置において所定位置でロックされるような方法で、与圧をかけられる。

【0026】

このために、本発明によれば、休止位置にあるロックバーは、折り畳み部分によって、特に折り畳み部分の側片によって、与圧位置における所定の位置に保持される。ロックバーが休止位置から機能位置に折り畳まれるとき、ロックバーは、ロックバーを与圧位置に保持する、折り畳み部分の側片の付随的な展開によって解放されるので、ロックバーは、ロックバーの側片を超えてスライドする又はロックバーの側片から外れ、折り畳み部分の停止保持器と接触する、好ましくはロック接触するようになる。停止保持器はまた、折り畳み部分の側片から設計され得る又は折り畳み片から形成されたノーズであり得、停止保持器は、折り畳み片それ自体に、或いは代替的に、折り畳み片に強固に接合される保持装置の1つに設計され得る。

【0027】

本発明のさらなる実施形態は、従属請求項に由来する。

【0028】

以下、本発明は、実施例を用いて記載され、この実施例は、図面を用いて詳細に記載される。

【図面の簡単な説明】

【0029】

【図1】前方及び後方を向く、本発明によるチャイルドセーフティシートの概略的な図を示す。

【図2】本発明によるチャイルドセーフティシート背部の概略的な図の詳細図を示す。

【図3】本発明の実施形態による機能位置における側面衝突保護部の実施形態を示す。

【図4】図3の本発明による側面衝突保護部の概略図の詳細を示す。

【図5】乳児カーシートが休止位置にある、本発明による側面衝突保護部のさらなる実施形態の概略図を示す。

【図6】乳児カーシートが機能位置にある、本発明による側面衝突保護部のさらなる実施形態の概略図を示す。

【図7】ワンボタン作動部を有する本発明の図5及び6による側面衝突保護部の詳細概略図を示す。

【図8】ワンボタン作動部を有する本発明の図5及び6による側面衝突保護部の詳細概略図を示す。

【図9】図7によるワンボタン作動される実施形態の概略図の側面図を示す。

【図10】機能位置にある、本発明による側面衝突保護部のさらなる実施形態の概略並びに応用の図を示す。

【図11】機能位置にある、本発明による側面衝突保護部のさらなる実施形態の概略並びに応用の図を示す。

【図12】機能位置にある、本発明による側面衝突保護部のさらなる実施形態の概略図を示す。

【図13】休止位置にある、本発明による側面衝突保護部のさらなる実施形態の概略図を示す。

【図14】本発明の図12及び13による側面衝突保護部の実施形態の機能メカニズムの詳細概略図を示す。

【図15】本発明の図12及び13による側面衝突保護部の実施形態の機能メカニズムの詳細概略図を示す。

【図16】本発明の図12及び13による側面衝突保護部の実施形態の機能メカニズムの詳細概略図を示す。

【図17】本発明の図12及び13による側面衝突保護部の実施形態の機能メカニズムの詳細概略図を示す。

【図18】休止位置にある、乳児カーシートの側部領域に押し込まれることができる側面衝突保護部を備える本発明による乳児カーシートのさらなる概略図を示す。

【図19】機能位置にある、乳児カーシートの側部領域に押し込まれることができる側面衝突保護部を備える本発明による乳児カーシートのさらなる概略図を示す。

【発明を実施するための形態】

【0030】

以下の記載は、同様の部分又は同じ機能を果たす部分に対して同じ参照番号を使用する。

【0031】

図1は、前方及び後方を向く位置で車両シート100に取り付けられた、本発明によるチャイルドセーフティシート10を、2つの異なる図で示す。この実施形態のチャイルドセーフティシート10は、回転されることができると設計され、チャイルドセーフティシートは、シートシェル20、並びに側部要素30を特徴とし、これらは図にしたがって、それらの休止位置にある。この場合、休止位置は、側部要素30の押し込まれた位置を示す。図1によれば、本発明による側部要素がチャイルドセーフティシート10の背部70の座部領域60の上に配置されることが認識できる。また、チャイルドセーフ

ティシート10は、シートシェル20の内側に子供又は乳児を支持する支持部を有する。

【0032】

図2は、本発明のチャイルドセーフティシート10の背部70の背面図を示し、背部70のそれぞれの側部は、それぞれの端部80を持つ側部要素30を認識可能に見せている。端部80は、円盤状の形で設計され、チャイルドセーフティシート10の背部70と接触している。側面衝突保護部は、休止位置にある、すなわち、押し込まれた位置で背部70と接触している。

【0033】

図3は、図2の背部70を示し、側部要素30は、左に伸縮式に伸ばされるとともに車両接触領域40と接触しており、この車両接触領域40概略的に示されている。側部要素30は、固定機構90を特徴とし、この固定機構の中で、カムラッチが開口を通して延びる。カムラッチを中に押すことは、側部要素30が、伸縮式と一緒に押し込まれ、休止位置にされることを可能にする。このために、側部要素は、チャイルドセーフティシートの背中接触領域の後の背部70の中に押し戻される。

【0034】

図4は、前方から見た、図3による側面衝突保護部を示し、側部要素30のキノコ状又は円盤状端部80が容易に認識される。図4はまた、どのように側部要素30の長さが伸縮式に伸長可能であるか及び固定機構90を介して所定位置でロックされることができるとも示す。

【0035】

図5及び6はそれぞれ、乳児カーシート10の形態のチャイルドセーフティシートを概略図で示す。チャイルドセーフティシートは、シートシェル20を特徴とし、このシートシェルは、背部配置領域の後に、その後部の各側部に取り付けられた側面衝突保護部を有する。側面衝突保護部は、折り畳み部分31から形成される、側部要素30からなり、この折り畳み部分は軸32の周りに回転されることができる。折り畳み部分31は、2つの側片36並びに端部80を特徴とする。図5では、休止位置にある折り畳み部分31は、シートシェル20の側部領域35の上に実質的に均一に支えられる一方、図6では、右側に示される側部要素30は、展開された方法で存在し、折り畳み部分31は、チャイルドセーフティシート10のシートシェル20から実質的に突き出る。図5及び6のチャイルドセーフティシートの左側に配置される、側面衝突保護部の折り畳み部分31は、それぞれの場合において休止位置にある、すなわち、実質的にシートシェル20の側部領域35に均一に支えられる。

【0036】

図7及び8では、図6からの側部要素30が詳細図で示され、図7及び8に示される、本発明による、側面衝突保護解決法は、ワンボタン解決法を示し、図7及び8の右側に示される、一方の側部のみの折り畳み部品31を特徴とする、すなわち、停止保持器33を特徴とし、これはロックバー34をつかむ。図7は、チャイルドセーフティシート又は乳児カーシートとともに使用されるような、すなわち、それによってロックバー34が作動される機構が、カバープレート42によって覆われるような、側面衝突保護部の概略図を示す。ロックバー34は、折り畳み部分31が、その機能位置に確実に保持されるとともに、解放ボタン37をおすことによってのみ解放されることができ、同時に初期の休止位置にされるように、停止保持器33と接触するようになる方法でこのカバープレートから横に延び、ロックバー34は、解放ボタン37を使用することによって、停止保持器33とのロックから脱して移動され得る。

【0037】

図8は、停止保持器33のロックバー34との自動的な噛み合い（インターロック）を可能にする内在する固定機構の詳細図を示し、カバープレート42の一部は機構を説明する目的のために取り除かれている。図8では、ロックバー34、並びに解放ボタン37は、一体に形成され、ロックバー軸44の周りに偏向され得るとともにそれによりバネ要素39によって与圧を与えられ得るレバーを作り、ロックバー34は、折り畳み部分31が

休止位置から機能位置に動かされるとすぐに、停止保持器33とともにロック位置に自動的にされることが認識可能である。折り畳み部分31が休止位置にある限り、ロックバー34は、それに割り当てられている折り畳み部分31の側片36によって与圧を掛けられた位置に押し戻され、そこからロックバー34は、それが跳ね上げられる場合に、自動的に停止保持器33とのロック位置に動かされる。

【0038】

折り畳み部分31が休止位置にある限り、ロックバー34は、折り畳み部分31の側片36によってその意図される位置に押し戻され、そこからロックバー34は、折り畳み部分31が跳ね上げられる場合に、折り畳み部分31の側片36が跳ね上げられているとともに側片36によるロックバー34の制止がもはや可能でないほど離れるとき、停止保持器33とともにロック位置に自動的に移動される。ここで、この記載において、用語「上部」、「底部」、「右」及び「左」は単にそれぞれの図に示された説明のより良い例証としてのみ役立ち、したがって、これらの用語は、本発明の範囲を限定するものとして理解されるべきではなく、本発明による側面衝突保護に関して、実際には好ましくは図示された方法でチャイルドセーフティシート又は乳児カーシートに取り付けられるが、他の機能的な配置も、例えば、折り畳み部分が、休止位置から機能位置に、底部から上部ではなく、上部から底部になることによって、可能であることが留意されるべきである。したがって、折り畳み部分31は機能上はまた、後ろから、前から又は前から後に又は対角線に、折り畳まれてもよく、最終的に、側部要素30、又は折り畳み部分31それぞれによるチャイルドセーフティシート又は乳児カーシートの支持が生じ得ることが重要である。

【0039】

図7及び特に8においても認識できるように、ロックバー34と同じ高さに位置する解放ボタン37は、ロックバー34の伸展及び停止保持器33とのロックの場合に、解放ボタン37がカバープレート42を通過して外側に延びるように、側部に押される。ロックバー34を停止保持器33から解放するために、解放ボタン37は、ユーザによってカバープレート42の方向に押し込まれることができ、ロックバー34は、機能位置から休止位置への折り畳み部分31のフリップして戻ることが可能になるように、停止保持器33とのロックから同時に解放される。

【0040】

図9は、シートシェル20の側部領域35に置かれるとともに図7及び図8の概略図の実施形態により示される、本発明による側面衝突保護部の実施形態を示す。ここでは、その周りに折り畳み部分31が動かされることができ、軸32が、シートシェルの外側に位置することが留意される必要がある。

【0041】

図10及び11は、本発明による側面衝突保護部のさらなる実施形態を示し、この実施形態によれば、各場合において、2つのロックバー34、並びに2つの解放ボタン37が設けられ、ロックバー領域34は停止保持器33をロックし、停止保持器33は、折り畳み部分31の両側片36に形成される。折り畳み部分31が休止位置に後退することに抗して固定され、両解放ボタン37の作動まで機能位置に留まるように、休止位置において、それらは折り畳み部分31の側片36によって押し返され、与圧を与えられた形態で存在し、折り畳み部分31をブロックする弛緩位置に反発して戻るように、2つのロックバー34、又は解放ボタン37はそれぞれ、バネ要素39によって与圧を与えられる。図10は、それが実際に適用されるとき、すなわち、カバープレート42が取り除かれた状態の図11で見ることができ、ベースプレート46を覆う、カバープレート42を伴う状態の、側面衝突保護部を示す。

【0042】

図12及び13は、折り畳み部分31として形成された側部要素30を持つ本発明による側面衝突保護部の他の実施形態を、それぞれの場合において概略図で、示し、折り畳み部分31は図12において機能位置にあり、図13において休止位置にある。休止位置では、折り畳み部分31は、シートシェル20の側部領域35に実質的に均一に支えられ、

図12において、折り畳み部分31は、それぞれの開口によってシートシェル20を通して延びる、2つの保持装置48に連結されることが認識されることができ。さらに、図12では、解放スライダ38もまた、それぞれの開口を通してシートシェル20を通して延び、示された矢印にしたがって、並びに逆の方向に、垂直方向に移動可能であることが認識されることができ。

【0043】

図14乃至17は、図12及び13による実施形態の機能メカニズムを概略的に及び詳細に示す。したがって、図14乃至17では、保持装置48が、軸32周りに移動可能であるとともに軸32上で格納されることを認識されることができ。保持装置48のそれぞれは、折り畳み部分31が休止位置から機能位置に動かされる時、ロックバー34でロックする停止保持器33を特徴とする。この噛み合いは特に、折り畳み部分31が図15及び17において機能位置にあるので、図15及び17で簡単に認識できる。ここでは、ロックバー34は、解放スライダ38に動作可能に接続される、すなわち、大部分において一部品として設計され、ロックバー34及び解放スライダ38を有する構成要素は、折り畳み部分31が休止位置にある限りロックバー34が与圧を与えられる位置にあるように、バネ要素39によって機能位置にされる。ここでは、保持装置48は、折り畳み部分31が完全に機能位置に展開されない限り、それらが与圧を与えられた位置にあるロックバー34を特徴とする構成要素を保持するように、形成される。折り畳み部分31が機能位置に達するとすぐに、ロックバー34は、保持装置48に形成された停止保持器33でロックする。この機能は、特に図16及び17で簡単に認識できる。

【0044】

図18及び19は、乳児カーシート10の形態の本発明によるチャイルドセーフティシートのさらなる実施形態を示し、この実施形態によれば、折り畳み部分31は、休止位置にあるとき、折り畳み部分31が側部領域35に一樣に接するように、シートシェル20の側部領域35に折り畳まれる。この位置は図18に示される。図19は、機能位置に展開された折り畳み部分31を示し、解放ボタン37を見ることができ。図18及び19に示される本発明による実施形態では、折り畳み部分31の回転軸32はシートシェル20の中に位置するので、これらは図18及び19において見ることができない。この場合もまた、図12乃至17に記載された旋回機構を有し、図12乃至17では、ロックバー34、並びに解放スライダ38を特徴とする構成要素が、押し戻された底部位置の休止位置、及び寄り掛かっている上部位置の機能位置で示され、再び、用語「上部」、「底部」、「右」及び「左」は単にそれぞれの図に示された説明のより良い例証としてのみ役立ち、本発明による側面衝突保護は、チャイルドセーフティシート又は乳児カーシートに関する他の機能配置にも適切であり得ることが留意されるべきである。折り畳み部分31を解放するために、この実施形態によれば、解放スライダ38が図12の矢印で示された方法で下方に移動される。このようにすることで、停止保持器30は、保持装置48が図16及び17にしたがって旋回して戻ることができるように、ロックバー34のロックから解放され、折り畳み部分31は、シートシェル20と接触するようになり、実施形態に応じて、シートシェルの外側で休止位置にされる、又はシートシェルの側部領域35の中に押し込まれる。

【0045】

この点に関して、個別の及び任意の組み合わせの全ての記載された部品、特に図面に記載されたこれらの詳細は、本発明に必須であるとして主張されることが留意されるべきである。

【0046】

それらの変形形態は当業者に知られる。

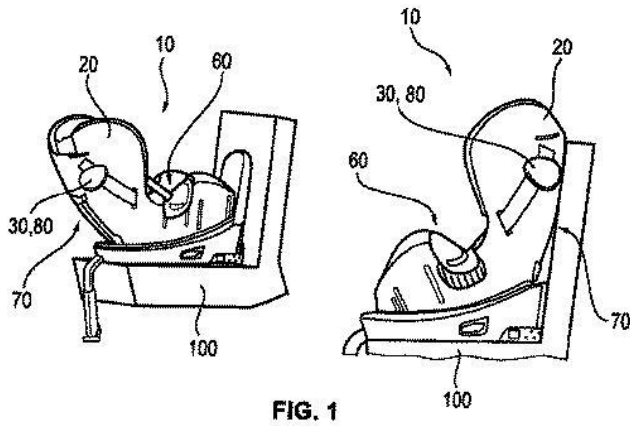
【符号の説明】

【0047】

- 10 チャイルドセーフティシート、乳児カーシート
- 20 シートシェル

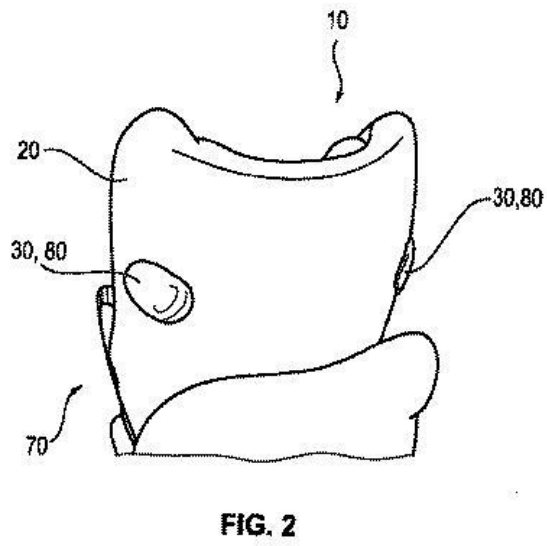
- 30 側部要素
- 31 折り畳み部分
- 32 軸
- 33 停止保持器
- 34 ロックバー
- 35 側部領域
- 36 側片
- 37 解放ボタン
- 38 解放スライダ
- 39 バネ要素
- 40 車両接触領域
- 42 カバープレート
- 44 ロックバー軸
- 46 ベースプレート
- 48 保持装置
- 50 長さ
- 60 座部領域
- 70 背部
- 80 端部
- 90 固定機構
- 100 車両シート

【図 1】

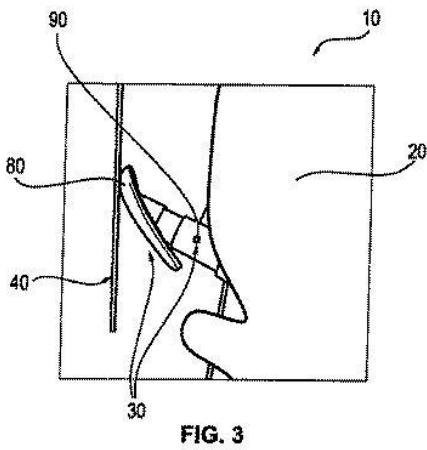


5

【図 2】



【図 3】



10

【図4】

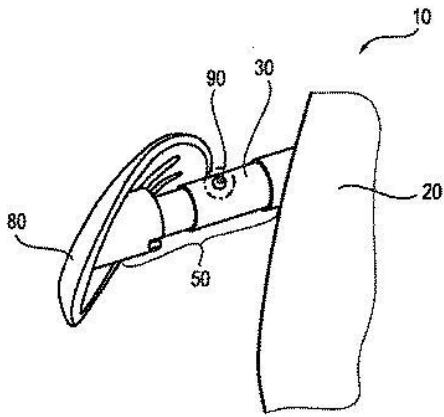


FIG. 4

【図5】

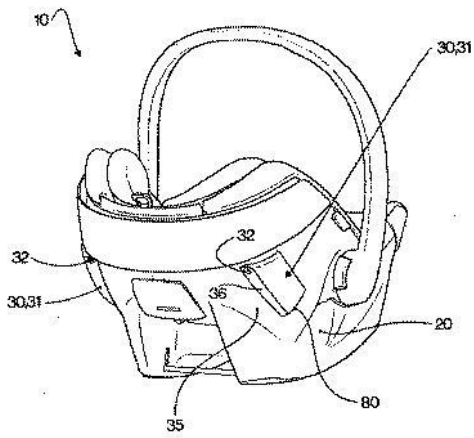


FIG. 5

5

【図6】

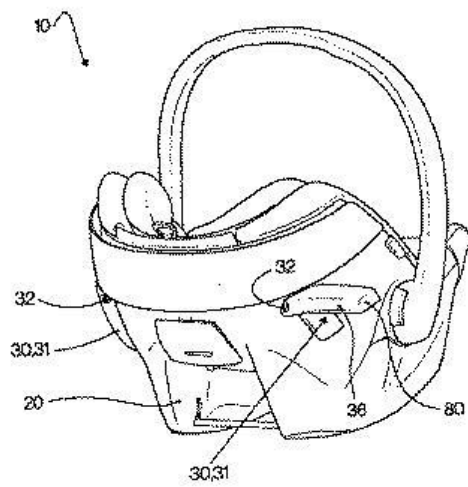


FIG. 6

【図 7】

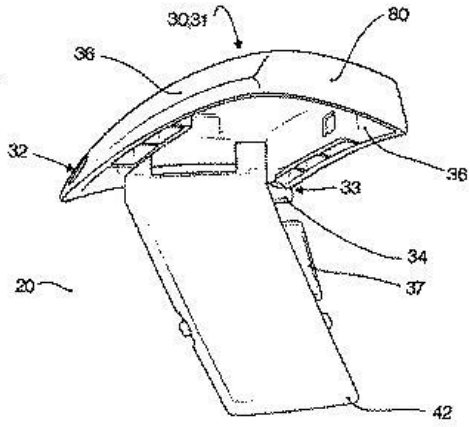


FIG. 7

【図 8】

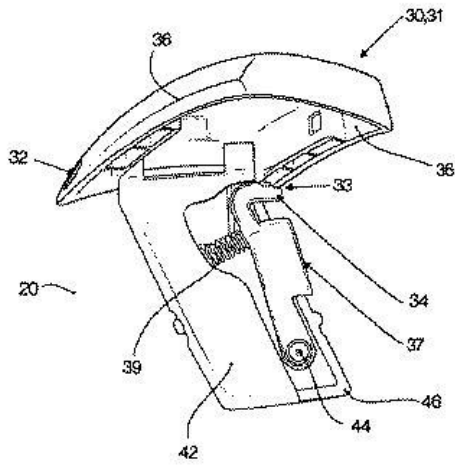


FIG. 8

5

【図 9】

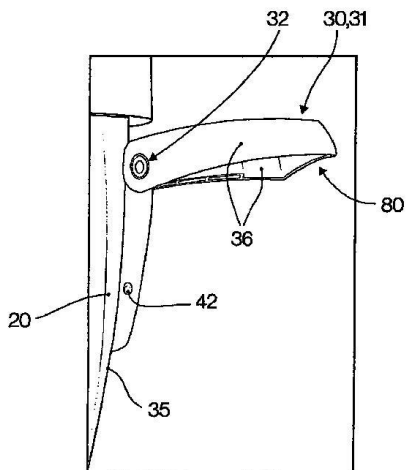


FIG. 9

【図10】

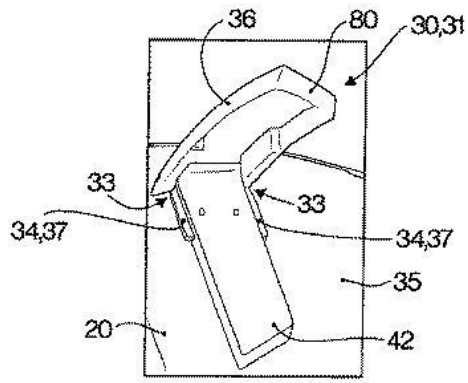


FIG. 10

【図11】

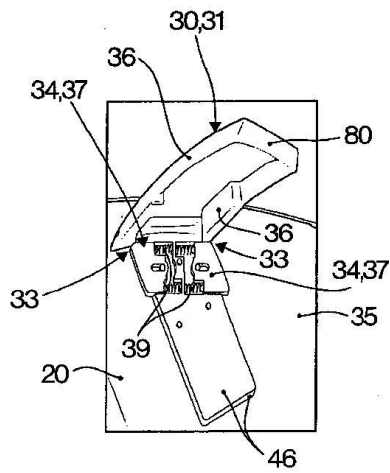


FIG. 11

5

【図12】

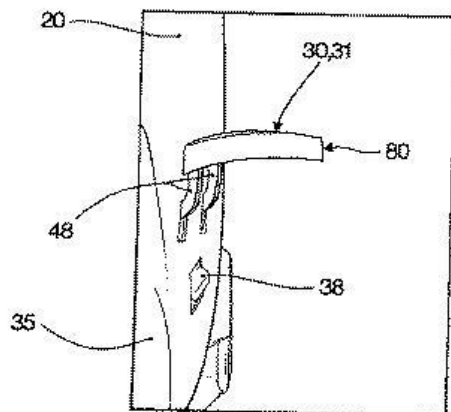


FIG. 12

【図 13】

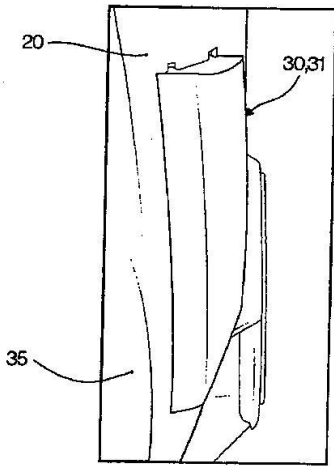


FIG. 13

【図 14】

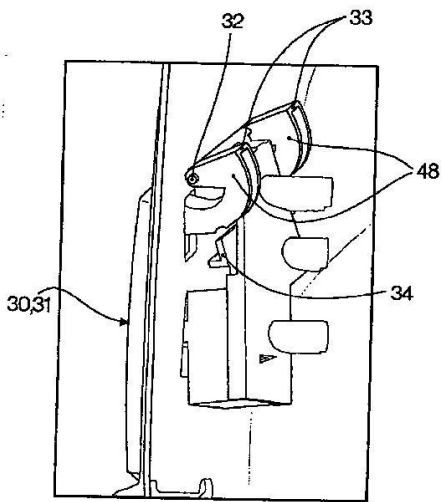


FIG. 14

5

【図 15】

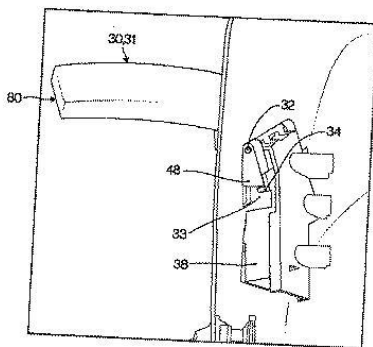


FIG. 15

【図16】

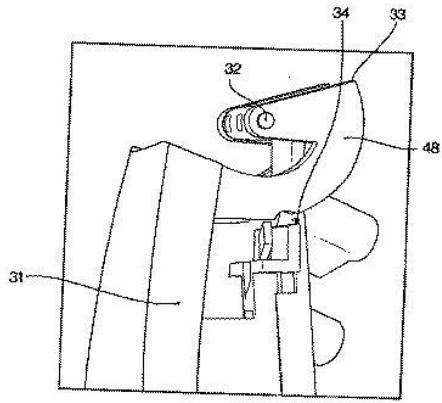


FIG. 16

【図17】

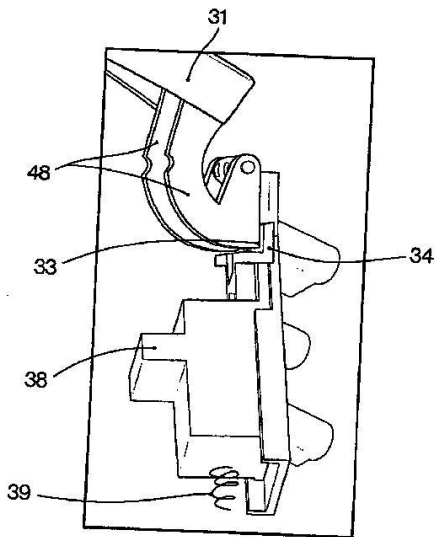


FIG. 17

5

【図18】

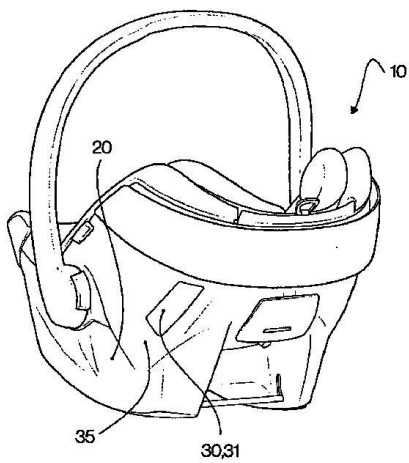


FIG. 18

【図19】

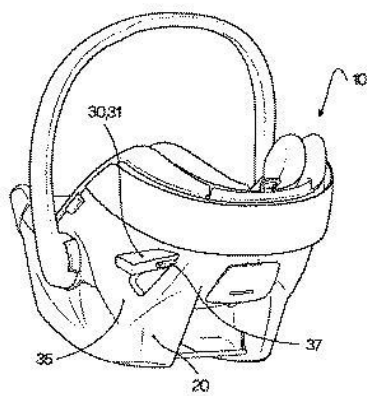


FIG. 19

以上

甲5

（United States Patent Application Publication Pub. No.: US 2011/0012398 A1）

5 （訳は原告提出の訳である。）

[0002] The subject matter of the present invention is a child safety seat with side impact protection.

[0002] 本発明の主題は、側面衝撃保護を備えたチャイルド安全シートである。

10

[0003] From prior art, child safety seats for the safe transport of children in vehicles have been known long since. Usually, such child safety seats are fastened to one of the seats of a vehicle. In so doing, they are either fixed by a safety belt or anchored on the vehicle seat by means of a particular fastening mechanism.

15 [0003] 従来技術から、車両で子供を安全に輸送するためのチャイルド安全シートが知られている。通常、このようなチャイルド安全シートは車両のシートの1つに固定されている。そうすることで、それらは安全ベルトによって固定されるか、または特定の固定機構によって車両シートに固定される。

20 [0004] In both cases, the relative movement of the child safety seat with respect to the vehicle seat is to be minimised by the fastening. In the case of a heavy acceleration or deceleration of the vehicle, such a movement may nevertheless occur.

[0004] どちらの場合も、車両シートに対するチャイルド安全シートの相対的な動きは、固定によって最小限に抑える必要がある。車両の激しい加速又は減速の場合でも、そのような動きが
25 発生する可能性がある。

[0005] In the case of a heavy braking process or the impact of the vehicle on an obstacle in longitudinal direction of the vehicle, the child safety seat may consequently, as compared to the vehicle, be decelerated in a delayed manner, so that the child safety seat is displaced
30 on the vehicle seat in driving direction.

[0005] 激しいブレーキ工程又は車両が車両の長手方向における障害物に衝突する場合、チャイルド安全シートが乗物シート上で走行方向にずれないように、結果としてチャイルド安全シートは、車両と比較して、遅らせるように減速するかもしれない。

35 [0007] Fundamentally different is the situation in the case of a relative movement of the child safety seat in transverse direction of the vehicle. Such a movement may, for instance, be caused by the impact of another vehicle on the side of the vehicle in transverse direction

of the vehicle. Since the child safety seat is usually arranged on one of the side seats of the vehicle, it regularly has a minor lateral distance to the inner side of the vehicle. This distance is, as a rule, not sufficient to sufficiently decelerate the relative movement of the child safety seat by means of the seat fastening means prior to an impact of the child safety seat on the inner side of the vehicle.

[0007] チャイルド安全シートが乗物の横方向に相対的に動く場合の状況は根本的に異なる。このような動きは、例えば、車両の横方向で車両の側面に別の車両が衝突することによって引き起こされうる。チャイルド安全シートは通常、車両のサイドシートの1つに配置されるため、通常、車両の内側との横方向の距離はわずかである。この距離は、概して、チャイルド安全シートが車両の内側に衝突する前に、シート固定手段によってチャイルド安全シートの相対的な動きを十分に減速させるのに十分ではない。

[0008] In the case of a side impact on the vehicle comprising the child safety seat there will hence be the danger that the child safety seat hits on the inner side of the vehicle at a speed that is not unsubstantial. In the case of this side impact the lateral movement of the child safety seat is stopped within very short time, which corresponds to a strong deceleration. This deceleration in turn causes a substantial force on the child in the child safety seat by which the child may be strongly injured.

[0008] したがって、チャイルド安全シートを備える車両で側面の衝突が起こった場合、微弱ではなく速度で、チャイルド安全シートが車両の内側に衝突する危険性がある。この側面の衝突が起こった場合、チャイルド安全シートの横方向の動きが非常に短時間で停止し、強い減速に対応することになる。この減速により、次に、チャイルド安全シート内の子供に実質的な力がかかり、子供が重傷を負う可能性がある。

[0011] It is therefore an object of the present invention to provide a child safety seat that improves the protective effect of the child safety seat in the case of a side impact of various kinds.

[0011] したがって、本発明の目的は、様々な種類の側面衝突におけるチャイルド安全シートの保護効果を改善するチャイルド安全シートを提供することである。

[0013] The child safety seat with side impact protection according to the invention comprises at least one element absorbing and/or transmitting energy which is arranged and designed to be transferred from a rest position to a functioning position to absorb a laterally impacting energy in the functioning position.

[0013] 本発明による側面衝撃保護を備えたチャイルド安全シートは、機能位置で横方向の衝撃エネルギー吸収するために、休止位置から機能位置に移動されるように配置され、設計された少なくとも1つのエネルギー吸収及び／又は伝達要素を備える。

[0014] The child safety seat may particularly be designed in the form of an infant carrier comprising a carrying handle. The element absorbing and/or transmitting energy will then expediently be arranged at this carrying handle. In accordance with the invention it may, however, also be arranged in other regions of the child safety seat, in particular in the lower side region.

[0014] チャイルド安全シートは、特に、運搬用ハンドルを備えた幼児用キャリアの形で設計されてもよい。そして、エネルギー吸収及び／又は伝達要素が、この運搬用ハンドルに便宜上配置されうる。しかしながら、本発明によれば、それは、チャイルド安全シートの他の領域、特に下側領域に配置されてもよい。

[0015] Advantageously, the element absorbing and/or transmitting energy is pivotally mounted and is designed in an arc-shaped manner. By a pivotal movement the element absorbing and/or transmitting energy is transferred from the rest position to the functioning position and vice versa.

[0015] 有利なことに、エネルギー吸収及び／又は伝達要素は、枢動可能に取り付けられ、弧状に設計される。枢動運動によって、エネルギー吸収及び／又は伝達要素は、休止位置から機能位置に、またその逆に移動される。

[0017] In a further preferred embodiment of the present invention the element absorbing and/or transmitting energy is designed to be substantially cylinder-shaped, wherein the transfer between the rest position and the functioning position is advantageously performed by means of a winding.

[0017] 本発明のさらに好ましい実施形態では、エネルギー吸収及び／又は伝達要素は、実質的に円筒形であるように設計され、休止位置と機能位置との間の移動が回転手段によって有利に実行される。

[0021] The transferring of the elements absorbing and/or transmitting energy between the rest position and the functioning position may either be performed manually or automatically, or else as a combination of these two possibilities.

[0021] 休止位置と機能位置との間のエネルギー吸収及び／又は伝達要素の移動は、手動又は自動、あるいはこれら2つの可能性を組み合わせることで実行することができる。

[0022] If it is performed manually, the user of the child safety seat has to take care himself/herself that the desired elements absorbing and/or transmitting energy are brought to the functioning position when the child safety seat is positioned in a vehicle. If an improved side impact protection is no longer necessary or desired, the elements absorbing

and/or transmitting energy may be returned to the rest position again.

[0022] 手動で行う場合、チャイルド安全シートの使用者は、チャイルド安全シートが車両に位置づけられるときに、望ましいエネルギー吸収及び／又は伝達要素が機能位置に移動するように自分自身で処理する必要がある。改善された側面衝撃保護がもはや必要ではない又は望ましくなくなった場合、エネルギー吸収及び／又は伝達要素は再び休止位置に戻されてもよい。

[0023] In order to increase the comfort of use of the child safety seat or to avoid a maloperation, means may be provided which take care that in particular specific elements absorbing and/or transmitting energy are transferred from the rest position to the functioning position when the child safety seat is positioned at its destination, for instance, the seat of a vehicle. Correspondingly, care may be taken that the elements absorbing and/or transmitting energy are brought to the rest position when the child safety seat is removed from its destination.

[0023] チャイルド安全シートの使いやすさを向上させるため、又は誤操作を回避するために、チャイルド安全シートが例えば車両シートといった目的位置に位置づけられるとき、特に特定のエネルギー吸収及び／又は伝達要素が休止位置から機能位置に移動されることを処理する手段が設けられてもよい。これに対応して、チャイルド安全シートが目的位置から取り外されると、エネルギー吸収及び／又は伝達要素が休止位置に移動する処理が行われてもよい。

[0024] Such means may in particular be mechanical or electric means. Thus, the elements absorbing and/or transmitting energy might be transferred to the functioning position, for instance, via a toothed rack drive or via a lever drive when the child safety seat is fastened. It is also conceivable that a contact is closed on fastening of the child safety seat, so that, for instance, an electromagnet is activated which initiates the transfer of the elements absorbing and/or transmitting energy to the functioning position. An electric motor adjusting the elements absorbing and/or transmitting energy might also be activated via the contact.

[0024] そのような手段は、特に機械的又は電気的手段であり得る。したがって、エネルギー吸収及び／又は伝達要素は、例えば、チャイルドセーフティシートが固定されている場合、歯付きラック駆動装置又はレバー駆動装置を介して機能位置に移動される可能性がある。チャイルド安全シートを締めると接点が閉じ、例えば電磁石が作動してエネルギー吸収及び／又は伝達要素の機能位置への移動を開始することも考えられる。エネルギー吸収及び／又は伝達要素を調整する電気モータも接点を介して作動してもよい。

[0029] The design and arrangement of the elements absorbing and/or transmitting energy is decisive for the side impact protection of a child safety seat according to the invention.

[0029] 本発明によるチャイルド安全シートの側面衝撃保護には、エネルギー吸収及び／又は伝

達要素の設計及び配置が決定的である。

[0030] One object of these elements is to decelerate an undesired lateral movement, for instance, an absolute movement of the child safety seat or a relative movement of an object
5 toward the child safety seat. To this end, the elements absorbing and/or transmitting energy withdraw kinetic energy from this movement in that the elements absorbing and/or transmitting energy absorb it and convert it to some other form of energy, for instance, heat.

[0030] これらの要素の目的の1つは、望ましくない横方向の動き、例えば、チャイルド安全シート
10 の絶対的な動きやチャイルド安全シートに向かう対象物の相対的な動きを減速することである。エネルギー吸収及び／又は伝達要素はこの移動から運動エネルギーを引き、エネルギー吸収及び／又は伝達要素がそれを吸収し、それを例えば熱といったエネルギーの他の形態へと変換する。

[0031] Another object of the elements absorbing and/or transmitting energy is to introduce
15 forces acting laterally on the child safety seat into supporting elements or to transmit kinetic energy from a lateral movement to such elements, respectively. In accordance with the invention, the energy to be transmitted is transmitted by the elements absorbing and/or transmitting energy to the child safety seat or the base element, and finally transferred to the car body structure via non-positive and/or positive elements.

[0031] エネルギー吸収及び／又は伝達要素の別の目的は、チャイルドセーフティシートに横方向
20 に作用する力を支持要素に導入するか、横方向の動きからそのような要素に運動エネルギーを伝達することである。本発明によれば、伝達されるエネルギーは、エネルギー吸収及び／又は伝達する要素によってチャイルドセーフティシート又はベース要素に伝達され、最終的には非正及び／又は正要素を介して車体構造に伝達される。

[0032] Such an element absorbing and/or transmitting energy therefore has to be designed
25 such that it is suited to absorb kinetic energy and to convert it to some other form of energy or to transmit it to supporting elements (e.g. ISOFIX® anchoring and car body).

[0032] したがって、このようなエネルギー吸収及び／又は伝達要素は、運動エネルギーを吸収
30 し、それを何らかの他の形態のエネルギーに変換するか、又は支持要素に伝達するのに適しているように設計する必要がある（例：ISOFIX®アンカー及び車体）。

[0033] Expediently the element absorbing and/or transmitting energy is designed such that
35 it converts kinetic energy to heat preferably by plastic deformation or by friction. In the case of a movement of the child safety seat in lateral direction toward an object it is important to decelerate this movement as smoothly as possible so as to avoid too heavy a deceleration of the child safety seat. Therefore, it has to be ensured for this case that the

absorption of the kinetic energy takes place sufficiently slowly. For the case of a movement of an object toward the child safety seat, the speed of the energy absorption is quite negligible. In practice, however, there will usually exist an interaction of these two movements, i.e. a movement of the child safety seat in the direction toward an object (for instance, the inner side of a vehicle door), and a movement of an object toward the child safety seat. Therefore, it will basically be of advantage to pay attention to the speed of energy absorption when designing the elements absorbing and/or transmitting energy.

[0033] 便宜上、エネルギー吸収及び／又は伝達要素は、好ましくは塑性変形又は摩擦によって運動エネルギーを熱に変換するように設計される。チャイルド安全シートを物体に向かって横方向に動かす場合には、チャイルド安全シートの急激な減速を避けるために、この動きをできるだけスムーズに減速することが重要である。したがって、この場合、運動エネルギーの吸収が十分にゆっくりと行われるようにする必要がある。チャイルド安全シートに向かって物体を移動させる場合、エネルギーの吸収速度はごくわずかである。ただし、実際には、通常、これら2つの動き、つまり、チャイルド安全シートの物体（例えば車両ドアの内側）に向かう方向の動きと、物体のチャイルド安全シートに向かう動きの相互作用が存在する。したがって、エネルギー吸収及び／又は伝達要素を設計する際には、エネルギー吸収の速度に注意を払うことが基本的に有益になる。

[0034] If the element absorbing and/or transmitting energy is intended to transmit kinetic energy predominantly to a supporting element, it will have to be designed such that it does not deform significantly in the case of a side impact. To this end, a suitable material has to be chosen for the element absorbing and/or transmitting energy. This may, for instance, be a conventional thermoplastic material, carbon fibre reinforced plastics, alloys, or a combination thereof.

[0034] エネルギー吸収及び／又は伝達要素が運動エネルギーを主に支持要素に伝達することを意図している場合、側面衝突の場合に大きく変形しないように設計する必要がある。このため、エネルギー吸収及び／又は伝達要素に適した材料を選択する必要がある。これは、例えば、従来の熱可塑性材料、炭素繊維強化プラスチック、合金、又はそれらの組み合わせであってもよい。

[0039] FIG. 1 a child safety seat with side impact protection according to the invention with an element absorbing and/or transmitting energy in rest position;

[0039] 図1 休止位置におけるエネルギー吸収及び／又は伝達要素を有する、本発明による側面衝撃保護を備えたチャイルド安全シート。

[0040] FIG. 2 a child safety seat with side impact protection according to the invention with an element absorbing and/or transmitting energy in functioning position;

[0040] 図 2 機能位置におけるエネルギー吸収及び／又は伝達要素を有する、本発明による側面衝撃保護を備えたチャイルド安全シート。

[0041] FIG. 3 a child safety seat with regions in which an element absorbing and/or transmitting energy is preferably arranged being emphasised;

[0041] 図 3 エネルギー吸収及び／又は伝達要素が強調されて好ましく配置されている領域を有するチャイルド安全シート。

[0042] FIG. 4 a perspective illustration of a preferred embodiment of the present invention in rest position;

[0042] 図 4 休止位置における本発明の好ましい実施形態の斜視図。

[0043] FIG. 5 a perspective illustration of the embodiment of FIG. 4 in functioning position;

[0043] 図 5 機能位置における図 4 の実施形態の斜視図。

[0044] FIG. 6 a front view of the embodiment of FIG. 5 in functioning position;

[0044] 図 6 機能位置における図 5 の実施形態の正面図。

[0048] FIG. 10 an exploded view of a further preferred embodiment of the present invention;

[0048] 図 10 本件発明のさらに好ましい実施形態の分解図。

[0049] FIG. 11 a perspective illustration of the embodiment of FIG. 10 at the carrying handle of an infant carrier.

[0049] 図 11 幼児キャリアの運搬用ハンドルにおける、図 10 の実施形態による概略図。

[0050] The child safety seat with side impact protection 1 according to the invention as illustrated in FIG. 1 comprises an element absorbing and/or transmitting energy 2 which is in rest position 3. FIG. 2 shows a child safety seat 1 according to the invention with the element absorbing and/or transmitting energy 2 in functioning position 4.

[0050] 図 1 に示すように、本発明による側面衝撃保護付きチャイルド安全シート 1 は、休止位置 3 にあるエネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 を備えている。図 2 は、機能位置 4 にあるエネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 を有する本発明によるチャイルド安全シート 1 を示している。

[0051] FIG. 3 shows an infant carrier 7 with a carrying handle 8. Dashed lines illustrate regions of the child safety seat in which a mounting of the element absorbing and/or transmitting energy 2 is of particular advantage. These are the fastening region of the

carrying handle at the infant carrier 11, the side arm 12 of the carrying handle, and the lower side region 13 of the infant carrier. In the region 13 the carrier material of the infant carrier is not covered by any pads, so that this region is particularly suited to incorporate elements absorbing and/or transmitting energy 2. In regions of the child safety seat which are covered by pads, the positioning of elements absorbing and/or transmitting energy 2 is basically also possible.

[0051] 図3は、運搬用ハンドル8を備えた幼児運搬具7を示している。破線は、エネルギー吸収及び／又は伝達要素2の取り付けが特に有利であるチャイルド安全シートの領域を示している。これらは、乳児運搬具11における運搬用ハンドルの固定領域、運搬用ハンドルのサイドアーム12及び乳児用運搬具の下側領域13である。領域13では、幼児用キャリアのキャリア材料がパッドで覆われていないので、この領域は、エネルギー吸収及び／又は伝達要素2を組み込むのに特に適している。パッドで覆われているチャイルド安全シートの領域に、エネルギー吸収及び／又は伝達要素2を位置付けることも基本的には可能である。

[0052] FIGS. 4 to 6 show detailed views of the preferred embodiment 100 of the present invention which has already been illustrated in FIGS. 1 and 2. In this embodiment the element absorbing and/or transmitting energy 101 is designed in an arc-shaped manner and is pivotally mounted at the child safety seat. In the rest position 3 shown in FIG. 4, it snuggles to the carrying handle 8 in the region 11. For transfer to the functioning position 4 shown in FIG. 5, it is pivoted about approx. 90° in the direction of the arrow 102, so that it projects in an arc-shaped manner in lateral direction from the region 11. FIG. 6 shows a front view of this element absorbing and/or transmitting energy 101 in the functioning position 4. The element absorbing and/or transmitting energy 101 may be designed such that it is adapted to absorb kinetic energy by deformation. It may, for instance, be designed such that, in the case of a deformation, kinetic energy is converted to heat by inner friction. To this end, a suitable material such as a specific plastic material has to be chosen for the element absorbing and/or transmitting energy 101. According to the invention, the element absorbing and/or transmitting energy 101 may, however, also be designed such that a persistent deformation is basically not possible so as to absorb the laterally impacting energy substantially completely and transmit it to the supporting elements.

[0052] 図4乃至図6は、図1及び図2で既に示されている本発明の好ましい実施形態100の詳細図を示している。この実施形態では、エネルギー吸収及び／又は伝達要素101は、弧状に設計されており、チャイルド安全シートに旋回可能に取り付けられている。図4で示される休止位置3では、領域11における運送用ハンドル8にぴったり合う。図5に示される機能位置4への移動のために、矢印102の方向に約90°旋回し、領域11から横方向に弧状に突出している。図6は、機能位置4にあるエネルギー吸収及び／又は伝達要素101の正面図である。エネルギー吸収及び／又は伝達要素101は、変形によって運動エネルギーを吸収する

5 ように設計されてもよい。変形する場合、例えば運動エネルギーが内部摩擦によって熱に変換されるように設計されてもよい。この目的のために、特定のプラスチック材料のような適切な材料が、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 101 のために選択されなければならない。しかしながら、本発明によれば、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 101 は、横方向に衝突するエネルギーを実質的に完全に吸収してそれを支持要素に伝達するように、持続的変形が基本的に不可能であるように設計されてもよい。

[0058] In a further preferred embodiment 300 of the present invention, the element absorbing and/or transmitting energy 2 is substantially cylinder-shaped. FIG. 10 shows an exploded view of such an element absorbing and/or transmitting energy 2. Here, the element absorbing and/or transmitting energy 2 has the shape of a cylinder 301 at which guiding pins 302 are arranged. The cylinder is guided in a cylinder guide 303 comprising recesses 304 in the form of connecting members for the guiding pins 302. In the rest position 3 (not illustrated) the guiding pins 302 are positioned in the rest regions 305 of the recesses 304. By rotating the cylinder 301 in the direction of the arrow 307 the guiding pins 302 are guided out of these regions, so that the cylinder can be shifted in the cylinder guide 303 from the rest position 3 (not illustrated) in the direction of the arrow 308 to the functioning position 4 (not illustrated). Preferably, this shifting 308 is driven by a spring. By a further rotation of the cylinder 301 in the direction of the arrow 309 the guiding pins 302 are taken to the functioning regions 306 of the recesses, so that the element absorbing and/or transmitting energy 2 is anchored in the functioning position 4.

[0058] 本発明のさらなる好ましい実施形態 300 では、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は、実質的に円筒形である。図 10 は、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 の分解図を示す。エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は案内ピン 302 が配置されている円筒 301 の形状を有する。シリンダは、案内ピン 302 用の接続部材の形態の凹部 304 を含むシリンダガイド 303 内で案内される。休止位置 3（図示せず）では、案内ピン 302 は凹部 304 の休止領域 305 内に位置決めされる。シリンダ 301 を矢印 307 の方向に回転させることによって、案内ピン 302 がこれらの領域の外に案内され、シリンダをシリンダガイド 303 内で休止位置 3（図示せず）から矢印 308 の方向にシフトさせ、機能位置 4（図示せず）にシフトされる。好ましくは、このシフト 308 はバネによって駆動される。シリンダ 301 を矢印 309 の方向にさらに回転させることにより、案内ピン 302 は凹部の機能領域 306 に位置付けられ、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は機能位置 4 に固定される。

[0059] In this embodiment 300 the element absorbing and/or transmitting energy 2 is preferably arranged in the region 11 of an infant carrier 7. This arrangement is illustrated in FIG. 11. The recessed grips 310 facilitate the twisting and shifting of the cylinder 301.

[0059] この実施形態 300 では、エネルギー吸収及び／又は伝達要素 2 は、幼児運搬具 7 の領

域 1 1 に配置されることが好ましい。この配置は図 1 1 に示されている。凹部グリップ 3 1 0 は、シリンダ 3 0 1 のねじれ及びシフトを容易にする。

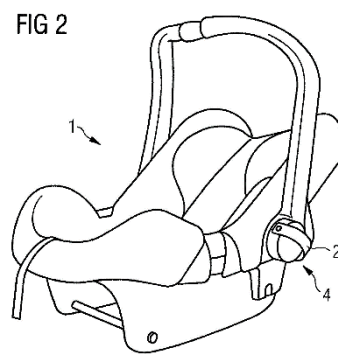
[0060] Also in the embodiment 300 kinetic energy can, in analogy to the embodiments 100 and 200, be absorbed and converted to heat by a deformation of the cylinder 301. It may, however, also be expedient to design the cylinder 301 and the guiding pins 302 such that the guiding pins 302 sever from the cylinder 301 during an impact and in so doing kinetic energy is converted to heat.

[0060] また、実施形態 3 0 0 では、実施形態 1 0 0 及び 2 0 0 と同様に、運動エネルギーは、シリンダ 3 0 1 の変形によって吸収され、熱に変換され得る。しかしながら、衝撃中にガイドピン 3 0 2 がシリンダ 3 0 1 から切断され、そうすることで運動エネルギーが熱に変換されるように。シリンダ 3 0 1 及びガイドピン 3 0 2 を設計することもまた目的にかなっている。

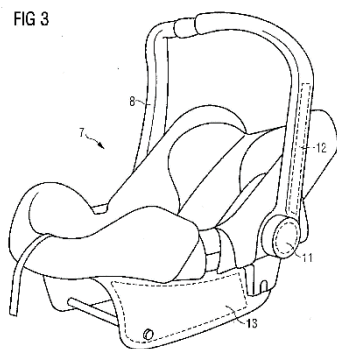
【図 1】



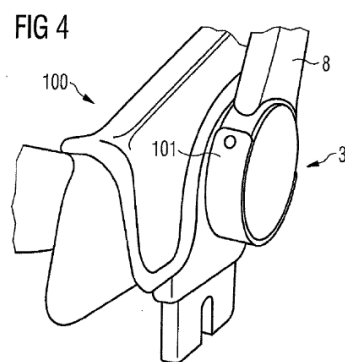
【図 2】



【図 3】



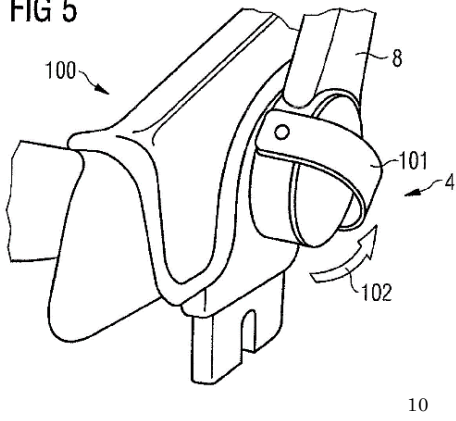
【図 4】



25

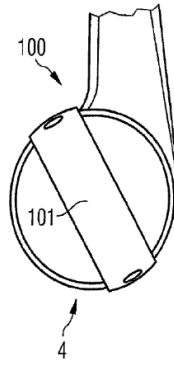
【图 5】

FIG 5



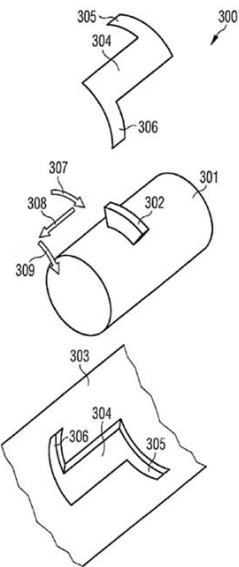
【图 6】

FIG 6



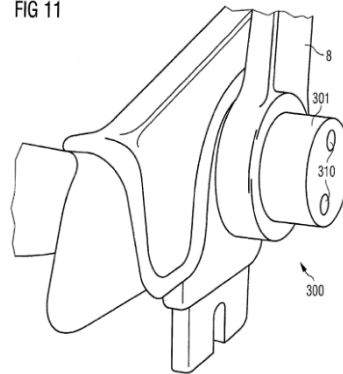
【图 10】

FIG 10



【图 11】

FIG 11



15 以上

甲1

（EUROPEAN PATENT APPLICATION EP2384926A1）

5 （訳は原告提出の訳である。）

FIELD OF THE INVENTION

[0001] The invention relates to a child vehicle seat comprising at least a seat portion, a backrest connected to the seat portion, and side supports being pivotably about pivot axes, wherein each side support is provided with a connecting element being swivelably connected to the side support about a swivel axis near a first end thereof and being movably connected to a slideable element near a second end thereof, for pivoting the side supports away from each other when moving the slideable element in a direction away from a transition between the backrest and the seat portion and vice versa.

15 発明の技術分野

[0001] 本発明は、少なくとも座部と、座部に接続された背もたれと、旋回軸の周りで旋回可能な側方支持部と、を備え、各側方支持部には、第一端部近辺で旋回軸を中心として側方支持部に旋回可能に接続され、第二端部近辺でスライド可能な要素に移動可能に接続される接続要素が設けられ、背もたれと座部との間の移行部から離れる方向にスライド要素を移動させるときに側方支持部が互いに離れるように旋回し、その逆も同様である、子供用車両シートに関する。

BACKGROUND OF THE INVENTION

[0002] Such a child vehicle seat is known from EP 1 122 120 A1 . By the child vehicle seat as disclosed in EP 1 122 120 A1 side supports are pivotably connected to the backrest. The side supports are provided with link bars. Ends of the link bars are connected to an adjusting nut. In the middle of the backrest a vertical slot is provided for guiding the adjusting nut. By moving the adjusting nut in the vertical slot, the ends of the link bars directly connected thereto are also being moved along the vertical slot, whereby the side supports are being pivoted towards or away from each other. In this manner the seat can easily be adapted to the size of the child. However, a disadvantage of such a direct coupling between the link bars and the adjusting nut is that the freedom for the design of the seat is limited.

発明の背景

[0002] このような子供用車両シートは、EP 1 122 120A1 で知られている。EP 1 122 120 で開示されている子供用車両シートによって、側方支持部は背もたれに旋回可能に接続されている。側方支持部はリンクバーを有する。リンクバーの端は調整ナットに接続される。背もたれの中央には、調整ナットをガイドするための垂直スロットが設けられている。調整ナットを垂直スロットに移動することにより、そこに直接接続されているリンクバーの端も垂直スロットに沿って移動し、側方支持部が互いに近づいたり離れたりするように回転する。このように、シー

トは子供のサイズに簡単に適合させることができる。しかしながら、リンクバーと調整ナットとの間のそのような直接連結することの欠点は、シートの設計の自由が制限されることである。

SUMMARY OF THE INVENTION

5 [0003] It is an object of the invention to provide a child vehicle seat with improved pivotable side supports.

発明の概要

[0003] 本発明の目的は、改善された旋回可能な側方支持部を有する子供用車両シートを提供することにある。

10

[0004] This object is achieved by the child vehicle seat according to the invention in that the connecting elements are each movable with respect to the slideable element by means of a guiding element being slidably located in a corresponding slot, wherein first ends of the two slots are located closer to each other second ends of the slots.

15 [0004] この目的は、接続要素が各々、対応するスロット内にスライド可能に配置された案内要素によってスライド要素に対して移動可能となり、2つのスロットの第一端部がスロットの第二端部に互いに近くに配置されているという本件発明による子供用車両シートによって達成される。

20 [0005] By having connecting elements which are movable with respect to the slideable element and having two slots with a different distance between the first ends than between the second ends the freedom of design is enlarged.

[0005] スライド要素に対して可動である接続要素（連結要素）を有し、第一端部の間の距離と第二端部との間の距離が異なる2つのスロットを有することにより、設計の自由度が拡大される。

25

[0018] Another embodiment of the child vehicle seat according to the invention is characterized in that the pivot axes of the side supports enclose an angle with each other, wherein the pivot axes are located further away from to each other near the transition between the backrest and the seat portion than at a distance thereof.

30

[0018] 本発明による子供用車両シートの別の実施形態は、側方支持部の旋回軸が互いに角度を取り囲み、旋回軸（pivot axes）は、背もたれと座部との間の移行部の近くで、それらの距離よりも互いに離れて配置されることを特徴とする。

35 [0019] Due to such an orientation of the pivot axes, close contact between the shoulders is maintained at side impact. It is an optimum between freedom of movement of the child and safety during side impact. Of course the same orientation of the pivot axes can be used for the side supports near the seat portion.

[0019] このような旋回軸（pivot axes）の位置づけにより、側面衝突時に肩同士の密着が保た

れる。それは子供の動きの自由と側部衝突時の安全の間で最適になっている。もちろん、座部付近の側方支持部に対して、回転軸（pivot axes）を同じ向きで用いることができる。

DETAILED DESCRIPTION OF EMBODIMENTS

5 [0023] Fig. 1A, 2A, 3A and 4A show different views of a child vehicle seat 1 according to the invention. The child vehicle seat 1 comprises a base 2 and a seat 3 mounted on the base 2. The seat 3 comprises a seat portion 4 and backrest 5 connected to the seat portion 4 near a transition between the backrest 5 and the seat portion 4. On both lateral sides, the backrest 5 is provided with side supports 6 being pivotably connected by means of pivot
10 axes to the backrest 5. Each side support 6 is provided with a support surface 8 for supporting a child in a sideways direction. On a side of the pivot axis 7 avert of the support surface 8, the side support 6 is provided with a flange 9.

実施形態の詳細な説明

15 [0023] 図1A、図2A、図3A及び図4Aは、本発明による子供用車両シート1の異なる図を示す。子供用車両シート1は、ベース2と、このベース2に取り付けられたシート3とを備えている。シート3は、座部4と、座部4に接続された背もたれ5とを備え、背もたれ5は背もたれ5と座部4との間の移行部付近で座部4に接続されている。両方の側部において、背もたれ5は、枢動軸によって背もたれ5に枢動可能に連結された側方支持部6を備えている。各側面支持部6は、子供を横方向に支持するための支持面8を備えている。支持面8とは反対側の
20 回転軸線7の側において、側方支持部6はフランジ9を備えている。

[0024] The seat 3 also comprises a headrest 10 as slideable element, which headrest 10 is located between the two side supports 6 and being slidably connected to the backrest 5 to be able to be moved away from and towards the seat portion 4 to adjust the headrest 10 to
25 the size of the child using the child vehicle seat 1.

[0024] シート3はまた、スライド可能な要素としてヘッドレスト10を備え、このヘッドレスト10は2つの側方支持部6の間に配置され、背もたれ5にスライド可能に接続され、子供用車両シート1を使用する子供のサイズまでヘッドレスト10を調節するために、座席部分4から離れる又は座席部分4に向かって移動可能となっている。
30

[0025] The headrest 10 is provided with a plate shaped element 11 with two elongated slots 12. The slots 12 enclose an angle with each other wherein the slots are located closer to each other near the seat portion 4 than at a distance thereof.

[0025] ヘッドレスト10は、2つの細長いスロット12を有する板状要素11を備えている。
35 このスロット12は互いに角度を成しており、スロットはシート部4の近くで互いに距離を置いて配置されている。

[0026] The seat 3 also comprises two connecting elements 13. Each connecting element 13 is swivelably connected by means of a swivel axis 14 to a flange 9 of one of the side supports

6 near a first end. Near a second end thereof, the connecting element 13 is provided with a guiding element 15 which is slidably located in one of the slots 12 of the headrest 10.

[0026] シート 3 は 2 つの接続要素 13 も備える。各接続要素 13 は、第一端部付近で、側方支持部 6 のうちの 1 つのフランジ 9 に回転軸 (swivel axis) 14 によって回転可能に接続されている。第二端部付近で、接続要素 13 は、ヘッドレスト 10 のスロット 12 のうちの 1 つにスライド可能に配置されている案内要素 15 を備えている。

[0027] The child vehicle seat 1 works as follows.

[0027] チャイルドシート 1 は次のように作動する。

10

[0028] In the first position as shown in figures 1A , 2A , 3A , 4A the headrest 10 is in the lowest position, meaning that it is relatively close to the seat portion 4. The distance between the support surfaces 8 is also relatively small, compared with the distances in the positions of the child vehicle seat 1 as shown in figures 1B and 1C .

[0028] 図 1 A, 図 2 A, 図 3 A, 図 4 A に示すような第 1 の位置では、ヘッドレスト 10 は最も低い位置にあり、座部 4 に比較的近いことを意味している。支持面 8 間の距離もまた、図 1 B 及び図 1 C で示されるように子供用車両シート 1 の位置における距離と比較して比較的小さくなっている。

[0029] In the first position, the child vehicle seat 1 is suitable for a relatively small child.

[0029] 第 1 の位置では、子供用車両シート 1 は比較的小さい子供に適している。

[0030] As is shown in figures 1B , 2B , 3B , 4B , the headrest 10 is being moved in a direction as indicated by arrow P1 to adjust the headrest 10 to a larger child. By doing so, slots 12 will be moved along the guiding elements 15 on the connecting elements 13 and the guiding elements 15 will be moved towards each other in the directions as indicated by arrows P2, P3. Also the flanges 9 of the side supports 6 will be moved in these directions P2, P3, wherein the side supports 6 will be pivoted about the pivot axes 7 in directions as indicated by arrows R1, R2. The support surfaces 8 of the side supports 6 pivot away from each other and are now located at a larger distance of each other that is more suitable for the larger child.

[0030] 図 1 B, 図 2 B, 図 3 B, 図 4 B に示すように、ヘッドレスト 10 を矢印 P 1 で示す方向に動かしてヘッドレスト 10 をより大きな子供に調整する。そうすることによって、スロット 12 は接続要素 13 上の案内要素 15 に沿って移動し、案内要素 15 は矢印 P 2, P 3 で示す方向に互いに向かって移動する。側方支持部 6 のフランジ 9 もこれらの方向 P 2, P 3 に動かされ、側方支持部 6 は矢印 R 1, R 2 で示される方向に回転軸 (pivot axes) 7 を中心に回転する。支持部 6 の支持面 8 は、互いに離れるように回転し、より大きな子供により適するよう、互いのより大きな距離に配置されている。

[0031] The headrest 10 can be moved from the lowest position as shown in fig. 1A via a middle position as shown in fig. 1B to the highest position as shown in fig. 1C, 2C, 3 and 4C and vice versa. In the highest position, the guiding elements 15 of the connecting elements 13 are located near ends of the slots 12. The support surfaces 8 of the supports 6 are pivoted further away from each other to be a suitable for a relatively large child.

[0031] ヘッドレスト10は、図1Aに示される最低位置から、図1Bに示される中間位置を介して、図1C、図2C、図3及び図4Cで示される最高位置に動かすことができ、その逆に動かすこともできる。最も高い位置では、接続要素13の案内要素15はスロット12の端部の近くに配置されている。支持体6の支持面8は、比較的大きな子供に適したものになるように互いに離れるように旋回される。

(上記の訳の「ヘッドレスト10は、」の部分は、原告提出の訳では欠落しているのは明らかであったので、補った。)

Claims

1. A child vehicle seat (1, 101, 201, 301) comprising at least a seat portion (4., 104), a backrest (5) connected to the seat portion (4, 104), and side supports (6, 106, 206) being pivotably about pivot axes (7), wherein each side support (6, 106, 206) is provided with a connecting element (13) being swivelably connected to the side support (6, 106, 206) about a swivel axis (14) near a first end thereof and being movably connected to a slideable element near a second end thereof, for pivoting the side supports (6, 106, 206) away from each other when moving the slideable element (10, 104) in a direction away from a transition between the backrest (5) and the seat portion (4., 104) and vice versa, characterised in that the connecting elements (13) are each movable with respect to the slideable element by means of a guiding element (15) being slidably located in a corresponding slot (12, 212), wherein first ends of the two slots (12, 212) are located closer to each other second ends of the slots (12, 212).

2. A child vehicle seat (1, 101, 201, 301) according to claim 1, characterised in that the slideable element is provided with the two slots (12, 212), whereas each connecting element (13) is provided near its second end with the guiding element (15) being slidably located in corresponding slot (12, 212).

3. A child vehicle seat (1, 101, 201, 301) according to claim 1 or 2, characterised in that the first or second ends are located closer to the transition between the backrest (5) and the seat portion (4., 104) than the other ends.

4. A child vehicle seat (1, 101, 201, 301) according to one of the preceding claims, characterised in that the slideable element is a headrest (10) being movably connected to the backrest (5), whereas the headrest (10) cooperates with the side supports (6, 106, 206) for pivoting the side supports (6, 106, 206) away from each other when moving the headrest (10) in a direction away from the transition between the backrest (5) and the seat portion (4, 104) and vice versa.

5. A child vehicle seat (1, 101, 201, 301) according to one of the preceding claims 1, 2 or 3, characterised in that the slideable element is the seat portion (104) being movably connected to a base (102) of the child vehicle seat, whereas the seat portion (104) cooperates with the side supports (6, 106, 206) for pivoting the side supports (6, 106, 206) away from each other when moving the seat portion (104) in a direction away from the transition between the backrest (5) and the seat portion (104) and vice versa.

6. A child vehicle seat (1, 101, 201, 301) according to one of the preceding claims 1-4, characterised in that the side supports (6, 106, 206) being pivotably connected to the backrest (5) about pivot axes (7).

7. A child vehicle seat (1, 101, 201, 301) according to one of the preceding claims, characterised in that the side supports (6, 106, 206) being pivotably connected to a base (102, 202) of the child vehicle seat about pivot axes.

8. A child vehicle seat (1, 101, 201, 301) according to one of the preceding claims, characterised in that the pivot axes (7) of the side supports (6, 106, 206) enclose an angle with each other, wherein the pivot axes (7) are located further away from to each other near the transition between the backrest (5) and the seat portion (4, 104) than at a distance thereof.

9. A child vehicle seat (1, 101, 201, 301) according to one of the preceding claims, characterised in that the pivot axis (7) and the swivel axis (14) of the side support (6, 106, 206) extend parallel at a distance of each other.

クレーム

【請求項1】 少なくとも座部（4，104）と、座部（4，104）に接続された背もたれ（5）と、回転軸（pivot axes）（7）の周りで回転可能な側方支持部（6，106，206）と、を備え、

各側方支持部（6，106，206）には、第一端部近辺で回転軸（14）を中心として側方支持部（6，106，206）に回転可能に接続され、第二端部近辺でスライド要素に移動可能に接続される接続要素（13）が設けられ、

背もたれ（5）と座部（4，104）との間の移行部から離れる方向にスライド要素（10，104）を移動させるときに側方支持部（6，106，206）が互いに離れるように旋回し、その逆も同様であり、

接続要素（13）はそれぞれ、対応するスロット（12，212）内にスライド可能に配置されている案内要素（15）によって、スライド要素に対して移動可能であり、

2つのスロット（12，212）の第一端部は2つのスロット（12，212）の第二端部よりも互いに近くに位置することを特徴とする子供用車両シート（1，101，201，301）。

【請求項2】 スライド要素が2つのスロット（12，212）を備え、

接続要素（13）はその第二端部の近くに設けられ、案内要素（15）は対応するスロット（12，212）にスライド可能に配置されることを特徴とする請求項1に記載の子供用車両シート（1，101，201，301）。

【請求項3】 前記第一端部又は第二端部は、他の端部よりも、背もたれ（5）と座部（4，104）との間の移行部の近くに位置することを特徴とする請求項1又は2に記載の子供用車両シート（1，101，201，301）。

【請求項4】 スライド要素は背もたれ（5）に移動可能に接続されたヘッドレスト（10）であり、

ヘッドレスト（10）を背もたれ（5）と座部（4，104）との間の移行部から離れる方向で動かすとき、側方支持部（6，106，206）を互いに離すように旋回させ、逆も同様であるように、ヘッドレスト（10）が側方支持部（6，106，206）と連携することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の子供用車両シート（1，101，201，301）。

【請求項5】 スライド要素は子供用車両シートのベース102に移動可能に接続された座部（104）であり、

座部（104）を背もたれ（5）と座部（104）との間の移行部から離れる方向で動かすとき、側方支持部（6，106，206）を互いに離すように旋回させ、逆も同様であるように、座部（104）が側方支持部（6，106，206）と連携することを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の子供用車両シート（1，101，201，301）。

【請求項6】 側方支持部（6，106，206）が旋回軸（pivot axis）（7）の周りで背もたれ（5）に旋回可能に接続されていることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の子供用車両シート（1，101，201，301）。

【請求項7】 側方支持部（6，106，206）が旋回軸（pivot axes）の周りで子供用車両シートのベース（102，202）に旋回可能に接続されていることを特徴とする請求項1乃至6のいずれか1項に記載の子供用車両シート（1，101，201，301）。

【請求項8】 側方支持部（6，106，206）の旋回軸（pivot axis）（7）は、互いに角度を取り囲み、

旋回軸（7）は、背もたれ（5）と座部（4，104）との間の移行部の近くで、それらの距離よりも互いに離れて位置づけられる請求項1乃至7のいずれか1項に記載の子供用車両シート（1，101，201，301）。

【請求項9】 側方支持部（6，106，206）の旋回軸（pivot axis）（7）と旋回軸（14）は互いに距離をおいて平行に延在する請求項1乃至8のいずれか1項に記載の子供用車両シート（1，101，201，301）。

【図 1 A ~ C】

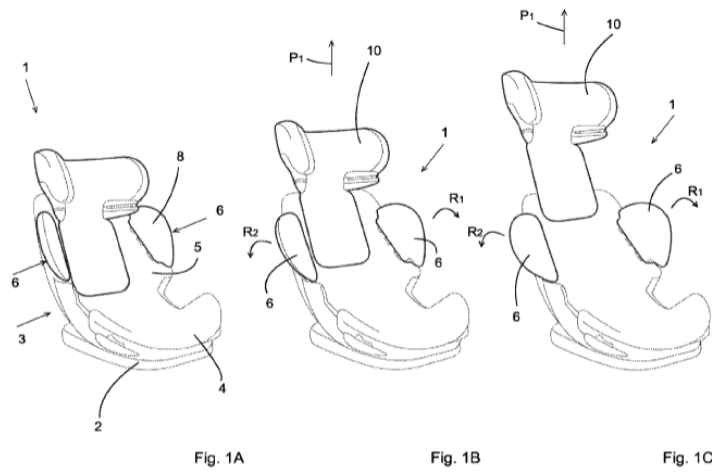


Fig. 1A

Fig. 1B

Fig. 1C

【図 2 A ~ C】

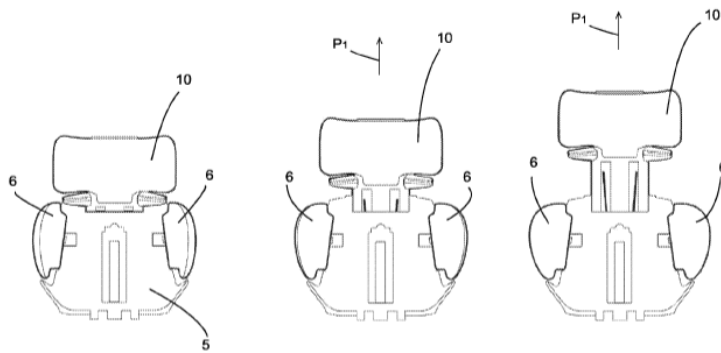


Fig. 2A

Fig. 2B

Fig. 2C

25

【図 3 A ~ C】

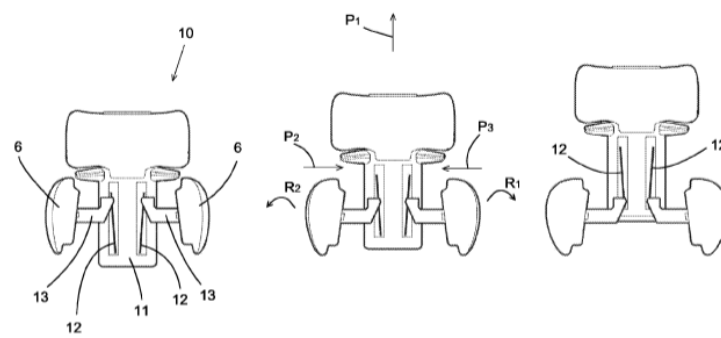


Fig. 3A

Fig. 3B

Fig. 3C

【図 4 A ~ C】

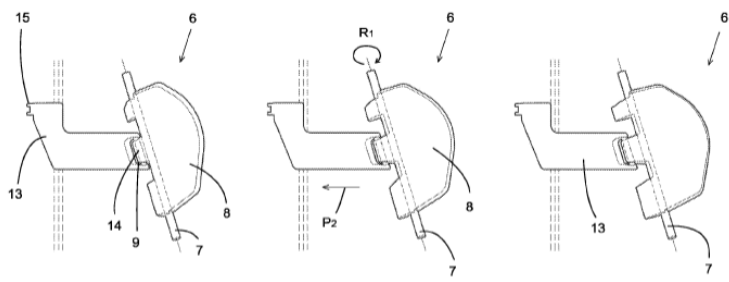


Fig. 4A

Fig. 4B

Fig. 4C

以上

甲4

（公開特許公報 特開平7-69109 公開日 平成7年（1995年）3月14日）

5 【0001】

【産業上の利用分野】この発明は、子供用座席装置に関するもので、特に、着座している子供の頭部の両側において壁を形成し、頭部を保護するためのヘッドガードを備える子供用座席装置に関するものである。

【0002】

10 【従来の技術】子供用座席装置の一例として、自動車用子供安全シートがある。自動車用子供安全シートは、自動車の本来の座席に取付けられ使用されるものであって、自動車内において子供を安全に着座させるための座席を与える。

【0003】自動車用子供安全シートは、座部と、この座部の後端から立ち上がる背もたれ部とを備える。さらに、子供の頭部を側方から保護するため、ヘッドガードを備えるものもある。15 ヘッドガードは、通常、背もたれ部の両側縁部からそれぞれ前方へ張り出すように設けられる。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】上述したヘッドガードは、子供の安全を考慮して設けられるものである。この観点からは、頭部の位置決めを行なえるほど1対のヘッドガード間の間隔が狭い方が好ましいと言える。特に、子供が眠っているときには、ヘッドガード間の間隔は、20 このように狭い方が安全性の点で好ましい。

【0005】他方、ヘッドガード間の間隔が狭すぎると、子供に対して圧迫感を与えるので好ましくなくとも言える。たとえば、子供が目覚めているときには、自動車の外の景色を楽しんでいることが多く、このような場合には、頭部に近接してヘッドガードが位置していると、子供の視界を狭めるので好ましくなく。

25 【0006】このような背景から、従来は、上述した相反する要望を満たすべく妥協点を見出し、ヘッドガード間の間隔を設計することになるが、その結果、どちらの要望に対しても不十分なものとならざるを得なかった。

【0007】子供のための座席を与える装置としては、上述した自動車用子供安全シートだけでなく、たとえば、乳母車、子供用椅子などがある。そして、これらの子供用座席装置は、30 共通して、上述したような問題に遭遇する。

【0008】それゆえに、この発明の目的は、上述した相反する2つの要望を双方とも満足させることができる子供用座席装置を提供しようとすることである。

【0009】

【課題を解決するための手段】この発明は、座部と、前記座部の後端から立ち上がる背もたれ部と、前記背もたれ部の両側縁部から前方へ張り出す1対のヘッドガードとを備える、子供用座席装置に向けられるものであって、上述した技術的課題を解決するため、1対のヘッドガード間の間隔を変更可能としたことを特徴としている。

【0016】

【実施例】図1は、この発明の一実施例による自動車用子供安全シート1の全体の外観を示す

斜視図である。

【0017】子供安全シート1は、座部2と、座部2の後端から立ち上がる背もたれ部3と、背もたれ部3の両側縁部から前方へ張り出す1対のヘッドガード4および5とを備える。…

5 【0018】このような子供安全シート1において、ヘッドガード4および5の各々は、背もたれ部3に対して、この背もたれ部3の立ち上がる方向と実質的に平行に延びる軸線のまわりに回転可能とされる。すなわち、ヘッドガード4および5は、それぞれ、図1において矢印12および13で示すように回転可能である。この回転によって、1対のヘッドガード4および5間の間隔が変更される。これらヘッドガード4および5の回転可能な構成の詳細を、図2および図3を参照して説明する。

10 【0019】図2および図3は、一方のヘッドガード4の取付部分を拡大して示す斜視図であり、図2では、1対のヘッドガード4および5間の間隔が広げられた状態、図3では、当該間隔が狭められた状態がそれぞれ示されている。図2および図3では、ヘッドガード4および背もたれ部3のそれぞれのベースとなる部材が示され、クッション材やカバー材の図示が省略されている。なお、図2および図3において図示されない他方のヘッドガード5に関連する構成は、ヘッドガード4に関連する構成と実質的に同様かつ対称の関係にある。

15 【0020】図2および図3を参照して、ヘッドガード4のベースとなる部材は、樹脂の成形品によって与えられる。ヘッドガード4には、肉薄に構成されたヒンジ部14を介して取付部15が一体に連結される。この取付部15が、背もたれ部3の対応する箇所にはリベット16によって固定されることにより、ヘッドガード4は、背もたれ部3に保持される。このとき、ヒンジ部14は、ヘッドガード4を回転させる軸線を与え、このヒンジ部14を介して、ヘッド

20 ガード4は背もたれ部3に対して回転可能とされる。ヒンジ部14は、背もたれ部3の立ち上がる方向と実質的に平行に延びる軸線を与えている。

【0021】背もたれ部3には、ヘッドガード4に向かって突出する係合突起17が設けられる。この実施例では、背もたれ部3のベースとなる部材が樹脂成形品によって与えられ、この係合突起17は、この樹脂成形品と一体に形成される。他方、ヘッドガード4には、係合突起17に係合する係合部18が設けられる。ヘッドガード4が図2に示した姿勢から図3に示した姿勢となるように回転されるとき、また、逆に図3に示した姿勢から図2に示した姿勢へと回転されるとき、係合部18が、多少の弾性的な変形を伴いながら係合突起17を乗り越えなければならない。したがって、このように係合部18が係合突起17を乗り越えた後では、図2および図3にそれぞれ示すように、ヘッドガード4の姿勢が安定的に保たれる。

25 【0022】上述した構造に基づくヘッドガード4および5のそれぞれの回転は、これらヘッドガード4および5にやや強い力を加えることにより達成されることが可能である。この実施例では、ヘッドガード4および5のそれぞれの回転範囲は、たとえば、15度程度の角度範囲とされる。なお、この角度範囲は、所望に応じて任意に設定することができる。

30 【0023】なお、上述した実施例では、ヘッドガード4および5を回転可能に保持するため、樹脂の肉薄部分によって与えられたヒンジ部14が用いられたが、シャフトを用いた枢支構造に置換えられてもよい。

【0024】また、ヘッドガード4および5をそれぞれ所望の角度に変更した状態を固定するため、上述した実施例では、係合突起17と係合部18との組み合わせが用いられたが、その他

の手段に置換えられてもよい。たとえば、ヘッドガードの回動後の固定を、所定の操作により強固に固定するロック手段が用いられてもよい。

【0025】また、ヘッドガード4および5は、上述した実施例では、それぞれ、2段階に角度変更可能とされたが、3段階以上の角度変更が可能とされてもよい。

5 【0026】図4ないし図6は、この発明の他の実施例による子供用座席装置21を示している。ここに示した子供用座席装置21は、たとえば、乳母車または子供用椅子を意図している。これらの図面には、子供用座席装置21の背もたれ部22の一部および一方のヘッドガード23のみが示されている。図4には、背もたれ部22の背面が示され、図5には、図4の線V-Vに沿う断面が示され、図6には、図4の線VI-VIに沿う断面が示されている。

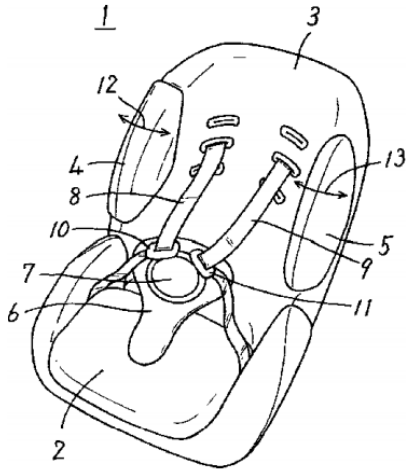
10 【0027】ヘッドガード23は、背もたれ部22に対して、シャフト24を介して回動可能に取付けられる。ヘッドガード23は、シャフト24が位置する部分を越えて背もたれ部22の背面側にまで延びる部分を有し、この部分の端部には、第2のシャフト25が取付けられる。

15 【0028】背もたれ部22の背面には、回転操作部材26が回転可能に設けられる。より具体的には、回転操作部材26は軸部27を有し、この軸部27が背もたれ部22側に設けられた軸受部28内に挿入される。軸部27の端部には、カラー29が嵌め込まれ、それによって、軸部27が軸受部28から抜けることが防止される。回転操作部材26の周面には、複数個、たとえば3個のキー溝30、31および32が設けられる。また、回転操作部材26には、これを回転操作することを容易にするため、操作リブ33が設けられる。また、回転操作部材26には、その回転中心を挟む2つの位置に、それぞれ、枢支穴34および35が設けられる。
20 この実施例では、枢支穴34および35は、1つの直径上に位置している。

25 【0029】前述した第2のシャフト25には、剛性ロッド36の一方端が動作可能に連結される。この実施例では、剛性ロッド36の一方端には、リング状部37が形成され、リング状部37内にシャフト25が受入れられる。剛性ロッド36の他方端は、直角方向に曲げられ、回転操作部材26に設けられた一方の枢支穴34内に受入れられる。図示しない他方のヘッドガードは、図示したヘッドガード23と左右対称の構造を有していて、そのヘッドガードには、剛性ロッド38の一方端が連結され、剛性ロッド38の他方端は、回転操作部材26の他方の枢支穴35内に受入れられる。

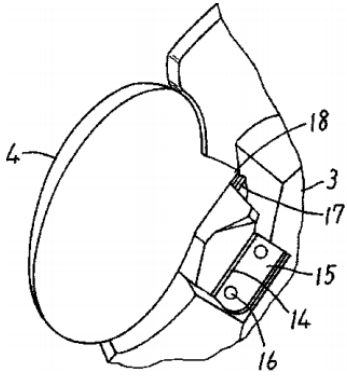
30 【0030】このような構成において、回転操作部材26を回転操作することにより、回転操作部材26の回転は、剛性ロッド36を介してヘッドガード23に伝達され、ヘッドガード23を回動させるとともに、剛性ロッド38を介して他方の図示しないヘッドガードに伝達され、これを回動させる。ヘッドガード23の回動の状態が、図6において実線および想像線で示されている。ヘッドガード23および図示しない他方のヘッドガードの回動は、互いに対称的に同時に生じる。

【図 1】



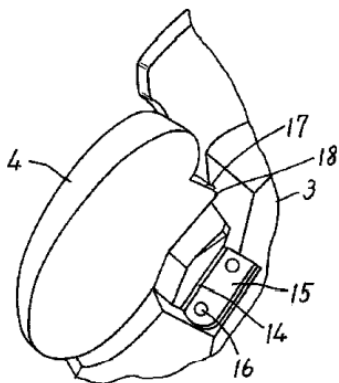
【図 2】

15

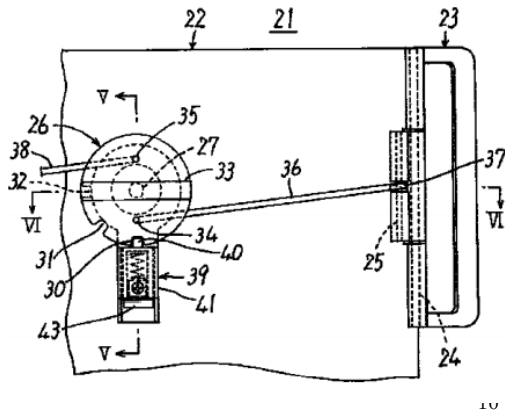


25

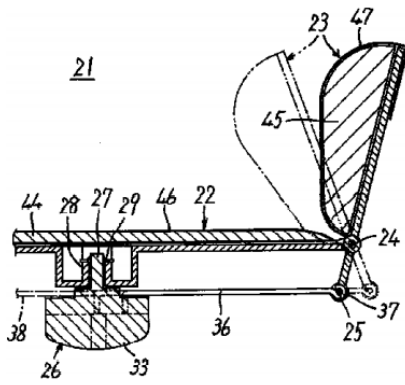
【図 3】



【図 4】



【図 6】



以上

(「シートシェル」、「シェル」の文言部分を赤字で表示する。)

5 1 甲25の1 (公表特許公報 特表2007-529353 公表日 平成19年(2007年)10月25日)

【0001】

本発明は、安全シートに関し、特に車両用のチャイルド安全シートに関する。

【0020】

10 . . .

図1に示すように、本発明に係るチャイルド安全シートは、スクワブ (s q u a b) 2及び背もたれ3を備えるシェル1を有する。このシェル1は、スクワブ2及び背もたれ3の一体成形又は二部品成形とすることができる。シェル1は、背もたれ3上に、後頭部支持体5と、この後頭部支持体5から車両の進行方向に対して左右前方斜め横に延びる一対の支持ウイング6、7と、を備えるヘッドレスト4を有する。なお、シェル1はポリプロピレン成形品であり、ヘッドレスト4はシェル1の他の成形品と一体的に成形されている。

15 【0025】

. . .このような衝突では、シートシェルの支持ウイングにぶつかって反動する着座者の慣性力で、頭部Hがライニングにぶつかる前に、前部20の遠位端部が窓Wにぶつかること
20 があり得る。この作用により、前部20はリビングヒンジ19を中心に回転する。

【図1】

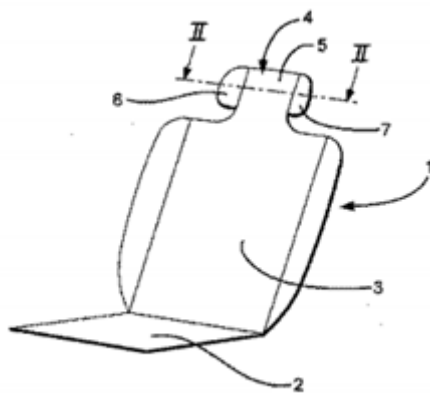


FIG. 1

35 2 甲25の2 (公開特許公報 特開2010-64737 公開日 平成22年(2010年)3月25日)

【0024】

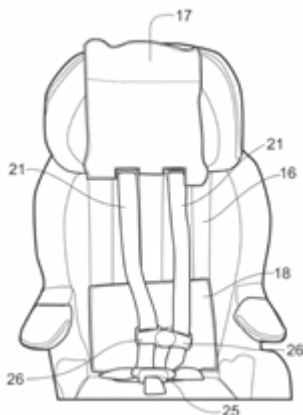
. . .自動車シート10は、一般に水平のシート部材12、シート部材12の後部から上方に突き出ている一般に垂直のバックレスト13、および好ましくはシート部材12の横方向反対側の一組のアームレスト14を備えるように製作される。自動車シート10は、

さらに、シートバック 13 の上側部分に装着されたヘッドレスト 15 を備えることもでき、また成長する子供に合わせ、適切に支持するようにシートバック 13 に関して垂直方向に位置調節することが可能である。自動車シート 10 は、一般に、自動車シート 10 の外面を定める剛性のあるシェル 16 とともに形成されるが、パディングがシェル 16 に装着され、子供が自動車シート 10 に着座している間に支持される柔らかい表面を形成する。パディングは、とりわけ、ヘッドレストパッド 17、バックパネルパッド 18、およびシートパッド 19 を含む。

【0028】

・・・図 2 に示されているように、第 1 のステップで、クローチストラップ 23 をシートシェル 16 の前方部分から取り外す。代替形態では、クローチストラップ 23 は、ハーネスバックル 25 がハーネス格納キャビティ 30 に到達できるように長く延ばされてシートパッド 19 の下に通され、シートパッド 19 の後部から出てくるようにできる。ほとんど状況では、クローチストラップ 23 は、シートシェル 16 から最も簡単に外される。次いで、図 3 に示されているように、ヘッドレストパッド 17 が他の隣接するパディング部材から緩められ、ヘッドレスト 15、またはバックレスト 13 の背部上に上方へ折り重ねられる。ヘッドレストパッド 17 が移動すると、バックレストシェル 16 に当たる形でショルダーストラップ 21 の位置が決まる。

【図 3】



3 甲 25 の 3 (公開特許公報 特開 2003-252092 公開日 平成 15 年 (2003 年) 9 月 9 日)

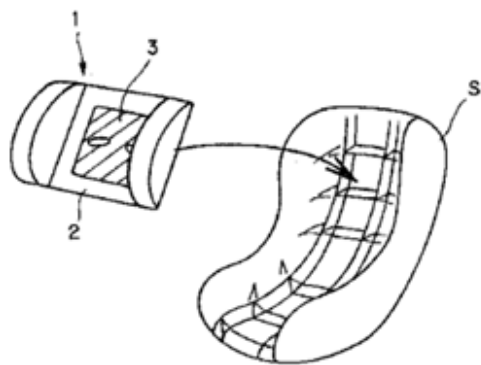
【0018】

35 【発明の実施の形態】 図 1 は本発明により形成された乳幼児用支持具の一例を示す。乳幼児用支持具 (支持具と略称することがある。) 1 は、パッド 2 と、そのパッド 2 に埋め込まれるように設けられる衝撃吸収材 3 とを有している。支持具 1 は、乳児又は幼児を支持するために、例えばチャイルドシート 4、ベビーカー 5、6 等の各種の乳幼児用品に組み込まれる。例えばチャイルドシート 4 の場合には、図 2 に示すようにポリプロピレン等の硬

質樹脂にて成形されたシェルSに支持具1が取り付けられ、その後にシェルSが表皮材(不図示)で覆われてシート本体が形成される。パッド2は発泡樹脂を素材とする発泡成形品である。パッド2には乳幼児の支持に適した形状が付与される。

5

【図2】



15

4 甲25の4 (公開特許公報 特開2005-28942 公開日 平成17年(2005年)2月3日)

【0017】

20

本実施形態に係るチャイルドシート10の基本的構成は、幼児または乳児が着座する部分であるシート本体となるシェル12と前記シェル12を設置固定するための台座である第一の台座14とから構成される。

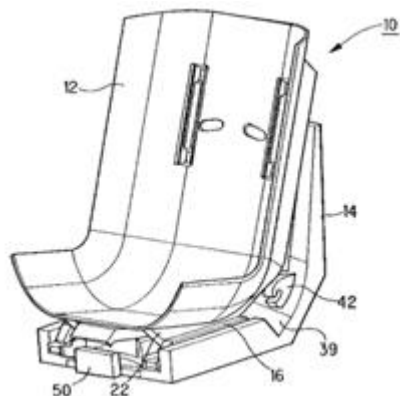
【0018】

25

前記シェル12は、高剛性かつ軽量の素材で、いわゆるバケットシート状に形成され、当該シェル12をウレタン等のクッション材で覆うことにより乳児および幼児の保護シートとして用いられる。・・・

【図1】

30



35

5 甲25の5（公開特許公報 特開2008-184133 公開日 平成20年（2008年）8月14日）

【0027】

第1図の通り、このチャイルドシート1は、側面視形状が各々L字形のベース10と、
5 子供着座者が座るシェル20とを備えている。シェル20には、子供着座者を拘束するための周知の子供用ウェビング（図示略）が設けられている。

【0029】

シェル20は、子供着座者の臀部が載る座部21と、子供着座者の背中を支える背部22と、左右の袖壁部23とを有している。

10

【図1】



15

20

6 甲25の6（公開特許公報 特開2008-290587 公開日 平成20年（2008年）12月4日）

【0031】

シート本体10は、シェル11と、シートカバー12とを備えて構成されている。シェル11は、チャイルドシート1の基本構造体であり、所要の剛性を有する硬質樹脂等の素材を用いて、幼児を着座状態で保持可能な形状にて形成されている。・・・シートカバー12は、シェル11をその前面側から覆うもので、ウレタンの如き軟性の素材を用いて、シートカバー12の前面に略合致する形状にて形成されている。このシートカバー12をシェル11に着脱自在に取り付けることで、幼児の着座時の快適性を向上させることができる。

30

35

【図1】



以上

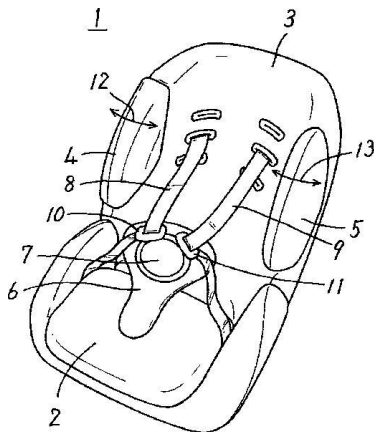
15

1 甲 4 (公開特許公報 特開平 7 - 6 9 1 0 9 公開日 平成 7 年 (1 9 9 5 年) 3 月 1 4 日)

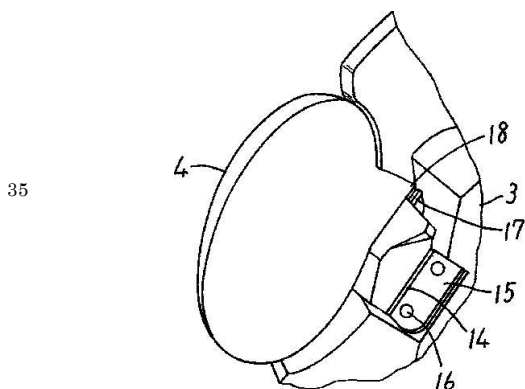
5 【0021】背もたれ部 3 には、ヘッドガード 4 に向かって突出する係合突起 17 が設けられる。この実施例では、背もたれ部 3 のベースとなる部材が樹脂成形品によって与えられ、この係合突起 17 は、この樹脂成形品と一体に形成される。他方、ヘッドガード 4 には、係合突起 17 に係合する係合部 18 が設けられる。ヘッドガード 4 が図 2 に示した姿勢から図 3 に示した姿勢となるように回転されるとき、また、逆に図 3 に示した姿勢から図 2 に示した姿勢へと回転されるとき、係合部 18 が、多少の弾力的な変形を伴いながら係合突起 17 を乗り越えなければならない。したがって、このように係合部 18 が係合突起 17 を乗り越えた後では、図 2 および図 3 にそれぞれ示すように、ヘッドガード 4 の姿勢が安定的に保たれる。

15 【0024】また、ヘッドガード 4 および 5 をそれぞれ所望の角度に変更した状態を固定するため、上述した実施例では、係合突起 17 と係合部 18 との組み合わせが用いられたが、その他の手段に置換えられてもよい。たとえば、ヘッドガードの回転後の固定を、所定の操作により強固に固定するロック手段が用いられてもよい。

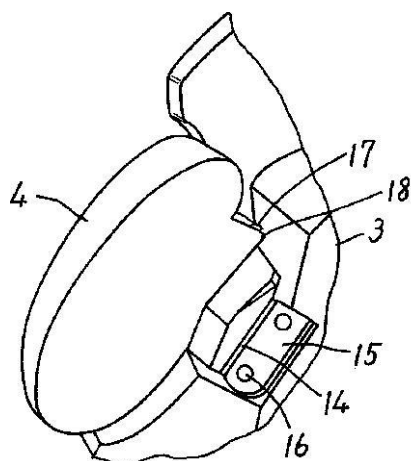
【図 1】



30 【図 2】



【図 3】



15 2 甲 2 (公表特許公報 特表 2008-515695 公表日 平成 20 年(2008 年)
5 月 15 日)

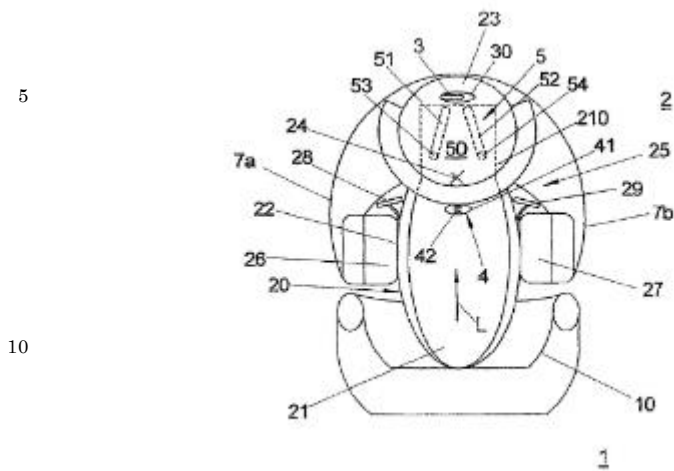
【0022】

20 頭部拘束装置の高さを設定するために、背もたれ部 2 は、全体として入れ子状(嵌合状)
に伸縮式に形成され、2つの背もたれ部分 21、22 から構成されている。背もたれ部
分 21、22 は、背もたれ部長手方向 L において相対的に調節可能とされ、そのうち一
25 方の背もたれ部下部 21 が背部サポートを構成し、背もたれ部長手方向 L に変位可能で
ある他方の背もたれ部上部 22 が頭部拘束装置を構成する。背もたれ部の長さを設定す
るためには、凹状把持部 30 に配置された作動ハンドル 3 である作動レバーが用いられ
る。作動レバー 3 は、頭部拘束装置 22 に設けられた(子供の頭部を受ける)頭部受け
部 23 に配置され、以下の 2つの機能を有する。

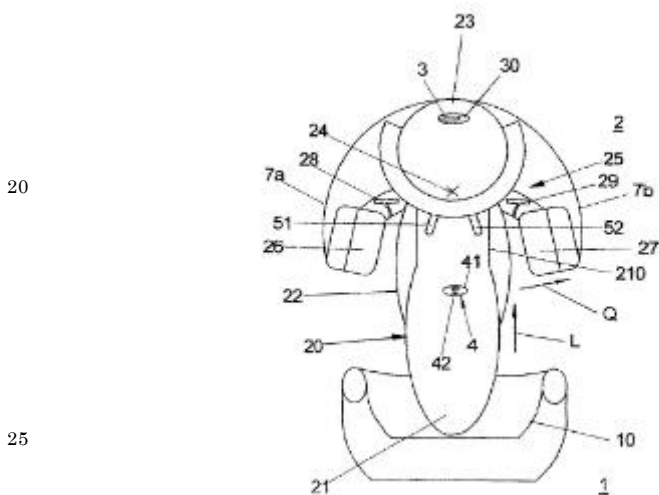
30 第一に、作動レバー 3 を回動することによって、ロック機構を解除することが可能で
ある。ロック機構は、弾性的にプレストレスを与えられてロック状態にされる掛止部材
によって形成され、背もたれ部の長さの現時点の設定をロックする。ロック機構が解除
されて、初めて、頭部拘束装置 22 を背もたれ部長手方向 L に背部サポート 21 に対し
て動かすことによって頭部拘束装置の高さをリセットすることが可能となる。

35 第二に、背もたれ部長手方向 L に作用する張力を作動ハンドル 3 に加えることによっ
てロック機構を解除した後、対応する設定機構を形成する 2つの背もたれ部 21、22、
すなわち、背部サポート 21 と、背部サポート 21 に移動可能に取り付けられた頭部拘
束装置 22 を背もたれ部長手方向 L に相対的に移動させて(図 2 参照)、頭部拘束装置を
所望の高さにリセットすることが可能である。

【図 1】



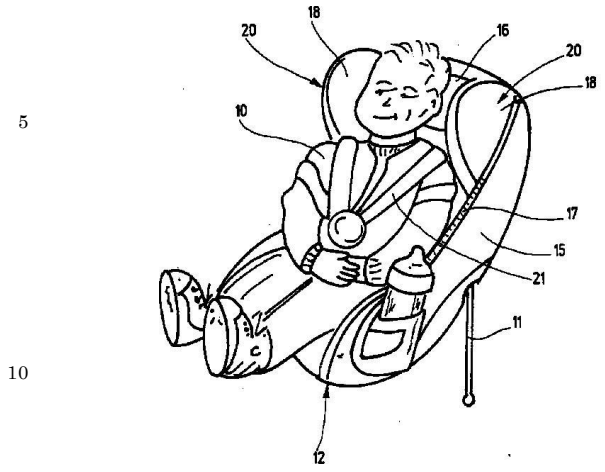
【図 2】



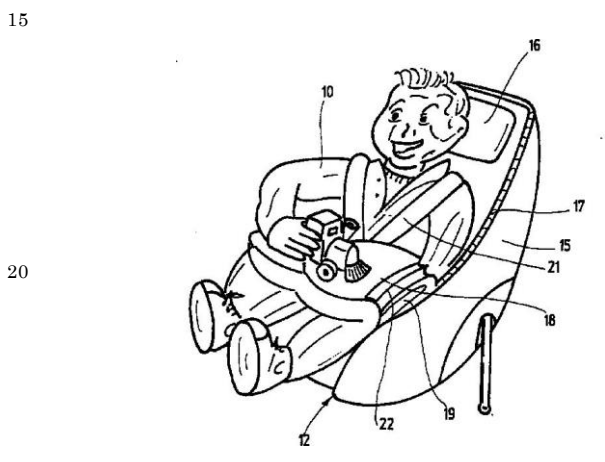
3 甲 3 の 1 (公 開 特 許 公 報 特 開 平 1 1 - 2 6 8 5 6 5 公 開 日 平 成 1 1 年 (1 9 9 9
30 年) 1 0 月 5 日)

【 0 0 1 7 】 形 状 部 1 8 と す べ り 足 1 9 の 間 の 回 転 結 合 部 2 2 は 正 確 な 回 転 位 置 に 固 定
さ れ て お り , そ れ に よ っ て 望 ま ない 回 転 位 置 の 変 更 を 防 止 す る こ と が 可 能 だ 。 形 状 部 1
8 の 保 護 側 壁 機 能 に お け ば (図 2) 回 転 結 合 部 2 2 は 0 ° の 位 置 で ロ ッ ク さ れ る の で ,
保 護 側 壁 2 0 は 子 供 1 0 に よ っ て 外 側 へ 押 し 付 け ら れ る こ と は 可 能 だ ない 。 回 転 結 合 部 2
35 2 の 固 定 は 種 々 の 方 法 で 行 う こ と が 可 能 だ が , こ こ で は 簡 明 に す る 為 に 記 載 し ない 。 す
べ り 足 1 9 に は , こ こ で は 示 さ れ て い ない が 停 止 手 段 を 設 け , こ の 手 段 で す べ り 足 1 9
を す べ り レ ー ル 1 7 中 の 種 々 の 移 動 位 置 に 固 定 す る こ と が 可 能 だ 。 こ の 停 止 手 段 も 固 定
手 段 と 同 様 に 手 で 操 作 さ れ , 即 ち 手 で 解 除 お よ び / 又 は 作 動 さ れ る 。

【图 2】



【图 3】



25 以上